

川崎市地域防災計画

風水害対策編

(平成20年度修正)

川崎市防災会議

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節	計画の目的	1
第2節	国・県の防災計画との関係	1
第3節	計画の修正	1
第4節	計画の習熟	1
第5節	計画の構成及び内容	2
第6節	個別防災計画の策定	2
第7節	計画の体系	3

第2章 防災関係機関の業務大綱

第1節	川崎市	4
第2節	神奈川県	4
第3節	神奈川県警察	5
第4節	指定地方行政機関	5
第5節	自衛隊	6
第6節	指定公共機関	6
第7節	指定地方公共機関	7
第8節	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8
第9節	住民組織	9

第3章 市の自然と災害

第1節	地勢の概況	10
第2節	社会的条件	11
第3節	気象の概況	12
第4節	既往の風水害	13

第2部 予防計画

第1章 防災力の向上

第1節	基本理念	21
第2節	防災知識の普及と意識の高揚	22
第3節	防災教育	23
第4節	自主防災組織の活動支援	23
第5節	消防団の充実・強化	24
第6節	企業の役割	25
第7節	防災インストラクター登録	25

第2章 河川の対策

第1節	河川の管理	26
第2節	河川の整備	26
第3節	雨水対策	27
第4節	取水堰及び水門の維持管理及び操作	27

第5節	洪水の浸水想定区域の指定	28
第6節	ハザードマップの作成・公表	28
第3章	下水道施設の整備	
第1節	下水道の整備	30
第2節	雨水管きよの整備	30
第3節	ポンプ場の機能向上	30
第4節	貯水施設の整備	30
第5節	低地改良の推進	31
第4章	港湾の対策	
第1節	港湾の整備	32
第2節	企業及び防災組織等との連携	32
第5章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節	土砂災害防止対策	33
第2節	宅地災害の予防対策	34
第3節	道路がけ防災工事	35
第6章	地下街等の対策	
第1節	地下街等の範囲	39
第2節	避難体制の整備	40
第7章	災害時要援護者対策	
第1節	高齢者及び障害者の現況	41
第2節	地域における安全体制の確保	41
第3節	災害時要援護者施設等の対策	42
第4節	外国人等に関する対策	43
第5節	避難施設の対策	43
第8章	地域防災拠点及び避難施設の整備	
第1節	地域防災拠点	45
第2節	避難施設	45
第9章	物資・資機材の備蓄及び協定	
第1節	水防用資機材の保管	47
第2節	食糧及び生活必需品の備蓄	47
第3節	応急対策用資機材の備蓄	47
第4節	備蓄場所	47
第5節	各局の備蓄業務等	48
第6節	応援協定の推進	48
第10章	防災訓練の実施・指導	
第1節	訓練の方針及び実施時期	49
第2節	訓練の種類	49
第3節	訓練の検証	50
第11章	ボランティアとの連携	
第1節	ボランティアの活動分野	51
第2節	一般ボランティアの活動支援のための環境整備	51

第3節	災害時における一般ボランティア活動支援	51
第4節	専門ボランティアとの協力体制の確立	52
第5節	消防ボランティア組織との連携	52

第3部 初動対策計画

第1章 初動体制の確立

第1節	体制の概要	53
第2節	川崎市災害警戒体制	54

第2章 川崎市災害警戒本部

第1節	市警戒本部	55
第2節	区本部	55

第3章 川崎市災害対策本部

第1節	市本部の設置及び廃止	57
第2節	市本部の組織及び運営	57
第3節	各部・区本部間の相互応援	59

第4章 災害対策要員の動員・配備

第1節	市職員の動員体制	61
第2節	動員の方法	63

第5章 消防の警防体制

第1節	消防の組織	64
第2節	特別警防体制	64
第3節	動員・召集等	65
第4節	警備	65

第6章 情報の収集と伝達

第1節	情報の収集及び伝達体制	67
第2節	災害情報の収集等	67
第3節	横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達	68
第4節	洪水予報	73
第5節	水防警報及び避難判断水位	74
第6節	その他の情報	78

第7章 災害情報の広報

第1節	広報内容	81
第2節	広報活動の方法	81
第3節	報道機関への情報提供及び発表方法	82

第4部 応急対策計画

第1章 警備・交通対策

第1節	警察の警備態勢	83
第2節	海上保安庁の警備救難体制	85
第3節	道路交通対策	87

第2章	避難対策	
第1節	避難勧告等	91
第2節	住民説明の実施	93
第3節	避難誘導	93
第4節	避難所の開設等	94
第5節	警戒区域	95
第3章	河川・港湾・がけ地の災害防止対策	
第1節	河川対策	96
第2節	港湾対策	96
第3節	土砂災害防止対策	96
第4節	土砂災害に対する二次災害防止対策	96
第4章	医療救護	
第1節	医療救護活動体制の整備	97
第2節	医療救護班の編成・活動	98
第3節	被災傷病者の収容医療施設	100
第4節	応援要請	101
第5章	飲料水・食糧・生活必需品の供給	
第1節	飲料水の供給	102
第2節	食糧の供給	103
第3節	生活必需品の供給	105
第4節	災害用トイレの供給	106
第5節	義援物資の受付	106
第6章	輸送計画	
第1節	輸送の優先順位	107
第2節	輸送の実施	107
第3節	緊急活動道路の確保	108
第4節	救援物資等の集積場所及び輸送拠点	109
第7章	障害物の除去	
第1節	除去の対象・実施者	110
第2節	除去した障害物の集積場所	110
第8章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	112
第2節	生活衛生	112
第3節	保健医療対策	113
第9章	廃棄物処理計画	
第1節	ごみ処理	114
第2節	し尿処理	115
第10章	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	
第1節	行方不明者・遺体の捜索	118
第2節	遺体の収容及び処理	118
第3節	火葬	119

第 1 1 章	文教対策	
第 1 節	学校施設の応急対策	121
第 2 節	園児・児童・生徒等の措置及び応急教育の実施方法	121
第 3 節	学校用品等の調達・支給	121
第 4 節	学校給食等の措置	122
第 5 節	教育施設の応急対策	122
第 6 節	文化財の保護	122
第 7 節	避難収容施設の運営支援	122
第 1 2 章	社会福祉施設等の応急対策	
第 1 節	施設の応急対策	123
第 2 節	児童・利用者等の措置	123
第 3 節	施設利用等の提供	123
第 4 節	災害時要援護者の二次避難所	124
第 1 3 章	公共的施設等の応急対策	
第 1 節	市施設の応急対策	125
第 2 節	土木施設の応急対策	125
第 3 節	上水道施設の応急対策	126
第 4 節	下水道施設の応急対策	126
第 1 4 章	応急住宅対策	
第 1 節	応急仮設住宅	127
第 2 節	住宅の応急修理	127
第 3 節	一時的居住先としての公営住宅等の活用	128
第 4 節	民間住宅等の提供	128
第 1 5 章	広域応援体制	
第 1 節	応援の要請	130
第 2 節	項目別応援要請	130
第 3 節	総合的な応援要請	131
第 4 節	活動拠点の配置	132
第 1 6 章	災害救助法	
第 1 節	災害救助法の実施	135
第 2 節	災害救助法の適用基準	135
第 3 節	災害救助法の適用要請	135
第 4 節	救助の内容	136
第 5 節	費用の負担	136

第 5 部 復旧計画

第 1 章	民生安定のための緊急措置	
第 1 節	相談窓口の開設	137
第 2 節	義援金等の配分	137
第 3 節	弔慰金・見舞金等の支給	137
第 4 節	資金の貸付	138

第5節	市税・保険料の減免措置等	141
第6節	り災証明書の発行	144
第7節	被災者生活再建支援金の支給	144
第2章	公共施設の災害復旧	
第1節	事業実施に伴う国の財政援助等	148
第2節	激甚災害の指定	149
第3節	激甚法に定める事業	150
第6部	公共事業施設防災計画	
第1章	東京電力株式会社	
第1節	計画方針	151
第2節	防災対策機関の所在地	151
第3節	応急活動	151
第2章	東京ガス株式会社	
第1節	計画方針	153
第2節	所管	153
第3節	施設の災害予防計画	153
第4節	応急対策	153
第5節	復旧計画	154
第3章	東日本電信電話株式会社	
第1節	計画方針	158
第2節	災害対策本部の所在地	158
第3節	事前措置	158
第4節	発災時等の措置	158

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節	計画の目的	1
第2節	国・県の防災計画との関係	1
第3節	計画の修正	1
第4節	計画の習熟	1
第5節	計画の構成及び内容	2
第6節	個別防災計画の策定	2
第7節	計画の体系	3

第2章 防災関係機関の業務大綱

第1節	川崎市	4
第2節	神奈川県	4
第3節	神奈川県警察	5
第4節	指定地方行政機関	5
第5節	自衛隊	6
第6節	指定公共機関	6
第7節	指定地方公共機関	7
第8節	その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8
第9節	住民組織	9

第3章 市の自然と災害

第1節	地勢の概況	10
第2節	社会的条件	11
第3節	気象の概況	12
第4節	既往の風水害	13

第2部 予防計画

第1章 防災力の向上

第1節	基本理念	21
第2節	防災知識の普及と意識の高揚	22
第3節	防災教育	23
第4節	自主防災組織の活動支援	23
第5節	消防団の充実・強化	24
第6節	企業の役割	25
第7節	防災インストラクター登録	25

第2章 河川の対策

第1節	河川の管理	26
第2節	河川の整備	26
第3節	雨水対策	27
第4節	取水堰及び水門の維持管理及び操作	27

第5節	洪水の浸水想定区域の指定	28
第6節	ハザードマップの作成・公表	28
第3章	下水道施設の整備	
第1節	下水道の整備	30
第2節	雨水管きよの整備	30
第3節	ポンプ場の機能向上	30
第4節	貯水施設の整備	30
第5節	低地改良の推進	31
第4章	港湾の対策	
第1節	港湾の整備	32
第2節	企業及び防災組織等との連携	32
第5章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節	土砂災害防止対策	33
第2節	宅地災害の予防対策	34
第3節	道路がけ防災工事	35
第6章	地下街等の対策	
第1節	地下街等の範囲	39
第2節	避難体制の整備	40
第7章	災害時要援護者対策	
第1節	高齢者及び障害者の現況	41
第2節	地域における安全体制の確保	41
第3節	災害時要援護者施設等の対策	42
第4節	外国人等に関する対策	43
第5節	避難施設の対策	43
第8章	地域防災拠点及び避難施設の整備	
第1節	地域防災拠点	45
第2節	避難施設	45
第9章	物資・資機材の備蓄及び協定	
第1節	水防用資機材の保管	47
第2節	食糧及び生活必需品の備蓄	47
第3節	応急対策用資機材の備蓄	47
第4節	備蓄場所	47
第5節	各局の備蓄業務等	48
第6節	応援協定の推進	48
第10章	防災訓練の実施・指導	
第1節	訓練の方針及び実施時期	49
第2節	訓練の種類	49
第3節	訓練の検証	50
第11章	ボランティアとの連携	
第1節	ボランティアの活動分野	51
第2節	一般ボランティアの活動支援のための環境整備	51

第3節	災害時における一般ボランティア活動支援	51
第4節	専門ボランティアとの協力体制の確立	52
第5節	消防ボランティア組織との連携	52
第3部 初動対策計画		
第1章 初動体制の確立		
第1節	体制の概要	53
第2節	川崎市災害警戒体制	54
第2章 川崎市災害警戒本部		
第1節	市警戒本部	55
第2節	区本部	55
第3章 川崎市災害対策本部		
第1節	市本部の設置及び廃止	57
第2節	市本部の組織及び運営	57
第3節	各部・区本部間の相互応援	59
第4章 災害対策要員の動員・配備		
第1節	市職員の動員体制	61
第2節	動員の方法	63
第5章 消防の警防体制		
第1節	消防の組織	64
第2節	特別警防体制	64
第3節	動員・召集等	65
第4節	警備	65
第6章 情報の収集と伝達		
第1節	情報の収集及び伝達体制	67
第2節	災害情報の収集等	67
第3節	横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達	68
第4節	洪水予報	73
第5節	水防警報及び避難判断水位	74
第6節	その他の情報	78
第7章 災害情報の広報		
第1節	広報内容	81
第2節	広報活動の方法	81
第3節	報道機関への情報提供及び発表方法	82
第4部 応急対策計画		
第1章 警備・交通対策		
第1節	警察の警備態勢	83
第2節	海上保安庁の警備救難体制	85
第3節	道路交通対策	87

第2章	避難対策	
第1節	避難勧告等	91
第2節	住民説明の実施	93
第3節	避難誘導	93
第4節	避難所の開設等	94
第5節	警戒区域	95
第3章	河川・港湾・がけ地の災害防止対策	
第1節	河川対策	96
第2節	港湾対策	96
第3節	土砂災害防止対策	96
第4節	土砂災害に対する二次災害防止対策	96
第4章	医療救護	
第1節	医療救護活動体制の整備	97
第2節	医療救護班の編成・活動	98
第3節	被災傷病者の収容医療施設	100
第4節	応援要請	101
第5章	飲料水・食糧・生活必需品の供給	
第1節	飲料水の供給	102
第2節	食糧の供給	103
第3節	生活必需品の供給	105
第4節	災害用トイレの供給	106
第5節	義援物資の受付	106
第6章	輸送計画	
第1節	輸送の優先順位	107
第2節	輸送の実施	107
第3節	緊急活動道路の確保	108
第4節	救援物資等の集積場所及び輸送拠点	109
第7章	障害物の除去	
第1節	除去の対象・実施者	110
第2節	除去した障害物の集積場所	110
第8章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	112
第2節	生活衛生	112
第3節	保健医療対策	113
第9章	廃棄物処理計画	
第1節	ごみ処理	114
第2節	し尿処理	115
第10章	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	
第1節	行方不明者・遺体の捜索	118
第2節	遺体の収容及び処理	118
第3節	火葬	119

第 1 1 章	文教対策	
第 1 節	学校施設の応急対策	121
第 2 節	園児・児童・生徒等の措置及び応急教育の実施方法	121
第 3 節	学校用品等の調達・支給	121
第 4 節	学校給食等の措置	122
第 5 節	教育施設の応急対策	122
第 6 節	文化財の保護	122
第 7 節	避難収容施設の運営支援	122
第 1 2 章	社会福祉施設等の応急対策	
第 1 節	施設の応急対策	123
第 2 節	児童・利用者等の措置	123
第 3 節	施設利用等の提供	123
第 4 節	災害時要援護者の二次避難所	124
第 1 3 章	公共的施設等の応急対策	
第 1 節	市施設の応急対策	125
第 2 節	土木施設の応急対策	125
第 3 節	上水道施設の応急対策	126
第 4 節	下水道施設の応急対策	126
第 1 4 章	応急住宅対策	
第 1 節	応急仮設住宅	127
第 2 節	住宅の応急修理	127
第 3 節	一時的居住先としての公営住宅等の活用	128
第 4 節	民間住宅等の提供	128
第 1 5 章	広域応援体制	
第 1 節	応援の要請	130
第 2 節	項目別応援要請	130
第 3 節	総合的な応援要請	131
第 4 節	活動拠点の配置	132
第 1 6 章	災害救助法	
第 1 節	災害救助法の実施	135
第 2 節	災害救助法の適用基準	135
第 3 節	災害救助法の適用要請	135
第 4 節	救助の内容	136
第 5 節	費用の負担	136

第 5 部 復旧計画

第 1 章	民生安定のための緊急措置	
第 1 節	相談窓口の開設	137
第 2 節	義援金等の配分	137
第 3 節	弔慰金・見舞金等の支給	137
第 4 節	資金の貸付	138

第5節	市税・保険料の減免措置等	141
第6節	り災証明書の発行	144
第7節	被災者生活再建支援金の支給	144
第2章	公共施設の災害復旧	
第1節	事業実施に伴う国の財政援助等	148
第2節	激甚災害の指定	149
第3節	激甚法に定める事業	150
第6部	公共事業施設防災計画	
第1章	東京電力株式会社	
第1節	計画方針	151
第2節	防災対策機関の所在地	151
第3節	応急活動	151
第2章	東京ガス株式会社	
第1節	計画方針	153
第2節	所管	153
第3節	施設の災害予防計画	153
第4節	応急対策	153
第5節	復旧計画	154
第3章	東日本電信電話株式会社	
第1節	計画方針	158
第2節	災害対策本部の所在地	158
第3節	事前措置	158
第4節	発災時等の措置	158

第1章 計画の方針【総務局危機管理室】

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する風水害対策に関する計画であって、市、県、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、その有する全機能を発揮して、市域における風水害に係る予防、初動対策、応急対策及び復旧を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体、財産を災害から保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資するとともに、各局区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

（資料編 川崎市防災会議条例）

（資料編 川崎市防災会議条例運営要綱・構成表）

（資料編 川崎市防災会議専門部会運営規定）

本計画において、各局室区については、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合には、各部及び区本部と読み替えるものとする。

第2節 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、神奈川県地域防災計画及び水防計画との整合性・関連性を有するものとする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から調査・研究、教育・研修、訓練等によりこの計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における風水害対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

第5節 計画の構成及び内容

この計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき防災対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画」の時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すものである。この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
総 則	市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予 防 計 画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日ごろから行うべき措置等について定める。
初 動 対 策 計 画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応 急 対 策 計 画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関が行う応急対策に係る措置について定める。
復 旧 計 画	被災者の生活支援、公共施設の災害復旧等について定める。
公共事業施設防災計画	ライフライン事業者の防災計画について定める。

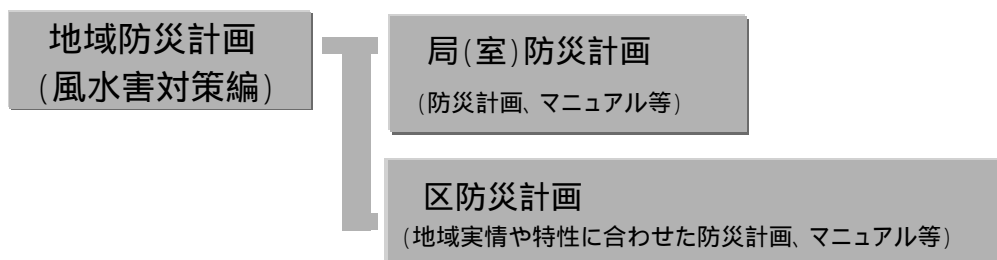
第6節 個別防災計画の策定

1 防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

2 市個別防災計画の策定

各局（室）長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧の実施に関し、「局（室）防災計画」をあらかじめ定めるものとする。また、各区長は、その所掌事務について地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区本部の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとする。



3 個別防災計画の推進

川崎市防災会議は、市及び防災関係機関等に対して個別防災計画の策定を推進するよう努めなければならない。

第7節 計画の体系



第2章 防災関係機関の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 川崎市

- 1 防災組織の整備及び育成指導
- 2 防災知識の普及及び教育
- 3 防災訓練の実施
- 4 防災施設の整備
- 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- 6 消防・水防活動その他の応急措置
- 7 避難対策
- 8 災害に関する情報収集及び救護の実施
- 9 被災者に対する救助及び救護の実施
- 10 保健衛生
- 11 文教対策
- 12 被災施設の復旧
- 13 その他の災害応急対策
- 14 その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

第2節 神奈川県

- 1 防災組織の整備
- 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施
- 5 防災施設の整備
- 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- 7 風水害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 8 緊急輸送の確保
- 9 交通規制、その他社会秩序の維持
- 10 保健衛生
- 11 文教対策
- 12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- 13 災害救助法に基づく被災者の救助
- 14 被災施設の復旧
- 15 その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

第3節 神奈川県警察

- 1 警備体制の整備
- 2 災害に関する情報の収集及び被害調査
- 3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
- 4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置
- 5 交通規制・管制
- 6 遺体の検視等に関する措置

第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電波の統制監理及び有線電気通信の監理 2 非常無線通信の確保等
神奈川労働局 (川崎南・北 労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2 事業所等の被災状況の把握
関東農政局 (神奈川農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧の需給調整
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局 (川崎国道事務所) (横浜国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における道路啓開等交通確保 2 災害応急工事及び復旧工事の施工
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 洪水予報及び水防警報の発表・伝達等 3 災害応急工事及び復旧工事の施工
関東地方整備局 (京浜港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設及び海岸保全施設に係る災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 3 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 4 東京湾内における海洋環境整備
関東運輸局 (神奈川運輸支局) (川崎海運支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における輸送機関との連絡調整事務 2 災害時における応急海上輸送
第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 (川崎海上保安署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船艇及び航空機による警報等の伝達 2 災害に関する情報収集(港内、船舶交通、避難者の状況) 3 海難救助等 4 緊急輸送 5 物品の無償貸付及び譲与 6 流出油等の防除

	<ul style="list-style-type: none"> 7 海上交通安全の確保 8 警戒区域の設定 9 治安の維持 10 危険物の保安措置
東京管区気象台 (横浜地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の発表並びに関係機関への通報 2 注意報、警報等の伝達体制の整備 3 気象災害の発生に関する調査の実施 4 気象観測の実施及び観測施設の維持管理 5 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 6 風水害に関わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 7 発災後の各種情報提供、専門委員の派遣及び照会対応

第5節 自衛隊

陸上自衛隊 第31普通科連隊 海上自衛隊 横須賀地方総監部	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の調査 2 災害派遣計画の策定 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災訓練の実施 4 人命又は財産保護のための応急救護及び応急復旧活動 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
--	--

第6節 指定公共機関

郵便事業株式会社 郵便局株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東日本電信電話(株)(神奈川支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (神奈川支店)	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本赤十字社 (神奈川県支部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の派遣 2 救援物資の配分及び備蓄 3 血液製剤の確保及び供給 4 義援金の受付と配分 5 救助に関する団体・個人による協力活動の連絡調整

中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター) 東日本高速道路(株)(関東支社京浜管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東名高速・第三京浜・東京湾横断道路の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速・第三京浜・東京湾横断道路の災害復旧
首都高速道路(株) (神奈川管理局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 首都高速道路の災害復旧
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備 2 災害時における電気通信の疎通
日本通運(株) (川崎支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力(株) (川崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の整備及び保全 2 災害時における電力供給の確保及び広報 3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス(株) (川崎支店、神奈川導管ネットワークセンター、神奈川ガスライト24)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の整備及び保全 2 被災地に対する燃料供給の確保及び広報 3 被災施設の調査及び復旧
日本放送協会 (横浜放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全

第7節 指定地方公共機関

東京急行電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 小田急電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(社)神奈川県医師会 (社)神奈川県歯科医師会 (社)神奈川県薬剤師会 (社)神奈川県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)神奈川県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策

(株)アール・エフ・ラジオ日本	1 気象予報、警報等の放送周知
(株)テレビ神奈川	2 災害状況及び災害対策に関する放送
横浜エフエム放送(株)	3 放送施設の保安
(株)神奈川新聞社	1 災害情報及び災害対策に関する報道

第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋 4 被災農家に対する融資のあっ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあっ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
京王電鉄(株) 神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
(社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
(社)川崎市医師会 (社)川崎市歯科医師会 (社)川崎市薬剤師会 (社)川崎市看護協会 (社)川崎市柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(社)神奈川県バス協会	1 災害時の応急輸送対策 2 旅客の避難及び誘導
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
(社)神奈川県エルピーガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

危険物施設 高圧ガス施設 放射性物質取扱い施設	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
地下街等の所有者又は管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 施設利用者の避難等安全確保
かわさき市民放送(株)	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全

第9節 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資器材の整備・点検 4 災害時要援護者の支援
-------------------	---

第3章 市の自然と災害

第1節 地勢の概況

1 位置及び面積

本市は、神奈川県東北端に位置し、北は多摩川を境として東京都に、南は横浜市に隣接し、首都圏の中核都市としての一翼を担っている。

位置及び面積は、東経139度47分46秒から139度26分55秒、北緯35度38分34秒から35度28分11秒に位置し、面積は144.35km²（神奈川県の約6%）である。

2 地勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約33km、南北の最短距離は約1kmのところもあり、西北部一帯は、多摩丘陵に連なる最高148.0mの高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は海岸線より地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

3 河川

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川・麻生川・三沢川・平瀬川等があり、麻生川は西北部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

市内河川一覧

種別	水系名	河川名	河川延長(m)
一級河川	多摩川	多摩川	29,800
		平瀬川	7,560
		平瀬川支川	2,330
		二ヶ領本川	6,060
		五反田川	1,480
		三沢川	2,400
	鶴見川	鶴見川	4,730
		矢上川	6,830
		麻生川	1,700
		真光寺川	330
準用河川	多摩川	五反田川	3,275
		三沢川	1,380
		二ヶ領用水(宿河原線)	2,200
		二ヶ領本川(上河原線)	1,200
	鶴見川	矢上川	3,495
		有馬川	3,870
		真福寺川	1,045
		麻生川	2,905
		片平川	2,355

普通河川	多摩川	二ヶ領用水（円筒分水下流）	9,000
		山下川	1,590
		旧三沢川	1,995
		平瀬川支川	1,460
		三沢川	460
	鶴見川	渋川	2,400
		江川	2,700
		矢上川	985
		有馬川	1,460
		早野川	1,900
		真福寺川	1,455
		片平川	425

河川延長については、すべて市内延長

4 港湾

川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第9位（平成19年）、16万トンの超大型タンカーから5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に平均90隻ほど入港している。

第2節 社会的条件

1 人口・世帯数

平成20年10月1日現在で本市の人口は139万人であり、世帯数は64万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は6.5%、世帯数は10.8%増加している。また、人口密度は、1km²あたり9,631人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。

最新の国勢調査によると昼間人口比率は87.1%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.3万人（約13%）で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.5万人（約5%）である。また、65歳以上の人口は約21.5万人（約16%）で、人口の増加が著しく、この5年間で22.9%増加している。

このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。

人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

年 別	人 口	人 口 増 減		世 帯 数
		実 数	増加率(%)	
平成16年	1,306,021	12,403	0.96	587,660
17年	1,327,011	20,990	1.61	595,513
18年	1,342,262	15,251	1.15	607,729
19年	1,369,443	27,181	2.03	626,239
20年	1,390,270	20,827	1.52	640,658

区別面積と人口

平成 20 年 10 月 1 日現在

区	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度(人/k m ²)
川 崎	40.25	213, 328	5, 300
幸	10.09	149, 834	14, 850
中 原	14.81	224, 982	15, 191
高 津	17.10	212, 474	12, 425
宮 前	18.60	214, 682	11, 542
多 摩	20.39	210, 541	10, 326
麻 生	23.11	164, 429	7, 115
計	144.35	1, 390, 270	9, 631

2 交通

本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。

鉄道網については、JR、私鉄合わせて14路線が市内を通過しているが、そのうち市域を縦貫する路線はJR南武線(1)(2)だけで、ほかに地域的な路線として川崎区内の京浜急行大師線、麻生区内の小田急多摩線がある。

道路網についても、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が9路線あり、その大部分が4車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道409号～(主)川崎府中線、(都)尻手黒川線、(主)幸多摩線の3路線で、しかも、その大部分が2車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって自動車交通量の増大に対応しきれないでいるのが現状である。これらの状況緩和のため、平成2年12月にはJR南武線の高架化事業が完成し、平成14年4月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路(期区間)のうち、殿町出入口までが供用開始となり、残る区間の整備が急速に進められている。

第3節 気象の概況

1 概要

本市はおおむね温暖である。年間の平均気温は16前後、また、月平均では7月、8月が最も高く27前後であり、1月から2月が最も低く、6前後である。月降水量は、秋の長雨期、台風期である9、10月が平均180～230mmと年間で最も多く、梅雨期の6、7月は平均160～190mmである。年間降水量は、ここ10年1,400mm～1,900mmとなっている。

また、日降水量が50mm以上の日は年に数回～10数回あり、日降水量が150mm以上の日は4～5年に1回の割合で出現する。川崎に大雨を降らせる原因は、次の3つに大別できる。

- (1) 狩野川台風の時のように川崎が台風の中心付近の強雨域に入る場合
- (2) 台風の接近前でも本州南岸付近に前線があり、台風の影響を受けてこの前線上で強い雷雨が起きたとき

(3) 東シナ海又は日本の南の海上で熱帯方面から多量の湿気を吸収して進んでくる発達した低気圧の通過のとき。

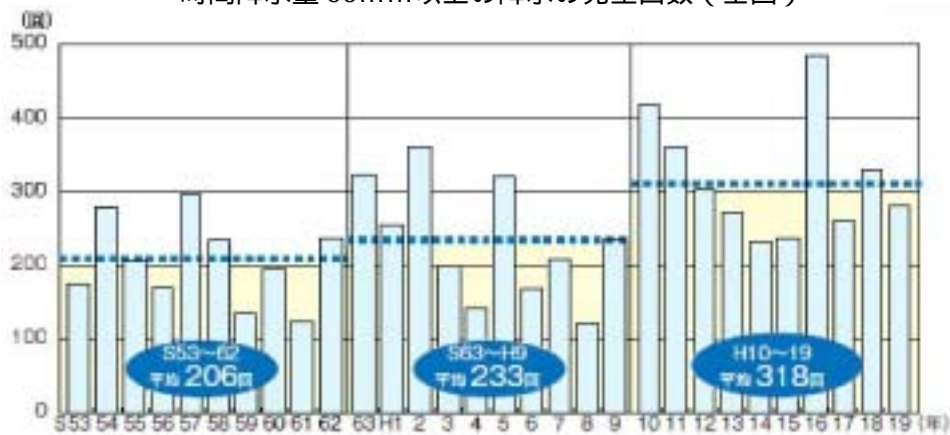
以上いずれの場合でも、熱帯方面から多量の湿気を含んだ空気が流れ込んでいるときであり、また、最近では夏期に低気圧の影響で雷が発生し、時間雨量 50mm を超えるような集中豪雨の発生が顕著となっている。

低地の浸水は、比較的短い時間による集中的な雨が原因であるのに対し、がけ崩れは、長雨により土が過度に湿った時に発生する。

関東ローム層でのがけ崩れは、土壌の軟弱化によって起こり、これは、当日の雨量が主因であるが、前日、前々日の雨量も要因となる。

風向は、春から夏は南南西、秋から冬にかけては北からの風が卓越し、風速は年平均 3m/s 程度である。(出典 横浜地方気象台気象統計情報)

時間降水量 50mm以上の降水の発生回数(全国)



平成20年版防災白書より

第4節 既往の風水害

市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があり、ヒートアイランド現象による集中豪雨の発生など、急速な都市化の進展により、新たな都市型水害を発生させている。

最近10年間に、10棟以上の家屋の浸水被害が発生したのは、表1のとおりである。

また、過去の大きな風水害は表2のとおりである。

掲載する記録は、「死者の発生・傷者30名以上・半壊以上の家屋10棟以上・浸水(床上・床下)家屋100以上・その他特異なもの」とする。

表1 川崎市の主な風水害(過去10年間のもの)

被害発生 年月日	災害種別	人的被害(人)			住宅被害(棟)					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量(mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H11.7.21	集中豪雨							11	12		58	86
H11.8.14~16	集中豪雨			4				65	16		38	220
H12.9.12	集中豪雨							6	7		57	57
H13.6.7	集中豪雨							9	13		66	89

H13.7.25	集中豪雨							4	10		60	61
H13.9.10~11	台風 15 号						1	38	28		45	186
H14.7.16	台風 7 号							6	12		64	93
H14.8.4	集中豪雨							3	11		68	72
H14.8.19	台風 13 号							5	22		59	184
H15.10.13	集中豪雨							4	14		60	64
H16.10.8~9	台風 22 号			4			4	27	166	6	66	308
H16.10.19~21	台風 23 号							14	37	1	52	242
H17.9.4~5	集中豪雨							6	5	2	78	175
H19.9.5~7	台風 9 号		2	5				25	23		20	190

表 2 風水害の記録（過去の大きな災害）

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
23. 8. 2	竜 巻	房総半島南端におき、平均時速 60 km で北西にすすみ、三浦半島に上陸、埼玉県で終わった。雷雨を伴う。この雷雨は温暖前線上に起ったもので、経路として珍しいものである。	発生時間 11 時 10 分市内旭町 1 ~ 2 丁目、藤崎 1 丁目、大師、川中島、堀ノ内、四谷上町、観音町、中島町の一部に発生し数分間で終わる 死者 3 . 重傷 44 . 軽傷 62 . 罹災者 300 . 電柱倒壊 5 . 等
23. 9. 16	風 水 害 高 潮 (アイオン台風)	マーシャル群島に発生、潮岬の沖合で北東に転向、伊豆半島南端をかすめ、宮崎木更津間上陸銚子の北を通った台風 最低気圧 (mb) 925.1 横浜 最大風速 (m/s) 25.8 " 風 向 N " 雨 量 (mm) 158 "	県西部山岳地帯で豪雨があり、これによる洪水が起きた。又、風害は大したことはなかったが相模湾・東京湾には高潮がおき被害が甚だしかった。 県内被害 死者 19 . 傷者 23 . 行方不明 11 . 家屋全壊 99 . 半壊 104 . 流失 108 . 床上浸水 3,537 . 床下浸水 3,334 . 田流失埋没 234 町 . 畑冠水 1,666 町 . 道路損壊 62 . 橋梁破損 99 . 堤防破壊 227 . 船舶被害 73 .
24. 8. 31	風 水 害 高 潮 塩 風 害 (キティ台風)	マークス島付近に発生、毎時 25 km で西北西にすすみ鳥島東方で北西に向きを変え、大島の西をとおり小田原付近に上陸、新潟から日本海に出た台風による。 最低気圧 (mb) 981.3 本市 最大風速 (m/s) 32.5 " 風 向 SSE " 総雨量 (mm) 54.3 "	暴風雨による被害は勿論のこと台風の中心の通過時刻が満潮時に当たったため高潮の被害も大きくなった。 死者 1 . 傷者 11 . 家屋全壊 109 . 半壊 475 . 床上浸水 33 . 床下浸水 1,241 . 田冠水 6 町 . 畑冠水 34 町
25. 6. 8 ~ 14	水 害	東日本に停滞した前線による。降水量は渋谷付近に最も多く 300 mm、山岳方面は、250 mm 前後であった。	被害は川崎・鶴見方面に多い。 県内被害 死者 2 . 傷者 4 . 家屋全壊 4 . 半壊 15 . 床上浸水 41 . 床下浸水 1,552 . 田冠水 670 町、 畑冠水 705 町、道路損壊 35 . 橋梁流失 4 .

年月日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
27. 6.22 ~23	風 水 害 (ダイナ台風)	フィリッピン東方海上に発生、沖縄をかすめ、浜名湖付近から上陸、静岡の北方、厚木付近を経て、鹿島灘にぬけた台風による。 最低気圧 (mb) 984.5 横浜 最大風速 (m/s) 21.0 " 風 向 w " 総雨量 (mm) 130 "	県内被害 死者 4 . 傷者 8 . 行方不明 1 . 家屋全壊 29 . 半壊 23 . 床上浸水 57 . 床下浸水 1,073 . 堤防破損 127 . 橋梁流失 3 . 破損 16 . 道路損壊 221 . 山くずれ 85 . かけ崩れ 109 . 田流失 145 町、 田冠水 55,236 町、 畑冠水 85.9 町、 船舶流失 8 . 破損 3 . 通信回線障害 917 . 電柱倒壊 2 .
29. 9.17 ~18	風 水 害 (台風 14 号)	マークス島方面から北上し御前崎の東方に上陸、伊豆半島を横切り相模湾・房総半島をへて東方海上にぬけた台風による。 最大風速 (m/s) 18.4 本市 風 向 S " 総雨量 (mm) 12.2 "	床上浸水 20 . 床下浸水 249 . 田冠水 6 町、 畑冠水 4 町、 道路破損 1 .
31.10.30 ~31	水 害	南岸沿いの前線及びこの前線上の低気圧の通過による。 総雨量 (mm) 105 横浜	比較的短時間に大雨をみたので大きな被害が生じた。 県内被害 死者 10 . 傷者 8 . 建物全壊 13 . 半壊 22 . 一部破損 7 . 床上浸水 379 . 床下浸水 2,142 . 田冠水 5 町、 畑冠水 10 町、道路損壊 11
33. 9.25	風 害	グアム島東方海上に発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜東京をとおし、鹿島灘にぬけた。 最低気圧 (mb) 968.5 本市 最大風速 (m/s) 28.8 本市 総雨量 (mm) 321.2 本市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害をおこし、「狩野川台風」とよばれた。 死者 19 . 傷者 11 . 家屋全壊 7 3 . 半壊 64 . 流失 2 床上浸水 9,316 . 床下浸水 19,551 . 田冠水 626 町、畑冠水 505 町、 橋梁流失 8 . 堤防決壊 3 .
36.10. 3 ~10	風 害 (台風 24 号)	鳥島南西海上に発生し南西に進み 5 日朝サイパンの北方で台風となる。 北西に進み、鳥島の南西海上北東に転向。10 日 8 時房総半島勝浦付近に上陸、9 時銚子の西千葉方面海上を去る。 最大風速 (m/s) 23.2 横浜 総雨量 (mm) 101.7 " 最低気圧 (mb) 983.6 "	中型の強い台風であったが経路が本州の東にそれていたので暴風雨は中心から 150 km位の狭い地域で時間も短く、大雨の区域も狭い。 床上浸水 36 . 床下浸水 992 道路冠水・田畑冠水あり。

年月日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
38. 8.25 ~29	風 水 害 (台風11号)	8月25日6時南大東島付近に発生、奄美大島東方で台風となる。九州南東海上により北東に転向、潮崎南方伊豆半島南方、房総半島の20km沖合いを、東北東に進む。 最大風速 (m/s) 16.7 川崎 総雨量 (mm) 107 " 最低気圧 (mb) 975 "	床上浸水 24戸 床下浸水 1,781 " 道路冠水 21箇所 山がけ崩れ 5 " 堤 防 1 "
40. 5.27	風 水 害 (台風6号)	南岸沿いに東進する低気圧に南の台風の暖かい風が吹きこみ豪雨となる。台風6号は房総半島に上陸。 総雨量 119 mm	床下浸水 767戸 道路崩壊 7箇所 がけ崩れ 2 " 道路冠水 17 " 家屋損傷 1戸
40. 8.21	風 水 害 (台風17号)	中心気圧950mb、最大風速50m/sの台風17号の接近で東京・神奈川方面に強い雨を降らせた。 総雨量 159.6 mm (21日~22日)	床上浸水 665戸 床下浸水 4,793 " 半 壊 1 " 堤防決壊 2箇所 河川洪水 4 " がけ崩れ 13 " 道路冠水 133戸
40. 9.18	風 水 害 (台風24号)	9月11日沖の鳥島付近に発生した台風は9月17日8時に潮岬南西500kmの海上に達し、中心気圧940mb最大風速55m/sとなった。台風はその後北東に進み17日18時潮岬南東50kmを通過し渥美半島に上陸した後速度を増して中部山岳を北東に進み18日3時には東方海上に去った。 川崎においては17日朝より豪雨(80mm)となり18日正午より強風におそわれた。	床上浸水 77戸 床下浸水 1,646 " 道路冠水 134箇所 半 壊 2戸 屋根破損 11 " 土砂流出 1箇所 3 "
41. 6.27	風 水 害 (台風4号)	6.23.12時中心位置北緯18°55'東経130°30'において熱帯性低気圧から台風となる。本市における最も影響を受けた日時は、6月28日21時で、その後北東に進み三陸沖へ去る。 総雨量 237.4 mm	河川洪水 21箇所 道路冠水 42 " がけ崩れ 101 " 床上浸水 3,315戸 床下浸水 14,569 " 全 壊 8 " 半 壊 14 " 重 傷 1人 軽 傷 1 "
41. 9.24	風 水 害 (台風26号)	台風26号が南の海上より御前崎の西方を急襲	床上浸水 12戸 床下浸水 224 " 全 壊 2 " 半 壊 231 " 死 者 1人 重 傷 2 "
43. 6.10	が け 崩 れ	低気圧が日本海を通過し、市北部地区で一時的に強く降った。 総雨量 30.5 mm	長尾でがけ崩れ 全 壊 1戸
45. 7. 1	風 水 害	日本の南岸にあった梅雨前線とその上を東進した低気圧の影響で大雨が降った。	10:00水防本部設置 床上浸水 2戸 床下浸水 653 " がけ崩れ 3箇所

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
46. 8. 31	風 水 害 (台風23号)	台風23号が九州から紀伊半島を 進み日本の南岸を東進した。 総雨量 181.5 mm	10:30 災害対策本部設置 床上浸水 101戸 床下浸水 1,226" がけ崩れ 15箇所
47. 7. 12	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 250戸 床下浸水 2,208" がけ崩れ 32箇所 道路被害 23" 河川損壊 14"
47. 7. 15	風 水 害 (台風6号)		床上浸水 33戸 床下浸水 2,060" 道路被害 9箇所 河川損壊 8" がけ崩れ 12"
47. 9. 17	風 水 害 (台風20号)		床上浸水 113戸 床下浸水 3,125" 道路被害 6箇所 がけ崩れ 5"
48.10.14	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 90戸 床下浸水 648" 河川損壊 3箇所 がけ崩れ 3"
48.11.10	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 29戸 床下浸水 1,465" 道路被害 2箇所 がけ崩れ 1"
49. 7. 8	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 612戸 床下浸水 1,871" 道路被害 10箇所 河川損壊 2" がけ崩れ 6"
49. 9. 1	風 水 害	多摩川洪水	床上浸水 210戸 床下浸水 142" 河川損壊 2箇所
50.11. 7	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧が日本海沿いを通過、この 低気圧の影響で強い雨がいった。	床上浸水 4戸 床下浸水 297"
51. 9. 9	風 水 害 (台風17号)	集中豪雨 台風17号が九州から日本海を北 上したため湿った気流の通り道 となった県下にゲリラ的集中豪 雨がおきた。	床上浸水 1,155戸 床下浸水 4,646" 道路被害 125箇所 河川損壊 66" がけ崩れ 86" 家屋の全壊・流失 4戸 家屋の一部損壊 17" その他公共施設被害 23件 交通被害 7社18路線 商工業被害 279件 農業被害 48.6ha

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
52. 8.19	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 熱帯性低気圧が当地方通過後、後方に残留していた熱帯気団による豪雨が雷を伴っておきた。	床上浸水 10戸 床下浸水 419" がけ崩れ 7箇所 道路被害 2"
52. 9.10	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 台風9号の北上に伴い、強い雨雲が発生し、集中豪雨を降らせた。	床上浸水 76戸 床下浸水 501" がけ崩れ 11箇所 道路被害 8" 河川被害 1"
53. 2.28	風 害 (大 旋 風)	大旋風 関東地方の下層に残っていた冷たく圧縮された気塊と、太平洋高気圧から発達中の日本海低気圧に向かって猛烈に吹き込む南西気流との競合に地形との影響が加わって発生した局地的現象であった。	傷 人 6人 家屋の被害 全 壊 5戸 半 壊 24" 一部損壊 207"
53. 4. 6	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 紀伊半島南端から南の海上にかけてかなりの雨雲があり、この部分の悪気流が、当地方に到着し豪雨をもたらした。	床上浸水 121戸 床下浸水 453" 道路被害 3箇所 がけ崩れ 4"
54. 3.24	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 低気圧の接近と中心部の通過に伴い豪雨となった。	床上浸水 2戸 床下浸水 175" 道路被害 3箇所
54.10.19	風 水 害 (台風20号)	台風20号が九州・四国の南端をかすめ紀伊半島に上陸、当地方の北を通過し、強い風雨をもたらした。	傷 人 6人 家屋の被害 半 壊 108戸 一部損壊 131" 床上浸水 8" 床下浸水 75" がけ崩れ 3箇所
56. 7.22	風 水 害 (雷 雨)	雷雨 連日の猛暑の影響で大気が不安定な状態のところへ、三陸沖の低気圧から南西にのびる寒冷前線が関東地方へ南下、これに刺激されて、東京上空の雷雲が急速に発達し熱界雷を伴った大雨となった。	床上浸水 40戸 床下浸水 381" 道路被害 2箇所
56.10.22	風 水 害 (台風24号)	台風24号は那覇南方海上300 kmから転向し、八丈島の北を通過、房総沖を進み根室東方で温帯低気圧となった。 このため当市では19時～24時をピークとして時間最大雨量46 mm 総雨量203 mm(防災センター)となる大雨を記録した。	床上浸水 17戸 床下浸水 1,636" 道路被害 7箇所 がけ崩れ 1"

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
57. 7.31 ~ 8. 4	風 水 害 (台風10号)	台風10号は、8月2日0時頃愛知県渥美半島に上陸し、日本海へ抜け、2日15時に秋田沖で温帯低気圧となった。このため、梅雨前線が刺激され、7月31日17時から18時の1時間に55.0mmの時間雨量(麻生区百合ヶ丘)を記録し、また8日2日6時までに総雨量190.5mm(麻生区百合ヶ丘)を記録した。	床上浸水 114戸 床下浸水 101" 道路被害 5箇所 家屋損壊 2戸 河川損壊 2箇所 がけ崩れ 3"
57. 9.11 ~13	風 水 害 (台風18号)	台風18号 9月12日18時に御前崎付近に上陸した台風18号は13日8時に津軽海峡の東部で温帯低気圧となったが、秋雨前線を刺激したため、12日15時から16時の1時間に多摩土木事務所で59.0mmの時間雨量を記録し、同日23時までの総雨量は同所で325.0mmを記録した。	床上浸水 846戸 床下浸水 3,148" 道路被害 15箇所 河川損壊 6" がけ崩れ 39"
57.11.30	風 水 害 (強風雨)	強風雨 2つ玉の発達した低気圧の東進により、当地方は、台風並みの強い風と雨に見舞われた。	床上浸水 4戸 床下浸水 151" 道路被害 1箇所
60. 7.14	風 水 害 (集中豪雨)	集中豪雨 梅雨前線の活動が活発化し、幸土木事務所で最大時間雨量117.0mmを越す記録的な集中豪雨となった。	床上浸水 290棟 床下浸水 2,855" 道路被害 2箇所 がけ崩れ 1"
元. 8. 1	風 水 害 (台風12号)	台風12号が九州の南海上に停滞し、父島の南西には熱帯低気圧があり、関東地方は低圧場と太平洋高気圧にはさまれた状態となり、活発な雷雲が発生し、大雨をもたらした。	死者 6名 重傷者 9名 軽傷者 3名 床上浸水 283棟 床下浸水 1,097棟 道路被害 18箇所 がけ崩れ 16"
3. 9.18 ~20	風 水 害 (台風18号)	大型で並みの強さの台風18号の影響で前線が刺激され、さらに同台風の房総半島沖通過により市内全域で強い雨が降った。	床上浸水 141棟 床下浸水 321棟 道路被害 4箇所 がけ崩れ 29"
10. 1.15 ~16	雪 害	関東南岸を発達中の低気圧が通過したため大雪が降った。	負傷者数 ・交通事故 1人 ・転倒事故 8人 物的被害 ・建物一部破損 1件 ・非住家全壊 1件 ・倒木等による道路交通遮断 13件

年 月 日	種 目	気 象 概 況	被 害 状 況
11. 8. 13 ~ 14	風 水 害 (集中豪雨)	関東上空の熱帯低気圧と発達した雨雲の影響で、多摩川上流部と市内各地に集中豪雨(麻生区黒川で総雨量 223mm)をもたらした。	多摩川の増水により中州に 9 名が取り残され、ヘリコプターで救出された。 幸区戸手4丁目堤外地(46世帯63人)に対し避難勧告 床上浸水 83 棟 床下浸水 25 棟
12. 7. 7 ~ 8	風 水 害 (台風3号)	大型で強い台風3号が南南西から房総半島沖を通過したため、市内全域で強い雨が降った。	麻生区金程の住宅裏の擁壁が崩れ、建物2棟に破損被害が発生し、住民2世帯5人に避難勧告を行った。 住宅被害 2 棟 土砂流出 2 箇所 道路被害 2 "
12. 7. 7 ~ 8	風 水 害 (台風3号)	大型で強い台風3号が南南西から房総半島沖を通過したため、市内全域で強い雨が降った。	麻生区金程の住宅裏の擁壁が崩れ、建物2棟に破損被害が発生し、住民2世帯5人に避難勧告を行った。 住宅被害 2 棟 土砂流出 2 箇所 道路被害 2 "
13. 9. 10 ~ 11	風 水 害 (台風15号)	大型で強い台風15号が鎌倉市付近に上陸後北東に進み、市内全域に大雨をもたらした。また、河川上流域の総降雨量も多く、多摩川・鶴見川とも警戒水位を超えた。	多摩川の増水により幸区戸手4丁目堤外地の住民(48世帯115人)に対し自主避難を呼びかけた。 床上浸水 38 棟 床下浸水 31 棟 住宅被害 1 棟 がけ崩れ 1 箇所 港湾施設破損 2 " 多摩川河川敷野球場等 公共施設冠水 53 箇所
16. 10. 8 ~ 9	風 水 害 (台風22号)	非常に強い台風22号は、9日16時頃に伊豆半島に上陸し、その後、やや勢力を弱めて17時に横須賀市付近を通った。9日17時から18時の1時間に66.0mmの時間雨量(中原区役所)を記録し、また、降り始めからの総雨量は同所で308.0mmを記録した。	重傷者 1 名 軽傷者 3 名 床上浸水 27 棟 床下浸水 190 棟 住宅被害 4 棟 非住家被害 2 棟 がけ崩れ 6 箇所 道路被害 1 "
19. 9. 5 ~ 7	風 水 害 (台風9号)	強い台風9号は、伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過し、市内全域に大雨をもたらした。また、多摩川上流域の総降雨量も多く、多摩川が計画高水位を超えた。	多摩川の増水により2名の行方不明者が発生した。 行方不明者 2 名 重傷者 1 名 床上浸水 25 棟 床下浸水 23 棟 非住家浸水 22 棟 非住家一部破損 1 棟

第1章 防災力の向上

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、市民・企業・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災対応力の向上を図るものとする。

第1節 基本理念

1 災害発生前及び災害時における、市民、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の命や生活、営みを守る。
共 助 (地域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき地域連携により地域を守る。また、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る。そして、地域同士が連携して地域の安全を守る。
公 助 (行政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

2 役割

(1) 個人(自助)

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し備えを万全にするため、行政の実施する防災関連行事等へ参加し、風水害に対する関心と理解を深める。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努める。

(2) 地域(共助)

ア 市民(個人)の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、地域内で自主防災組織を結成、又は、すでに自主防災組織がある場合は行政の実施する防災関連行事等に積極的に参加する。さらに、地域にある事業者や行政との連携に努める。

イ 企業

企業は、地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域と一体となって地域防災力の向上を推進する。

ウ 自主防災組織

被害を最小限に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、風水害時の対策や連携について検討する。

(3) 行政(公助)

市域及び市民の生命と財産を守るという行政としての責任を果たすため、職員への啓発、教育活動を強化し、迅速かつ的確な判断のもと応急対策活動が行えるよう、防災力の向上を図る。

第2節 防災知識の普及と意識の高揚【総務局危機管理室、職員研修所、建設局河川課、まちづくり局建築監察課、区、消防局】

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。

1 自助及び共助の促進

市は、市民及び企業に対して、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等あらゆる機会を活用し、防災知識の普及啓発に努め、意識の高揚を図る。

また、区長は、各区毎に作成しているマップに地域の防災情報を掲載し、情報の共有化を図る。

(1) 実施内容

- ア 風水害に関する一般知識
- イ 日常の備えと心構え
- ウ 企業の防災対策
- エ 企業と地域住民との連携
- オ 気象予報発令時等にとるべき行動
- カ 避難所の周知
- キ 市及び防災関係機関の行う防災対策について
- ク 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて

(2) 実施方法

- ア 市政だより、パンフレット等による広報・啓発
- イ 洪水及び土砂災害に関するハザードマップ等の作成及び頒布
- ウ 防災講演会、ぼうさい出前講座による啓発
- エ 各種イベント、各防災コーナーでの啓発
- オ 「川崎市ホームページ」での啓発
- カ 新聞、ラジオ等のマスメディアでの啓発
- キ 防災訓練や災害図上訓練の実施
- ク 防災マップ作り
- ケ 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）

2 公助の推進

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を身に付けさせる。

(1) 実施内容

- ア 風水害に関する一般知識
- イ 気象予報発令時や災害発生時にとるべき行動、役割
- ウ 市の防災対策
- エ その他必要な事項

(2) 実施方法

- ア 自主的な研修
市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。

イ 職場研修【各局、室、区】

一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。

ウ 集合研修【総務局危機管理室、職員研修所】

職員の集合教育の機会をとらえて防災に関する知識を普及する。

エ その他【総務局危機管理室】

災害時の対応などを盛り込んだ各個人用携帯冊子を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 川崎市地域防災パワーアップモデル事業補助金交付要綱)

(資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱)

(資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱)

第3節 防災教育【教育委員会、総務局危機管理室】

防災に関する学校教育の充実を図るため、特別活動の時間などを活用して児童や生徒の年齢に応じた指導を行う。

啓発内容及び方法はおおむね次のとおりである。

内容	1 風水害に関する一般知識
	2 危険箇所の例示
	3 災害に対する日常の備えと心構え
	4 気象予報発表時等にとるべき行動
	5 災害発生時における学校の役割
方法	1 防災副読本等の作成・配布
	2 洪水及び土砂災害に関するハザードマップ等の頒布及び解説
	3 防災訓練の実施(図上訓練を含む。)
	4 学校行事での啓発
	5 講演会の実施

第4節 自主防災組織の活動支援【総務局危機管理室、区】

市は、自主防災組織に対し、補助金による活動支援のほか、講演会を開催し知識や技術等を提供し、自主防災組織活動の推進と充実を図る。

1 補助金による活動支援

(1) 自主防災組織の活動に対する助成(自主防災組織活動助成金)

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、気象予報発表時や災害発生時にその機能が十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活動助成金を交付する。

(2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助(自主防災組織防災資器材購入補助金)

災害時の応急活動に必要とする、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。

(3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、助成金を協議会に対して交付する

2 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、避難所を拠点とした地域の活動（避難所運営会議、防災ネットワーク連絡会議、防災訓練、広報等）を実施し、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図る。

3 講演会等

(1) 自主防災組織リーダー等養成研修

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、意識の高揚と知識の向上のため、自主防災組織のリーダーを対象に研修会を行う。

(2) 広報誌及びホームページの作成

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所に対し、定期的な広報誌の発行やホームページにより、自主防災組織の取組を紹介するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

(3) その他

市及び自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の活動について、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して広報するものとする。

（資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱）

（資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱）

（資料編 川崎市地域防災活動助成金交付要綱）

（資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要綱）

（資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫の取り扱いに関する確認書）

（資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱）

第5節 消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動、応急救護活動等を消防署と連携して実施し、風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、「共助」の推進のため、次のような消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

1 消防団員に対する防災教育

配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 情報伝達手段の確立

迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を整備し、情報伝達手段の確立を図る。

3 救助、応急救護用資機材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資機材の配置を図る。

第6節 企業の役割

事業所には、地域において事業活動を行う地域社会の一員として、災害発生時には、その組織力や敷地、保有する資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。このため、日ごろから防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりを進める。

1 事業所の自衛消防組織等の育成

事業所内で発生した災害対策のみならず、事業所の周辺住民に対する救出救護活動、応急手当等まで含めた応急活動が実施できるよう、自衛消防隊員の防災対応力の向上を行うなど、事業所の自衛消防組織の育成に努める。

2 防災関係機関等との連携

日ごろから本市、防災関係機関、地域住民及び他の事業所の自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、協調体制づくりを進める。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。 2 被害情報の収集、伝達に関すること。 3 救出救護資器材の提供に関すること。 4 被災者の避難収容に関すること。 |
|---|

(資料編 川崎市防災協力連絡会設置要綱)

第7節 防災インストラクター登録【総務局危機管理室】

市民が持つ技能や知識を、地域での防災啓発や訓練等に役立ててもらうため、防災インストラクターとして登録、公表し、ぼうさい出前講座や地域の防災訓練で、講演や実技指導などを行う講師として派遣する。

(資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱)

第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設局河川課、区建設センター】

第1節 河川の管理

市内の河川は、多摩川と鶴見川の2つの水系に分かれ、国管理の一級河川が3河川、県管理の一級河川が9河川、市管理の準用河川が9河川と普通河川が12河川ある。また、一級河川のうち指定区間は県が管理しているが、そのうち4河川は県と市が協定を結び、市が工事と維持を行っている。

河川管理者	種別	河川名
国	一級河川	多摩川・鶴見川・矢上川
神奈川県	一級河川 (指定区間)	三沢川・鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※()内は、本市との協定河川
川崎市	一級河川 (協定河川)	(平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川) ※()内は、県との協定河川
	準用河川	五反田川・三沢川・二ヶ領用水(上河原線・宿河原線)・矢上川・有馬川・真福寺川・麻生川・片平川
	普通河川	二ヶ領用水(円筒分水下流)・山下川・旧三沢川・平瀬川支川・三沢川・渋川・江川・矢上川・有馬川・早野川・真福寺川・片平川

(本章末資料 市内河川図)

第2節 河川の整備

市内河川の多くは、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中豪雨により浸水被害が発生しやすく、また、河川への流入量の増大など都市河川特有の性質も持っている。

そこで、一級河川平瀬川水系(平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川)については、将来計画の90mm/h対応を基本として、暫定整備の50mm/h対応を進めている。ただし、二ヶ領本川と五反田川については河道上空を主要地方道が占有し、河道拡幅による改修が不可能な箇所があるため、35mm/h対応による暫定整備を行っている。さらに、水系の抜本的治水対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路の整備を進めている。

また、準用河川改修(二ヶ領本川、五反田川)は35mm/h対応整備を行っており、それ以外の準用河川は50mm/h対応整備を行っている。

なお、引き続き将来計画に向け主に次の整備を行っていく。

1 河道断面の確保対策

河道断面が不足している箇所において、計画高水位以下で安全に流下させるため、河道掘削等の河道断面確保対策を実施する。

2 洪水調節施設整備

洪水時に河川から水を取り込み一時的に貯水し、下流部の負担及び洪水被害の軽減を図るため洪水調節施設の整備を実施する。

現在多摩川水系で9箇所169,612m³、鶴見川水系で26箇所222,117m³整備済みである。

3 河川調整池・放水路の整備

沿川の市街化が著しく河道拡幅や洪水調整施設の整備が困難な箇所においては、流域から河道への流出を抑制し、河川の洪水流量を低減させる河川調整池及び洪水を放流する放水路の検討、整備

を行う。

市内河川整備一覧表

平成20年3月31日現在

河川区分		河川数	河川延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
一級河川	35 mm/h	2	7, 540	7, 524	99
	50 mm/h	2	9, 890	8, 493	85
	合 計	4	17, 430	16, 017	91
準用河川	35 mm/h	1	3, 275	3, 085	94
	50 mm/h	8	18, 450	18, 062	97
	合 計	9	21, 725	21, 147	97
普通河川	50 mm/h	12	25, 830	25, 572	99
合 計	35 mm/h	3	10, 815	10, 609	98
	50 mm/h	22	54, 170	52, 127	96
	合 計	25	64, 985	62, 736	96

第3節 雨水対策

1 流域貯留浸透事業

都市化の著しい河川流域における雨水の流出量の増加に対し、河川の治水安全度を向上させるため流域内の公共公益施設である学校、公園、市営住宅などの敷地内に、流域浸透機能をもつ施設を設置し、雨水流出の抑制に努める。

2 雨水流出抑制指導

近年の急激な市街化は流域の保水機能を低下させ、雨水の流出量の増大をもたらしているが、流域の保水、遊水機能の維持に努める必要性から、開発行為等において雨水流出抑制施設の設置を指導し、浸水被害の防止を図る。

第4節 取水堰及び水門の維持管理及び操作

管理者及び操作責任者は、取水堰及び水門の維持管理を行い、水害を防止するために適切な操作を行う。また、管理責任体制及びその操作について明確にするものとする。

取水堰等一覧表

河川名	位置	名称	構造	管理者	操作責任者
三沢川	多摩区菅	菅堰	手動	川崎市建設局 河川課	多摩区役所建設センター 工事課維持係
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	自動	川崎市建設局 河川課	高津区役所建設センター 工事課維持係
二ヶ領本川	高津区久地	円筒分水取水水門	手動	川崎市建設局 河川課	高津区役所建設センター 工事課維持係
二ヶ領本川	多摩区登戸	一本塚堰	自動	川崎市建設局 河川課	多摩区役所建設センター 工事課維持係

二ヶ領本川	多摩区長尾	長尾水門	半手動	川崎市建設局 河川課	多摩区役所建設センター 工事課維持係
平瀬川	高津区久地	平瀬川浄化施設	自動	国土交通省 京浜河川事務所	田園調布出張所
矢上川	中原区木月	矢上川止水ゲート	手動	神奈川県	川崎治水事務所 工務課

(資料編 二ヶ領用水水門操作協約)

(資料編 一級河川矢上川の止水ゲートに係る協定書・操作規則)

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要綱)

第5節 洪水の浸水想定区域の指定

関東地方整備局及び県は、計画降雨を基に洪水の被害想定を行い、浸水想定区域指定する。

各河川の浸水想定区域の計画降雨

河川名	計画降雨
多摩川	多摩川流域に2日間で総雨量457mmの雨(確率規模200年)
多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川	時間雨量90mmの雨(確率規模30年)
多摩川水系三沢川	時間雨量100mmの雨(確率規模70年)
鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川)	鶴見川流域に2日間で総雨量405mmの雨(確率規模150年)

第6節 ハザードマップの作成・公表

浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知徹底を図り、水害による被害の軽減を図っていくものとする。

第3章 下水道施設の整備【建設局経営企画担当、管路課、施設課】

第1節 下水道の整備

下水道は生活環境の整備、公共用水域の水質保全とともに、浸水防除という役割を持った重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、社会資本整備重点計画に基づき事業を進めており、下水道の人口普及率は平成19年度末で99.3%に達している。一方、浸水の防除に対する整備水準は5年に1回程度の計画降雨に対応しており、平成19年度末雨水整備率は54.7%となっている。

しかしながら、都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨により下水道整備済み区域においても浸水被害が発生していることから、ポンプ排水区や浸水頻度の高い区域については、浸水状況を考慮して、10年に1回程度の降雨に対応した雨水整備を進めていく。また、都市機能が集積している地区の地下街やターミナル駅周辺等、都市活動に重大な影響を及ぼす地域について、国の「下水道総合浸水対策緊急事業」等を活用し、浸水安全度の向上に取り組んでいる。

第2節 雨水管きょの整備

雨水の排除については、既存の水路や側溝を暫定的に利用していることもあり、台風や集中豪雨に伴う浸水被害が発生しているため、浸水頻度の高い地域については、順次雨水管きょの整備を進め、浸水被害の解消に努める。

第3節 ポンプ場の機能向上

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地域では強制排水のためのポンプ場を配置している。現在稼動しているポンプ場は19箇所であるが、施設の老朽化に伴いポンプ場の機能が損なわれることのないよう適切な維持管理を行うとともに、機能向上にむけ更新計画をすすめる。

流域	ポンプ場	箇所数
東京湾	大島、渡田、京町、観音川、大師河原	5箇所
多摩川	六郷、古市場、小向、戸手、丸子、登戸、等々力	7箇所
鶴見川	加瀬、天王森、渋川、江川、蟹ヶ谷、久末、踊場(汚水)	7箇所

第4節 貯水施設の整備

雨水整備水準の引き上げや合流式下水道の越流水対策を目的とした貯水施設として、市内4箇所の雨水滞水池(滞水池容量合計89,280 m³)及び9箇所の雨水貯留管等(総延長7,853m、貯留量257,470 m³)を整備している。

名称	形状(m)	滞水池容量(m ³)
大島雨水滞水池	19×35×4×8池	21,280
京町雨水滞水池	21×32×8×4池	18,000
渡田雨水滞水池	25×48×5×4池	24,000
観音川雨水滞水池	25×34.8×8×2池 25×28.8×8×2池	26,000

名 称 等		形状 (m)	貯留量(m ³)
江川雨水貯留管		8.5×1, 490	81, 000
渋川雨水貯留管		10.4×1, 760	144, 000
大師河原1号雨水貯留管		2.6×510	2, 600
大師河原2号雨水貯留管		3.0×250	1, 700
戸手2号雨水貯留管		4.25×740	10, 300
戸手3号雨水貯留管	貯留管	3.0×106	700
	貯留池	8.0×32.0×14.3	3, 400
平間雨水貯留管		2.4×1, 180	5, 300
川崎駅前雨水貯留管		2.2×1, 130	4, 470
川崎駅西口雨水貯留施設	貯留池	19.5×36.0×6.0	4, 000

第5節 低地改良の推進

家屋が低地にあるため降雨等により浸水するのを防止するため、融資制度を設け、土地の改良に必要な資金を融資し、所有者による家屋の浸水の改善を促進する。

制度名称	融資額	対 象	融資条件等	根拠法令
浸水低地改良 資金融資制度	200万円 以内	浸水低地改良資金 貸付審査会により 決定する。	1 融資利率 3.6% 2 償還期間 5年以内の元利均等償還	川崎市浸水低地改 良資金貸付条例

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例)

(資料編 川崎市浸水低地改良資金貸付条例施行規則)

第4章 港湾の対策【港湾局整備計画課、川崎港管理センター】

第1節 波浪・高潮対策の施設整備

台風時の波浪や高潮に対して被害を防ぐため、波浪については東扇島防波堤や扇島埋立地等により護ることとし、高潮に対しては内陸続きの海岸線に築造した防潮堤で防護する。

なお、防潮堤は、必要に応じ改修を適切に実施する。特に公共パースについては、避難や復旧時の物資搬入の基地となるため、逐次改修し、施設の整備に努める。

(本章末資料 川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図)

第2節 企業及び防災組織等との連携

川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については、市及び事業所が一体となった対策が必要である。したがって、災害時に備え、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、災害時には、地区を分担して対処する。



第5章 土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、総務局危機管理室、区、建設局道路整備課、区建設センター】

市域において、がけ崩れが発生するおそれのある傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地崩壊危険箇所が、506箇所（平成13年度調査）あり、市北西部に集中している。このようながけ崩れが発生するおそれのある区域に対し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）や急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険区域として指定し、市とともに土砂災害の防止に努める。

この他、がけ附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令及び宅地造成等工事規制区域においては宅地造成等規制法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

また、未然にがけ崩れ災害を防止するため、危険がけや擁壁の巡視、がけの保全、改善工事等の指導により、がけ崩れ防災対策を進める。

第1節 土砂災害防止対策【まちづくり局指導部、総務局危機管理室、区】

1 土砂災害警戒区域の指定

(1) 土砂災害警戒区域の基準（がけ崩れ）

- ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m以内）の区域

(2) 土砂災害警戒区域への対策

- ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災行政無線等の整備を実施する。
- イ 市は、警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設に対して、円滑な避難が行われるよう防災行政無線等による情報伝達を行う。
- ウ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。

2 土砂災害特別警戒区域の指定

(1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域への対策

- ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。
- イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく構造規程を定める。
- ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地の高さが5メートル以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は、5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危険が生ず

るおそれがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策

ア 県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事の勧告を行う。また、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

イ 県は、制限行為が行われ、がけ崩れが起こるおそれが著しい場合は、土地所有者、施工者に改善命令を出す。

ウ 市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と認めた区域を災害危険区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規程を定める。

エ 県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び管理者等に対する防災措置の勧告等を実施する。

オ 市は、防災行政無線等により、情報の伝達を行う。

(本章末資料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図)

(本章末資料 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図)

(資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧表)

第2節 宅地災害の予防対策【まちづくり局指導部】

1 宅地造成工事に対する規制と指導

市は、市域における宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく、宅地造成工事規制区域(多摩丘陵一帯約5,790ha)内で行われる宅地造成工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があるときは、同法による宅地保全の努力義務の規定に基づき、宅地所有者に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令等を行い、災害の防止を図っている。また、同法の区域指定前に造成された宅地で「がけ・擁壁及び土留めの危険度判定基準」により危険度を判定し、改善が必要であると判定した宅地については、既存危険宅地として位置付け、梅雨及び台風等の大雨時には巡回等を行い、常に宅地の状況に留意するよう努める。さらに、これら既存危険宅地については、新たに創設した宅地防災工事助成金制度及び住宅金融支援機構の資金融資制度の活用による防災工事を促し、解消に努める。

(本章末資料 がけ、擁壁及び土留めの危険度判定基準)

2 がけ崩れ災害防止対策

市は、がけ崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共に事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、がけの所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為(水の放流、切土、盛土、立木の伐採など)の防止について周知・啓発を行う。

また、市民からの情報に基づき現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのあるがけである場合には、所有者に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、がけ地の安全対策を推進する。

3 危険箇所の把握

市は、急傾斜地崩壊危険箇所を調査し、実態把握を行うほか、関係機関との情報の共有化に努め、災害時等に迅速な対応ができるよう、体制づくりを図る。

4 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした工事に対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	宅地防災工事助成金制度
助成額	工事資金の3分の1 かつ 上限300万円
対象	<p>1 擁壁の倒壊等のがけ崩れにより、がけ上又はがけ下の家屋に被害が生じるおそれのある、個人が所有する宅地で、次のいずれかに該当する高さが2mを超えるがけに対して行う工事</p> <p>(1) 宅地造成等規制法施行以前に築造された擁壁等、同法の許可を受けていないもので、宅地防災工事を要すると判断された擁壁</p> <p>(2) 擁壁の倒壊等危険な状態にあるがけ</p> <p>2 宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術的基準に適合する工事</p>
根拠法令	宅地防災工事助成金制度工事計画承認要綱 宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱

(資料編 宅地防災工事助成金制度工事計画承認要綱)

(資料編 宅地防災工事助成金制度助成金交付要綱)

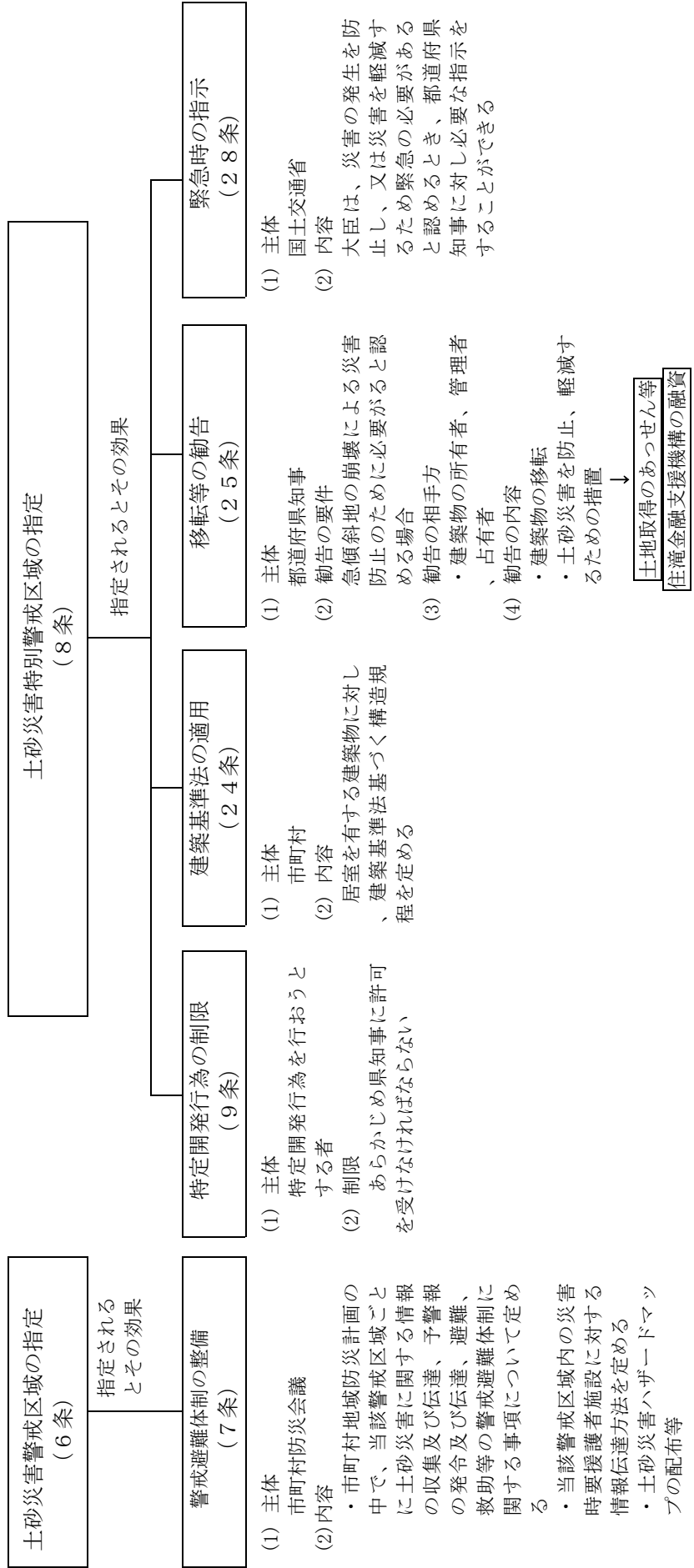
第3節 道路がけ防災工事【建設局道路整備課、区建設センター】

市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、計画的な道路防災事業の整備を推進する。

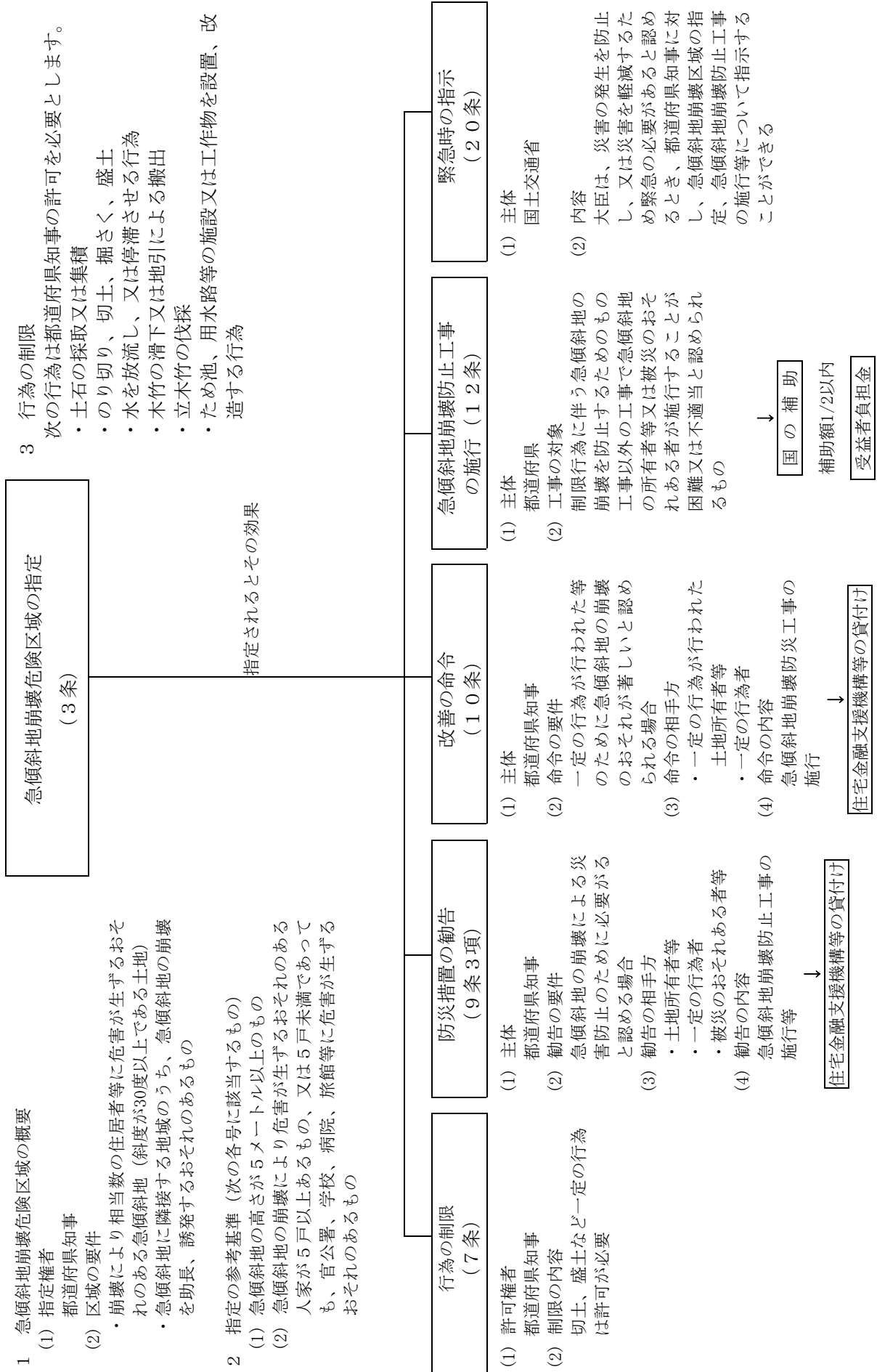
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

- 1 指定権者 都道府県知事
- 2 区域の要件

- (1) 土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの
- (2) 土砂災害特別警戒区域
警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図



がけ、擁壁及び土留めの危険度判定基準

<p>分類 状態</p>	<p>1 無筋及び鉄筋コンクリート造擁壁 2 間知石等練積み造擁壁 3 大谷石等による空積み造擁壁 4 軽量及び重量ブロック積み造擁壁</p>	<p>5 親杭を用いた横矢板による土留め 6 鋼矢板による土留め</p>	<p>7 切土又は盛土による人工がけ 8 がけ崩れ又は土砂の流出を生じたがけ</p>
<p>次の状態が生じている。</p> <p>(12) がけ面又はがけ上が水の浸透しやすすい土であり、次のいずれかに該当するもの。 ア 既存排水施設の破損、管理不足により、がけ面へ直接排水されている。 イ がけ面に水が集中しやすすい地形となっている。 ウ がけ上に水が溜まりやすすい地形となっている。</p> <p>(13) がけ面の風化が進んでいる。 (14) がけ面又はがけ上にクラックが入っている。 (15) がけ崩れ又は土砂の流出を生じている。 (崩れた結果、安定しているもの、相応の防災工事を行ったものを除く。)</p>	<p>次の状態が生じている。 (8) 親杭の曲がり、折れ (9) 壁の前傾 (10) 矢板のはらみ出し、ひび割れ (11) 親杭、矢板の腐食</p>	<p>次の状態が生じている。</p> <p>(8) 親杭の曲がり、折れ (9) 壁の前傾 (10) 矢板のはらみ出し、ひび割れ (11) 親杭、矢板の腐食</p>	<p>⑫ I の状態が以前のパトロール時より進行している。</p> <p>⑬ がけ面にオーバーハングがある。 ⑭ がけ面の中段に擁壁又は土留めがある。 ⑮ がけ面に不安定な高木がある。 ⑯ がけ上の過載荷重が増された。 ⑰ 更にがけ下の掘削が行われた。</p> <p>⑱ がけ面に湧水がある。 ⑲ その他、災害の発生の可能性が考えられるもの。</p>
<p>外見の状態 I</p>	<p>① 縦クラック (幅 1 cm 以上) ② 斜めクラック (") ③ 横クラック ④ 滑動 ⑤ 傾斜 ⑥ はらみだし ⑦ 沈下 (分類 I 又は 2 で初期沈下により変位を生じ、その後安定しているものを除く。)</p>	<p>① 無筋及び鉄筋コンクリート造擁壁 ② 間知石等練積み造擁壁 ③ 大谷石等による空積み造擁壁 ④ 軽量及び重量ブロック積み造擁壁</p>	<p>⑫ I の状態が以前のパトロール時より進行している。 ⑬ がけ面にオーバーハングがある。 ⑭ がけ面の中段に擁壁又は土留めがある。 ⑮ がけ面に不安定な高木がある。 ⑯ がけ上の過載荷重が増された。 ⑰ 更にがけ下の掘削が行われた。</p> <p>⑱ がけ面に湧水がある。 ⑲ その他、災害の発生の可能性が考えられるもの。</p>
<p>外見の状態 II</p>	<p>① I の状態が以前のパトロール時より進行している。 ② 擁壁上が水の浸透しやすすい土であり、次のいずれかにか該当するもの。 ア 擁壁上の排水施設が未整備である。 イ がけを背負っている。 ウ 擁壁上に水が溜まりやすすい地形となっている。 ③ クラックの位置で、壁面が前後に段差を生じている。 ④ 高さ 1 m を超える増積みが生じている。 ⑤ 擁壁又は土留めが、人工架台、建築物等の基礎を兼ねている。 ⑥ 擁壁上の過載荷重が増された。 ⑦ 擁壁下が洗掘されている。 ⑧ 基礎底が露出している。 ⑨ 降雨後しばらくしても、水抜き穴以外から水が出る。 ⑩ その他、災害の発生の可能性が考えられるもの。</p>	<p>⑩ 降雨後しばらくしても、矢板の隙間から水が出る。</p>	<p>⑫ I の状態が以前のパトロール時より進行している。 ⑬ がけ面にオーバーハングがある。 ⑭ がけ面の中段に擁壁又は土留めがある。 ⑮ がけ面に不安定な高木がある。 ⑯ がけ上の過載荷重が増された。 ⑰ 更にがけ下の掘削が行われた。</p> <p>⑱ がけ面に湧水がある。 ⑲ その他、災害の発生の可能性が考えられるもの。</p>
<p>備考</p>	<p>※ 「擁壁上」：擁壁又は土留め上端に続く地盤面 「擁壁下」：擁壁又は土留め下端に続く地盤面</p>	<p>※ 「がけ上」：がけ上端に続く地盤面 「がけ下」：がけ下端に続く地盤面</p>	<p>※ 「がけ上」：がけ上端に続く地盤面 「がけ下」：がけ下端に続く地盤面</p>

上記判定基準から次の項目により危険度判定を行う。

- 1 がけ及び擁壁等の全体を見て、その種類を判断基準の分類によりそれぞれ区分する。
- 2 「外見の状態 I」のいずれかの状態にあるものを、危険度 B とする。
- 3 「外見の状態 I」の状態にあり、かつ「外見の状態 II」のいずれかにか該当するものを危険度 A とする。

第6章 地下街等の対策【総務局危機管理室、建設局河川課】

地下に設けられた施設は、閉鎖的な空間であるため、戸外の状況が把握しにくく、また、浸水を地上から集水しやすく、同じ経過時間でも地上と比較して格段に浸水深が上昇する防災上危険性の高い空間である。そのため、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう対策を講じる必要がある。

市は、水防法第15条に基づく地下街等を次のとおり定め、浸水想定区域内の地下街等に対し、防災対策を実施する。

第1節 地下街等の範囲

1 地下街等の基準

水防法第15条第1項第3号に定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 延べ面積千平方メートル以上の地下街
- (2) 地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設(ただし、関係者のみが利用する施設を除く。)対象となる具体的な施設は、消防法施行令別表第1のうち次に掲げるものとする。

(一)	イ 劇場、映画館、演劇場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 ハ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場
(十六)	その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる用途に供されているもの
(十六の二)	地下街

- (3) その他市長が必要と認める施設

2 浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地

多摩川浸水想定区域

区	名 称	所 在 地	面積 (㎡)
川崎区	川崎社会保険病院	田町2 - 9 - 1	9,261.83
	株式会社さいか屋川崎店	小川町1	5,740.00
	株式会社川崎ステーションビル(B E)	駅前本町2 6 - 1	7,910.30
	川崎ルフロン	日進町1 - 1 1	24,121.00
	川崎アゼリア株式会社	駅前本町2 6 - 2	54,138.16
	川崎ダイスビル	駅前本町8	8,352.67
幸区	新川崎三井ビルディング	鹿島田8 9 0 - 1 2	11,377.00
	興和川崎西口ビル	堀川町6 6 - 2	8,727.00
	川崎テックセンター	堀川町5 8 0 - 1 6	11,223.00
	ソリッドスクエア	堀川町5 8 0	39,225.96
	ミュージア川崎	大宮町1 3 1 0	19,522.65

第2節 避難体制の整備

1 情報の伝達・収集

危機管理室は、地下街等に対して、電話、FAX、電子メール等の手段により洪水予報等の情報を迅速に伝達する体制を整備する。また、地下街等の所有者又は管理者は、気象情報等の情報収集に努めることとする。

2 避難確保計画の作成

地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるように避難確保計画を作成し、市へ報告するとともに公表するものとする。

第7章 災害時要援護者対策【健康福祉局、市民・子ども局、教育委員会、総務局、建設局、区、消防局】

洪水等の水害は事前にある程度予測が可能なため、市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要援護者に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。

第1節 高齢者及び障害者の現況

本市における高齢者及び障害者の現況は、次のとおりである。

最も多いのは、高齢者であり、今後、着実に進展していく高齢化社会に備え、防災上の配慮を必要とする。

種 別	人 数(人)
高齢者(65歳以上) 1	215,745
要介護等認定者 1	33,949
身体障害者 2	30,047
知的障害者 2	6,098
精神障害者 2	約 31,000
川崎市の人口 1	1,370,020

1 平成20年4月1日現在

2 平成20年4月31日現在

第2節 地域における安全体制の確保

災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、自主防災組織や地域住民の協力、連携体制を平常時から確立する。

市は、災害時要援護者、支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。

1 自助・共助の推進【総務局危機管理室、区】

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める。

2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局地域福祉課、総務局危機管理室】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、支援を希望する要援護者からの申込みにより名簿を作成し、この名簿情報を町内会・自治会、自主防災組織等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、平常時から要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、災害時の情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、災害時の支援者の確保に努め、災害時には支援者による災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

また、平常時から避難誘導訓練等の実施を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)

3 公助による支援体制の整備

(1) 公助による避難支援【健康福祉局地域福祉課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】

健康福祉局及び区は、要援護者の生命及び身体の保護を目的として、市保有の個人情報に基づき名簿を作成する。

区及び消防署は、名簿を共有し、災害時に区、消防署及び消防団等の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。

(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】

市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。

(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。

4 災害時における情報伝達体制の整備【総務局危機管理室、区】

市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線を活用するほか、インターネットや携帯電話（メール）等を活用した情報伝達体制を整備する。

第3節 災害時要援護者施設等の対策【総務局危機管理室、建設局河川課】

災害時の避難等に支援を必要とする災害時要援護者が利用する社会福祉施設（以下「災害時要援護者施設」という）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、水防法第15条第3項に基づき、浸水想定区域内の施設に対し、洪水予報等の情報伝達手段を確立する。

1 災害時要援護者施設の範囲

(1) 水防法第15条第3項に定める主として高齢者、障害者、乳幼児が利用する施設は、次のとおりとする。

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家、地域包括支援センター
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、盲人図書館、地域療育センター、重症心身障害児施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、特別支援学校（養護学校、ろう学校、盲学校）
乳幼児施設	認可保育園、家庭保育福祉員、認可外保育園（認定保育園、地域保育園、おなかま保育室、かわさき保育室、商店街店舗活用保育施設）、乳幼児健康支援一時預かり施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、幼稚園、こども文化センター、子ども夢パーク

(2) その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設とは、病院、診療所（有床に限る）とする。

（資料編 浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧表）

2 洪水予報等の伝達

市は、浸水想定区域内の災害時要援護者施設に対し、いち早く避難が行えるよう洪水予報等の情報を電話、FAX、電子メール、防災行政無線等で伝達する。

3 防災計画の策定

災害時要援護者施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。

4 防災教育・訓練の実施

災害時要援護者施設は、策定された防災計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するよう努める。

5 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要援護者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

第4節 外国人等に関する対策【総務局危機管理室、交流推進課、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

1 防災知識の普及・啓発

外国人向けの防災啓発冊子を作成し、防災についての認識を深め、外国人の防災行動力の向上に努めるとともに、地域住民に対しても外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

2 迅速な支援体制の確保

(1) 外国人に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズに避難所等に避難できるよう、水防月間、土砂災害防止月間、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識(行動)等の普及・啓発に努めるものとする。

(2) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に地域防災拠点へ通訳ボランティアを派遣できるよう、財団法人川崎市国際交流協会と連携して、事前にボランティアの登録を行う等通訳ボランティアの確保に努めるものとする。

第5節 避難施設の対策

避難所に指定された公共施設にあっては、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等、バリアフリー対策に努めておくものとする。

1 避難施設における災害時要援護者受入れ体制の整備

避難所及び補完する施設において、その施設を運営する者は高齢者、障害者等に配慮し、安全を確保する。

2 災害時要援護者用避難施設の整備【健康福祉局】

高齢者、障害者等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅建設担当】

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障害者等に配慮した住宅について、検討をする。

第8章 地域防災拠点及び避難施設の整備【総務局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、区】

第1節 地域防災拠点

市立中学校及び南部防災センターを避難者の避難所のほか、物資備蓄、応急医療救護機能等を備えた地域防災拠点として整備を図るものとする。

1 防災資機材等の整備【総務局危機管理室】

余裕教室等又は校地を利用して、防災備蓄倉庫を整備又は設置し、生活必需品や防災資機材を備蓄する。なお、備蓄数量は、余裕教室等の状況や地域の実情に合わせて整備する。

2 対空表示（ヘリサイン）の整備【総務局危機管理室】

八都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、市立中学校の校舎の屋上にヘリコプターから視認できるよう、学校名を表示する。

3 応急医療機能の確保【健康福祉局地域医療課】

災害時に応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会及び川崎市病院協会などの医療関係団体との連携のもとに整えておく。

(資料編 地域防災拠点一覧表)

第2節 避難施設

1 避難所及び補完施設【総務局危機管理室】

災害時における被災者の安全と安心を確保するため、あらかじめ避難所として地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校、聾学校、看護短期大学を指定する。

避難所は災害発生直後の緊急的な避難として活用されるだけでなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設とする。

また、市長は、住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設として確保し、災害発生(危険)箇所、避難所の位置、収容人員等を考慮して、緊急性や危険度から判断の上、一時使用するものとする。

なお、民間施設を補完施設として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。

(資料編 避難所指定一覧表)

(資料編 風水害時避難所補完施設一覧表)

2 情報受伝達手段の整備【総務局危機管理室】

(1) 防災行政無線移動系無線の整備

避難所と区の情報受伝達手段として、260MHz デジタル移動系無線を活用し、通信を行うものとする。

(2) 同報系屋外受信機の整備

避難所に避難してきた避難者等に対して災害情報を伝達するため、学校への屋外受信機の整備を図るものとする。

(3) アマチュア無線ボランティアとの連携

避難所の情報受伝達手段を補完するため、川崎市アマチュア無線情報ネットワーク会員の協力を得るものとする。

(4) インターネット、電子メール等の活用

膨大な情報を受伝達するため、避難所となる各学校に設置されているパソコンを有効利用する。

3 避難施設台帳の整備等【区】

区は、風水害時の避難誘導措置に対する適切な措置を行うため、「避難施設台帳」を作成し、避難施設の管理者との連絡体制を確立するとともに、避難施設周辺の危険箇所の地理が掌握できるよう、自主防災組織、住民等に避難施設台帳を公開し、防災訓練やパトロール等を通じ避難施設との連絡体制等を検証する。

4 避難所の対象区域【総務局危機管理室、区】

危機管理室及び区は、原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定する。

5 住民への周知【総務局危機管理室、区】

危機管理室及び区は、災害時の円滑な避難を実施するため、市の広報紙、ホームページや避難所標識などにより住民に避難施設等について周知徹底を図るものとする。

6 施設の整備

災害時要援護者が不安なく安全な生活を送れるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。

第9章 物資・資機材の備蓄及び協定【総務局危機管理室、建設局河川課、各局区】

各局は、災害応急活動に必要な資機材、被災者の災害救助のための医療品や食料品、生活必需品の備蓄を行う。また、卸・小売業者等と災害時の物資等の供給協力に関する応援協定等を締結し、流通物資の活用を図る。

第1節 水防用資機材の保管【建設局河川課】

市内9箇所に水防倉庫を設置し、土のう等の水防用資機材を保管する。

1 資機材

土のう、なわ、鉄線蛇籠、鉄線、照明灯、一輪車、つるはし、スコップ、かすがい、のこぎり、なた等

2 水防倉庫一覧表

区名	倉庫名	所在地
川崎区	大師河原水防倉庫	川崎区大師河原1 - 2 3 4 3 - 6
高津区	野川水防倉庫	高津区野川3 6 9 0
	久地水防倉庫	高津区久地1 - 3 4 1
宮前区	平水防倉庫	宮前区平5 - 7 9 2 - 1 5
多摩区	菅水防倉庫	多摩区菅北浦2 - 4 4 8 9
	生田水防倉庫	多摩区枳形4 - 3 7 8 2
	上河原水防倉庫	多摩区布田7 4 5
麻生区	高石水防倉庫	麻生区高石3 - 1 4 2 8 - 3
	下麻生水防倉庫	麻生区下麻生9 6 0

第2節 食糧及び生活必需品の備蓄【総務局危機管理室】

市民は平常時から災害の発生に備え、最低3日分程度の飲料水や食料品や生活必需品等の非常持出品の確保に努める。

市は、災害対策用に食糧及び生活必需品を備蓄する。

第3節 応急対策用資機材の備蓄【総務局危機管理室】

市は、救出救助活動に必要なスコップ、手斧、発動発電機、投光機、つるはし等を備蓄するものとする。

市が備蓄するもののほか、市民は協定に基づきガソリンスタンドの工具類を利用することができる。
(資料編 災害時における応急対策用資機材の提供及び燃料の供給協力に関する協定(神奈川県石油業協同組合))

第4節 備蓄場所【総務局危機管理室、区】

市は、食料品、生活必需品、応急資機材を地域防災拠点や避難所、各区備蓄倉庫に分散し、保管・管理する。

各区備蓄倉庫一覧

区名	備蓄倉庫名	所在地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10(川崎区建設センター内)
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3(幸区建設センター内)
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1(中原区建設センター内)
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内)
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延1344
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-17-7(高津区建設センター内)
	高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹2877-1
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4(宮前区建設センター内)
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120(麻生区建設センター内)

第5節 各局の備蓄業務等

各局では災害対策本部規程の事務分掌に基づいた備蓄を実施する。

1 経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合、米穀卸業者と物資の供給協定等を締結し、流通物資の供給体制を確保する。

2 健康福祉局

医薬品及び医療救護用資機材、食料・生活必需品等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。
(資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱)

3 建設局

水防用資機材のほか、道路、下水道等の応急復旧用の資機材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

4 環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

第6節 応援協定の推進

各局では災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、関連業者等と災害時の応援協定を締結し、物資、資機材の安定確保を図る。

なお、協定内容については、適宜検証を行い、見直しを行うものとする。

第10章 防災訓練の実施・指導【総務局危機管理室、建設局河川課、消防局、区】

市民、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、「水防月間」や「土砂災害防止月間」などのあらゆる機会を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又は参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する防災行動力を醸成するものとする。

第1節 訓練の方針及び実施時期

市民、市及び防災関係機関等が一体となって、防災訓練を実施することにより、地域防災計画に習熟するとともに、相互の協力体制を緊密にすることを目的とする。

また、訓練の実施は年間を通して、定期的かつ継続的に実施する。

第2節 訓練の種類

1 各種訓練（随時実施）

(1) 水防工法訓練

風水害の防御等、被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が協力して水防工法訓練を実施する。

(2) 救助・救護訓練

災害による負傷者の救護を迅速かつ適切に実施するため、本市及び防災関係機関等と市民が一体となった救助・救護訓練を実施する。

(3) 避難訓練

自主避難、避難勧告、指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、市民、自主防災組織、市及び防災関係機関等が一体となった避難訓練を実施する。

(4) 情報伝達訓練

災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うための情報伝達訓練を実施する。

(5) 非常参集訓練

夜間・休日などの勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、市の迅速な活動体制の確立を図るため非常参集訓練を実施する。

(6) 災害図上訓練

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、前記(1)から(5)の実地訓練のほか、風水害が発生したことを想定して、情報伝達体制の確立、災害対策本部の適切な運営方法など、各種対策別の災害図上訓練等を実施する。

2 総合訓練

市民、市及び防災関係機関等の合同により、前記の各種訓練を総合して行う訓練とする。

実施時期	名 称	実 施 内 容
水防月間(5月1日～31日) 又は 土砂災害防止月間 (6月1日～30日)中	総合水防訓練	多摩川・鶴見川の破堤、急傾斜地のがけ崩れ等の災害を想定し、地域住民と防災関係機関等が連携を図り、総合的な訓練を実施する。

3 まちかど防災訓練（随時実施）

災害時の地域コミュニティの確立と緊密な連携体制を構築することを目的とし、区及び自主防災組織、事業所などが中心となって、各種個別の訓練を実際の街並みを利用して実施する。

第3節 訓練の検証

各種訓練の実施結果を踏まえて、その都度、市及び防災関係機関等は、個別防災計画及び各種マニュアルを検証し、防災力の向上を図るものとする。

第11章 ボランティアとの連携【市民・子ども局市民協働推進課、健康福祉局、総務局危機管理室、交流推進課、消防局】

第1節 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、看護師、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」と、浸水家屋等の土砂の除去や家財運び出し、避難所での炊出し、物資の配送などを行う「一般ボランティア」に区分される。

第2節 一般ボランティアの活動支援のための環境整備

災害時におけるボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組を行う。

- 1 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）財団法人かわさき市民活動センター（以下、「市民活動センター」という。）と連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。
- 2 災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。
- 3 企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。
- 4 市社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、防災行政無線設備等の整備に努める。

第3節 災害時における一般ボランティアの活動支援

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、ボランティア活動に対して必要な支援を行う。

1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者のニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員、活動拠点について情報の提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市は、市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、速やかに川崎市災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置し、ボランティアによる被災者支援体制を確立する。

また、必要に応じ、区の施設内に活動拠点となる区災害ボランティアセンターを設置し、被災者のニーズの把握、具体的活動内容の指示を行う。

災害ボランティアセンター設置候補施設一覧

区	施設名	住所	所管部局
川崎	教育文化会館	川崎区富士見2-1-3	教育委員会
	労働会館（サンピアンかわさき）	川崎区富士見2-5-2	経済労働局
	いさご会館	川崎区宮本町3-3	総務局
幸	幸市民館	幸区戸手本町1-11-2	教育委員会
中原	中原市民館	中原区小杉町3-262-1	教育委員会
	国際交流センター	中原区木月祇園町2-2	総務局
	聴覚障害者情報文化センター	中原区井田三舞町14-16	健康福祉局

中原	総合福祉センター	中原区上小田中 6 - 22 - 5	健康福祉局
	総合自治会館	中原区小杉町 3 - 1	市民・子ども局
高津	生活文化会館（てくのかわさき）	高津区溝口 1 - 6 - 10	経済労働局
	男女共同参画センター（すくらむ21）	高津区溝口 2 - 20 - 1	市民・子ども局
宮前	宮前市民館	宮前区宮前平 2 - 20 - 4	教育委員会
多摩	多摩市民館	多摩区登戸 1775 - 1	教育委員会
麻生	麻生市民館	麻生区万福寺 1 - 5 - 2	教育委員会

（資料編 川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書・細則）

第4節 専門ボランティアとの協力体制の確立

市は、次の専門ボランティアと災害時における連携・協力に向けた体制づくりを行う。

1 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者等で構成する医療ボランティアは、健康福祉局及び医師会、看護協会、病院協会等を通じて、被災住民に対して医療活動を行う。

（資料編 災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア活動に関する要綱）

2 外国語通訳ボランティア

外国語の通訳や翻訳能力を有する外国語通訳ボランティアは、財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動を行う。

3 その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアは、被災地のニーズに応じて、関係局が調整の上、災害ボランティアセンターを通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

第5節 消防ボランティア組織との連携

消防活動等に関する知識と経験を有する消防OB・OGや婦人消防隊等で構成される消防ボランティア組織は、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を目的として活動しており、市は、消防ボランティア組織と連携した水防活動や災害時要援護者の避難などの支援・協力に向けた体制づくりを行う。

第1章 初動体制の確立

台風や集中豪雨による風水害は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制をあらかじめ整え、警戒に当たることが重要である。したがって、気象状況に応じた迅速な対策が実施できるよう、状況に応じた段階的配備体制を確立し、市及び防災関係機関等の連絡体制や活動体制の整備を図るとともに、適切な人員配備を行い、迅速かつ適切な応急対策活動を実施するものとする。

第1節 体制の概要

1 情報の収集・分析

危機管理室は、24時間体制（休日・夜間等の勤務時間外の体制については、当直職員）で、予警報等の気象情報及び市内外の被害情報の収集と分析を行い異常現象、災害の予兆等の発見に努める。

また、各局区においても、台風の接近や予警報により災害の発生のおそれがある場合は、気象情報及び災害の予兆現象等の収集に努め、資機材の準備、所管施設等の風水害対策を図るものとする。

2 情報の伝達・報告

危機管理室は、気象予警報等を危機管理室員及び各局（室）区連絡員等に伝達し、災害発生に対する注意を喚起し、職員は、災害の予兆現象、発生を危機管理室に報告するものとする。

3 体制の確立及び動員

危機管理室長は、把握した気象状況及び対策方針について市長等に報告及び具申し、対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立する。

名 称	設 置 基 準	動 員
災害警戒体制	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水等の気象注意報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備
	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、暴風等の気象警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	2号配備
災害警戒本部	大雨、洪水等の気象注意報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備
	大雨、洪水、暴風等の気象警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	2号配備

災害対策本部	大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき	3号配備 以上
--------	---	------------

第2節 川崎市災害警戒体制

台風の接近や大雨等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警戒本部を設置するに至らない場合は、危機管理室の通常体制を強化した災害警戒体制を確立する。また、各局区は、必要に応じて警戒体制を確立する。

1 体制及び業務

総務局危機管理室は、次の主な業務に従事するものとする。

- (1) 風水害に関する気象情報の収集及び伝達
- (2) 川崎市災害対策本部又は川崎市災害警戒本部の設置準備
- (3) 関係職員への情報伝達
- (4) 電子メール、ホームページによる災害情報・気象情報の広報
- (5) 防災関係機関、報道機関への連絡・情報提供
- (6) その他災害対策上必要な項目

2 初動対応

(1) 勤務時間内の対応

総務局危機管理室は、気象予警報等の情報収集を行い、市民、市及び防災関係機関等に対し、情報伝達・広報等の業務を行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長等に報告し、災害の発生を防止・警戒するための対策の方針等の指示を受け、必要な対応措置をとるものとする。

(2) 休日・夜間等の対応

総務局危機管理室当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、総務局危機管理室長に報告する。

第2章 川崎市災害警戒本部

市長は、台風、集中豪雨等に伴う洪水・高潮・浸水等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水防活動その他応急対策活動の円滑化を図るため、「川崎市災害警戒本部設置要綱」に基づき市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）及び区本部を設置するものとする。

第1節 市警戒本部

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。

1 設置場所等

危機管理担当副市長を市警戒本部長、総務局長を市警戒副本部長とし、第3庁舎7階に市警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部長は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長、その他の副市長及び病院事業管理者に報告するとともに、各局・区及び防災関係機関、報道機関等に通知する。

2 構成

市警戒本部の構成局は、原則として総務局、市民・子ども局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設局、港湾局、病院局、消防局、教育委員会とする。

ただし、市警戒本部長は、気象状況や被害の状況に応じて、構成局の指名又は追加をすることができる。

市警戒本部には事務局を置き、総務局危機管理室がその任にあたる。

3 主な所掌事務

- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 市域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

第2節 区本部【区】

区本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1 設置場所等

区長を区本部長、副区長及び区本部長の任命した職員を区副本部長とし、区役所に区本部を設置する。

なお、区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を警察署等の防災関係機関に通知する。

2 構成

区本部の構成は、原則として区及び消防署とする。

区本部には事務局を設置し、区役所総務課がその任にあたる。

なお、消防署及び各班は、情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。

3 主な所掌事務

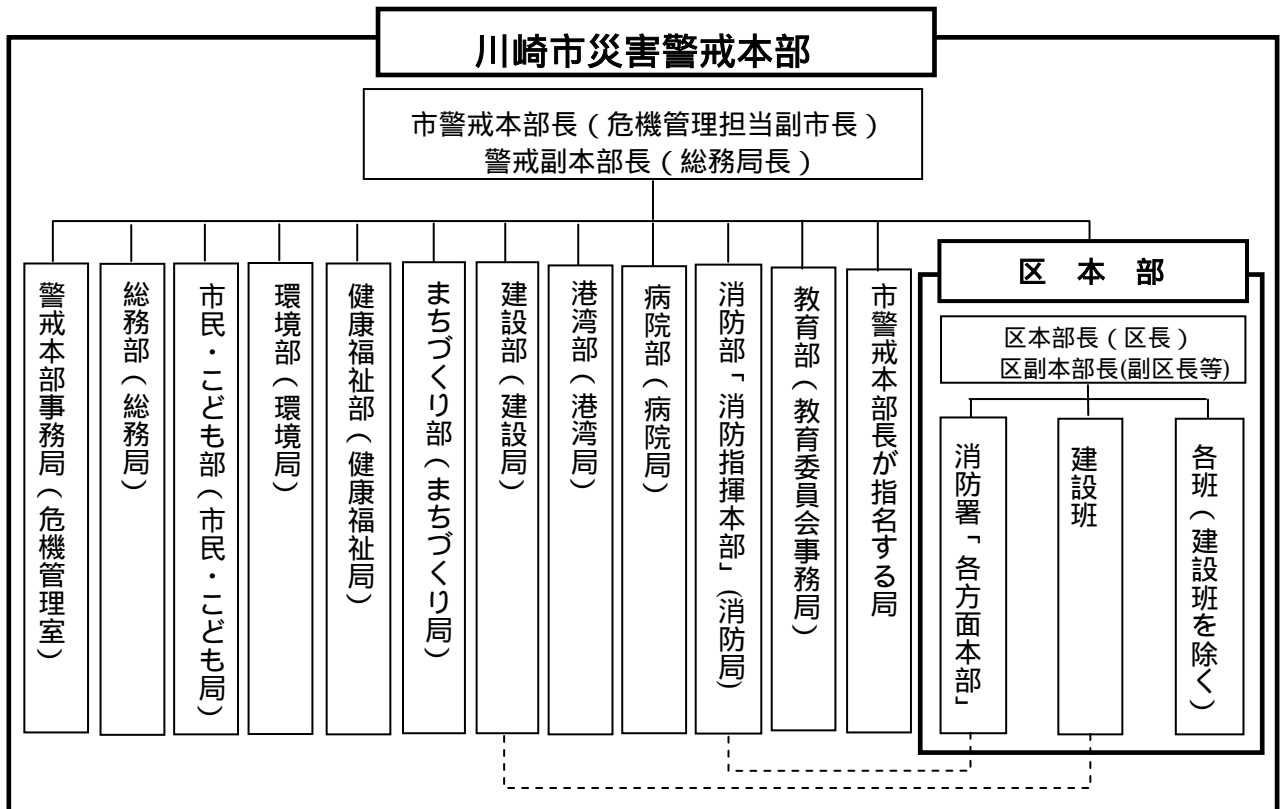
- (1) 災害に関する初期情報の収集に関すること。
- (2) 区域における被害情報の収集・報告に関すること。
- (3) 構成する班に対する気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。
- (4) 職員の配備状況の把握に関すること。
- (5) 警戒巡視・広報活動に関すること。
- (6) その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

4 廃止基準

- (1) 市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 被害の発生するおそれが解消したとき。

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

市警戒本部の構成



第3章 川崎市災害対策本部

市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

第1節 市本部の設置及び廃止

1 設置の伝達

市本部が設置された場合、川崎市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 各報道機関へ公表するとともに、各種伝達手段を用いて市民に対し発表する。

2 廃止の基準

市本部長は、次にあたる場合、市本部を廃止する。

- (1) 市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

市本部長は、市本部を廃止した場合、直ちに、県知事、防災関係機関に伝達するとともに、その事実を各報道機関に公表する。

第2節 市本部の組織及び運営

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、川崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）及び川崎市災害対策本部規程に定めるところにより、次のとおりとする。

1 組織

市本部及び区本部の組織は、原則として図1に掲げるとおりとする。

(1) 市本部長・市副本部長及び参与

ア 市本部長は市長をもって充て、市副本部長は副市長をもって充てる。

イ 市本部長は、市本部の事務を統轄し、市本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

ウ 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。

オ 参与は病院事業管理者をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。

(2) 部長

部長は各局室長をもって充て、市本部長、市副本部長及び参与とともに本部会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。

なお、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代理する。

(3) 各部、区本部等の構成と事務分掌

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

(4) 防災計画の策定

各部及び区本部の長は、その所管業務の実施について必要な防災計画を定めるものとする。

2 市本部の運営及び活動体制

(1) 市本部

- ア 市本部長は、市本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため第3庁舎7階に市本部を設置する。
- イ 市本部は、本部会議と市本部事務局との連携によって運営するものとし、庶務は市本部事務局が行う。

(2) 本部会議

- ア 市本部長は、災害対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。
- イ 市副本部長及び各部長は、各部の配備体制及び緊急に措置した事項等を市本部長に報告する。
- ウ 市本部長は、必要に応じて、本部会議に自衛隊、神奈川県警察（川崎市警察部）、横浜海上保安部（川崎海上保安署）ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。

(3) 市本部事務局

市本部の活動を迅速かつ的確に行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。

ア 構成

- (ア) 事務局長は総務局危機管理室長をもって充て、事務局次長は総務局危機管理室企画担当主幹をもって充てる。
- (イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代理する。
- (ウ) 市本部事務局に各部に属する職員のうちから各部長が指名する者を事務局員及び情報連絡員として置く。

イ 所掌事務

(ア) 各種情報の収集・報告

市本部事務局は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、市本部長又は本部会議に報告する。なお、市本部事務局が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

情 報 の 種 類	1	気象情報等
	2	被害情報
	3	住民避難状況
	4	車両、資機材等調達状況
	5	職員の動員配備状況
	6	自衛隊派遣要請等に関する情報
	7	応急対策実施状況
	8	住民広報の実施状況
	9	その他

(イ) 本部指令（市本部長の指示及び本部会議の決定事項）の伝達等

市本部事務局は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

- (ウ) 各部・区本部間の活動の連絡調整
- (エ) 防災行政無線の統制に関すること
- (オ) その他市本部事務局が必要と認める事項の協議

ウ 市本部事務局の設置場所は、第3庁舎7階災害対策本部事務局室とする。

3 部（班・隊）

- (1) 各部長は、災害の状況等に応じて、応急対策活動に必要な各班を編成し、活動体制を確立する。
- (2) 各部長は、被害の発生状況及び本部会議の決定事項等に基づき、応急対策活動計画を策定し、応急対策を実施する。

4 区本部

- (1) 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置く。
- (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。区本部長には、区長を充て、区副本部長には、副区長及び区本部長の任命した職員を充てる。なお、各班の分担任務については、災害対策本部規程に定め、その他必要な事項は、区地域防災計画において定める。
- (3) 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。
- (5) 区本部会議

区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催する。

 - ア 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てる。
 - イ 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集する。
 - ウ 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができる。
 - エ 区本部の事務は庶務班がその任にあたる。

 第3節 各部・区本部間の相互応援

1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策本部に要請する。

3 応援の決定

- (1) 市本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他の区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとする。
- (2) 市本部事務局は、本部会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部・区本部と調整する。

4 応援職員の活動

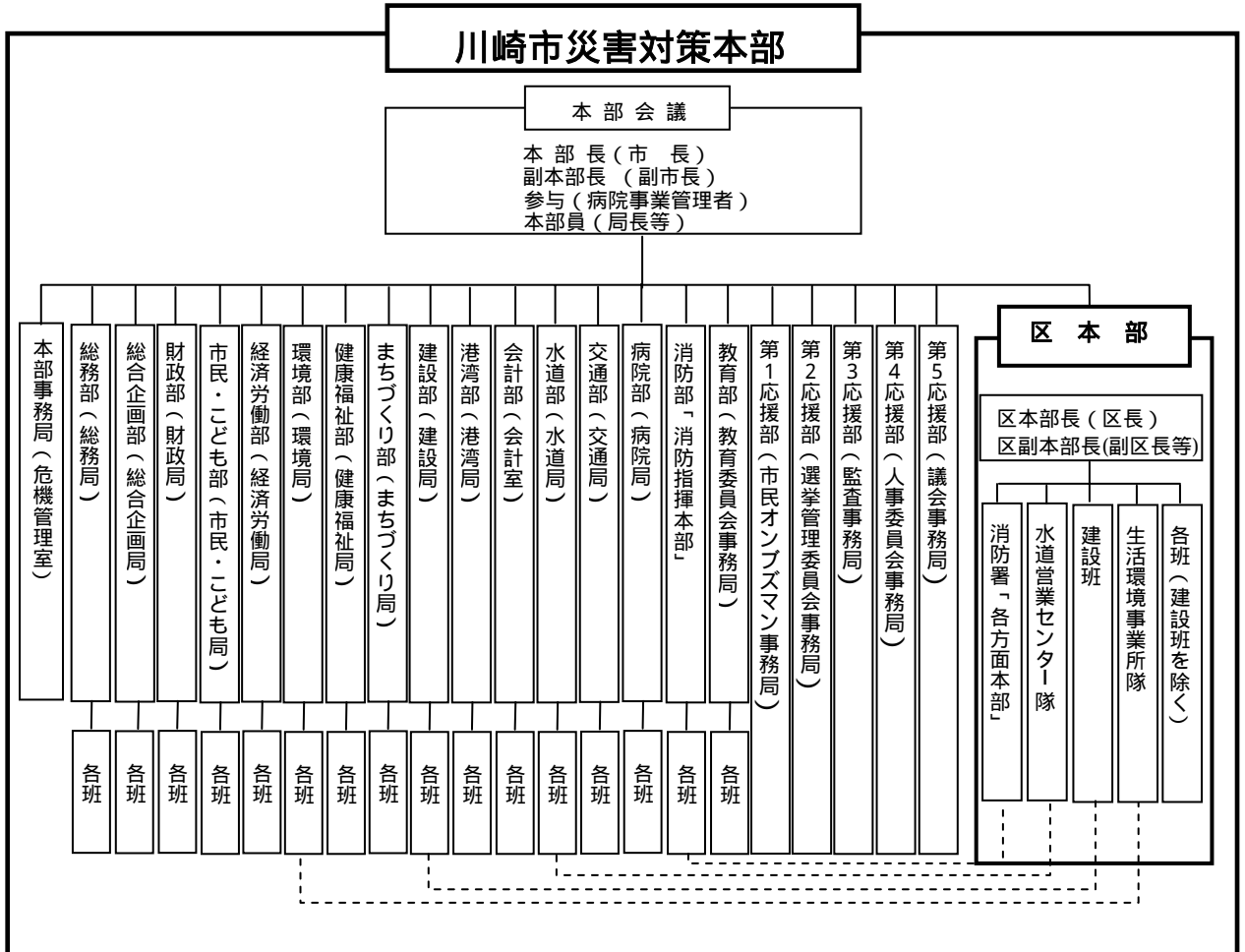
応援職員は、応援要請を行った部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

（資料編 川崎市災害対策本部条例）

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

図1 川崎市災害対策本部の構成



第4章 災害対策要員の動員・配備

台風・集中豪雨により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市警戒体制、市警戒本部・区本部又は市本部・区本部が配備あるいは設置されたときは、本章あるいは関係機関で別に定める動員計画に基づき災害対策の要員を配備し、警戒又は応急活動を実施する。

第1節 市職員の動員体制

1 動員の指示

(1) 警戒体制

総務局危機管理室は、危機管理室員を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、関係局区は、それぞれ警戒体制を確立する。また、危機管理室は、市長等に逐次報告・具申し、必要に応じて動員の指示を伝達する。

(2) 市警戒本部

ア 市警戒本部長は、災害の状況に応じて関係局区に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員するよう指示する。

また、区本部長は、災害の状況に応じて所属の職員に対して動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区本部長は、原則として「災害対策動員基準」に定める1号配備又は2号配備により動員体制をとるものとする。

なお、災害の規模及び被害の程度に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。

(3) 災害対策本部

ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害の状況に応じて関係局及び区長に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員するよう指示する。

イ 動員の指令を受けた関係局長及び区長は、原則として「災害対策動員基準」に定める3号配備、4号配備又は5号配備により動員体制をとるものとする。なお、災害の規模及び被害の程度に応じて人員を増強又は縮小できるものとする。

2 動員の対象者

市職員（本市以外の関係機関・団体等への出向職員を除く）を動員対象者とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 病中・病後等で応急対策活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合

(2) その他市本部長又は区本部長あるいは市警戒本部長又は区本部長が認める場合

3 動員基準

職員の動員基準の概要は、次のとおりとする。

種別	動員体制	発令基準
1号 配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため、情報収集及び伝達を行うことができる体制とする。	大雨、洪水、強風等の気象等の注意報の1以上が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合

2号 配備	局地的な被害が予想される場合又は、災害が発生し、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急対策活動を行うことができる体制とする。	大雨、洪水、暴風等の気象等の警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合
3号 配備	災害の発生が複数の区（又は区域）にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害の拡大を防止するために必要な応急対策活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合
4号 配備	複数の区（又は区域）において被害が甚大となり、更に拡大する可能性が強く、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制とする。	台風又は集中豪雨等により、複数の区にわたって甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合
5号 配備	市（区）内全域に発生した被害に対し、市の総力をあげて対処する体制とする。	台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が発生している場合

区本部における対応については、区内における被害に読み換える。

風水害対策に関する動員配備基準

各部

部 名	1号	2号	3号	4号	5号
総務、市民・子ども、環境、健康福祉、港湾、水道	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
まちづくり、建設	連絡員	5～20%	20～40%	40～50%	100%
消防	連絡員	特別警防体制に必要な人員			100%
総合企画、財政、経済労働、会計、交通、病院、教育 第1応援部（市民オンブズマン事務局） 第2応援部（選挙管理委員会事務局） 第3応援部（監査事務局） 第4応援部（人事委員会事務局） 第5応援部（議会事務局）		連絡員	5～10%	10～50%	100%

区本部

所 属	1号	2号	3号	4号	5号
区役所（建設センターを除く）	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
建設センター	連絡員	5～20%	20～50%	50～80%	100%
消防署	連絡員	特別警防体制に必要な人員			100%
水道局営業センター（南部・北部）	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%
生活環境事業所隊	連絡員	5～10%	10～20%	20～50%	100%

4 参集場所

- (1) 動員基準により動員を指示された職員は所属参集とする。
- (2) その他市本部事務局員等、別に指定された職員は、その指定場所に参集する。

5 動員計画及び職員への周知

各局、室及び区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準及び災害対策本部規程にもとづく各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図らなければならない。

第2節 動員の方法

1 伝達の方法

- (1) 勤務時間内の場合
電話、電子メール又は庁内放送にて伝達する。
- (2) 勤務時間外の場合
電話、電子メール又は各局・室・区で事前に定めた連絡方法による。

2 参集の手段

参集する職員は、できる限り有効かつ安全な手段を用いて、直ちに参集するように努めなければならない。

3 動員の報告

各局、室及び区長は、動員体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を市本部長又は市警戒本部長に報告する。

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、自発的かつ速やかに行動を開始する。

- (1) 安全確保等
自らの安全を確保し、家族、家屋等家庭及び近隣の安全を確認する。
- (2) 参集者の服装及び携行品
気象状況に応じた服装の上、必要に応じて着替え、飲料水、食糧、懐中電灯、ラジオ等の用具を携行する。
- (3) 参集途上の措置
参集途上において、事故等に遭遇したときは、警察及び消防機関へ通報するとともに、人命救助への協力など適切な措置を行う。
- (4) 被害状況等の報告
参集途上知り得た被害状況等は、参集後直ちに所属の上司及び関係局・区へ報告するものとする。

第5章 消防の警防体制【消防局】

台風、集中豪雨等の災害時において、被害の発生及び拡大を防止し、市民の生命、財産を安全に守るため、消防における警防体制を次により定める。

第1節 消防の組織

1 指揮本部等の組織

(1) 消防警戒本部及び方面警戒本部

川崎市災害警戒本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防警戒本部（以下「警戒本部」という。）を、各消防署に方面警戒本部を開設する。

(2) 消防指揮本部及び方面指揮本部

川崎市災害対策本部が設置されたとき、又は消防長が必要と認めるときは、消防局に消防指揮本部（以下「指揮本部」という。）を、各消防署に方面指揮本部を開設する。

2 事務分掌等

(1) 警戒本部及び方面警戒本部

警戒本部及び方面警戒本部の編成・規模は、消防長が事象に応じて指定する。

(2) 指揮本部及び方面指揮本部の事務分掌

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

3 消防隊等の編成

(1) 消防隊の編成は、必要により非直職員の動員等によって補充し、さらに非常用消防自動車、特殊車両等で消防隊等を増強する。

(2) 消防団は、1隊当り原則として指揮者以下6人以上をもって編成する。

第2節 特別警防体制

大規模災害等に対応するため、職（団）員の動員・召集及び消防隊等の増強編成を行い、警防体制を強化して消防活動を実施する。

1 消防署の特別警防体制

(1) 特別警防体制1号（以下「1号体制」という。）

災害の状況把握及び広報活動を主体に強化する体制

(2) 特別警防体制2号（以下「2号体制」という。）

1号体制に加えて消防隊等を増強する体制

(3) 特別警防体制3号（以下「3号体制」という。）

全消防力を持って対処する体制

2 消防局の特別警防体制

(1) 局特別警防体制1号（以下「局1号体制」という。）

災害の状況把握、情報収集及び情報分析を主体に強化する体制

(2) 局特別警防体制2号（以下「局2号体制」という。）

全職員をもって対処する体制

第3節 動員・召集等

次の動員・召集により特別警防体制を確立するものとする。

1 職員の動員

(1) 動員1号・局動員1号

1号体制・局1号体制を確保する所要要員

(2) 動員2号・局動員2号

2号体制・局2号体制を確保する所要要員

(3) 動員3号

全非直職員等

2 団員の召集

消防署長と消防団長の事前協議に基づき、召集するものとする。

3 参集場所

(1) 職員は、所属の課、隊、署又は指定された場所に参集する。

(2) 団員は、所属の器具置場又は指定された場所とする。

4 伝達方法

(1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話（連絡網）により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの連絡網により伝達する。

(2) 団員には、管轄する署において分団長以上の幹部に連絡する。

第4節 警備

消防機関は、災害の覚知及び防除機関として、第一次的活動体制を有していることから、風水害発生予想地域の把握と災害活動を行うため、次により活動対策を計画する。

1 災害危険地域及び防災対策の把握

(1) 河川の氾濫、堤防の決壊、溢水、低地の浸水、がけ崩れ等風水害発生地域の実態

(2) 災害発生危険区域及び被害予想地域とその周辺地域における過去の被害事例、消防対象物の分布状況並びに地形地質その他危険要因の実態

(3) 排水施設、がけ崩れ防止措置及び土嚢、その他の水防用資機材の備蓄状況

(4) 避難・救護対策

2 情報連絡員の指定

(1) 風水害時においては、災害危険地域内の迅速的確な情報収集が重要事項となるので、当該地域内又はその近隣に居住する消防団員を情報連絡員に指名しておく。

(2) 情報連絡員は、召集されたときでも器具置場又は指定された場所に参集することなく、別命あるまで引き続き当該地域を巡回して、方面指揮本部等に情報を連絡する。

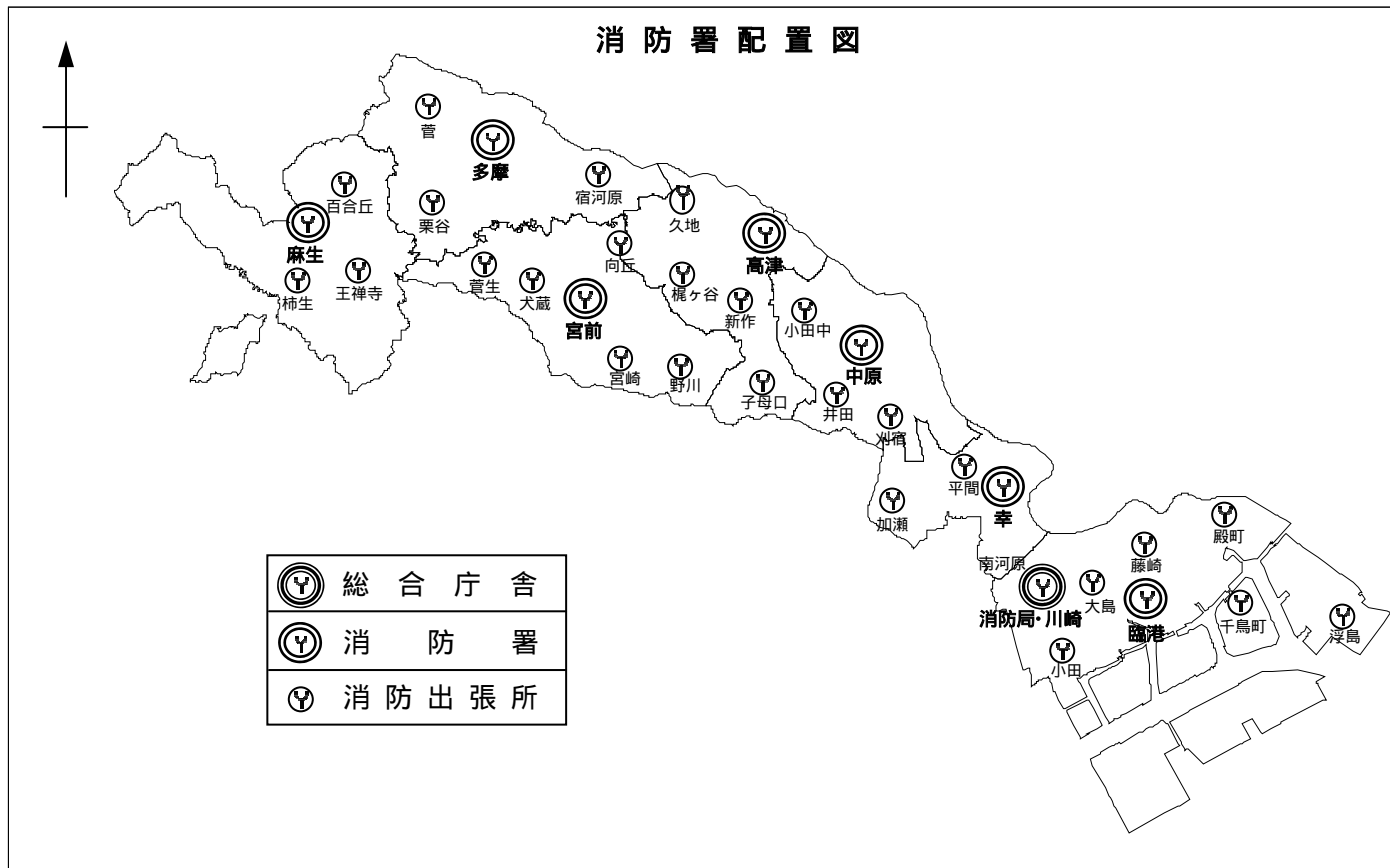
(3) 被害調査担当区域の指定

被害状況を迅速的確に調査するために、署所受持区域内を細分化して調査担当区域（2～3管区あて）に指定し、調査担当者を定めて常に災害危険区域内の情勢に精通させておく。

3 情報収集及び広報

(1) 河川の溢水、堤防損壊及びがけ崩れ等の危険が予想されるときは、速やかに情報収集を開始する。

(2) 災害発生のおそれがあるときは、水防活動用資機材の点検整備を行うとともに、広報車等により当該地域を重点的に巡回し警戒広報を行う。

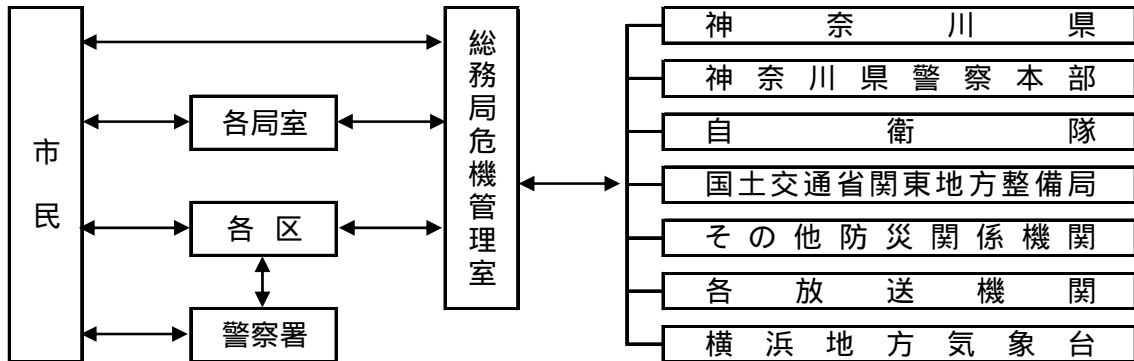


第6章 情報の収集と伝達

災害の予警報や被害状況等の情報は、応急対策活動の実施にあたり必要不可欠である。したがって、防災関係機関と情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、被害の発生及び拡大を防止するとともに、住民に対し適切な情報の伝達を行う。

第1節 情報の収集及び伝達体制

市及び防災関係機関等との情報受伝達系統の概要は、次のとおりである。



情報の収集及び伝達にあつては、電話、FAX、電子メール及び無線によるものとする。なお、市民及び避難所への伝達にあつては、防災行政無線、電子メール、Web サイト及び広報車等により伝達するものとする。(資料編 連絡窓口一覧表)

第2節 災害情報の収集等【総務局危機管理室】

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、気象情報、被害情報及び避難情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告するものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 報告の内容

- ア 被害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
避難状況、救助活動、応急措置の他、応急対策の実施方針、動員の情報等
- ウ その他応急対策上参考となる情報
- エ 報告内容の主要項目

- | |
|------------------------------|
| 1 災害の種別 |
| 2 発生日時 |
| 3 発生場所 |
| 4 原因 |
| 5 災害の状況(人的被害数、家屋被害、施設被害、その他) |
| 6 災害に対する関係機関等の対応状況 |
| 7 災害に対して避難の状況 |
| 8 その他 |

(2) 報告の方法

ア 被害状況報告（速報）

発生直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第1に被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

イ 被害状況報告（中間・確定報告）

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各部長・区本部長は被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

2 県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等によって県知事に報告する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関(職員)又は警察署(官)若しくは海上保安署(官)に通報する。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

なお、その異常が、気象現象である場合は、横浜地方気象台にあわせて通報する。

4 情報伝達体制

総務局長は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を市内イントラネットシステムに掲載し、各局・区へ気象情報を提供する。

(本章末資料 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報屋外受信機設置一覧表)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線通信取扱要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線保全要綱)

(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互システムの運用に関する覚書)

第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達

【横浜地方気象台、総務局危機管理室】

1 注意報及び警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において、気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれがある場合に地域を分けて注意報又は警報の発表を行い、住民や防災関係機関等へ注意や警戒を呼びかける。

(1) 一般の利用のための注意報及び警報の種類等

横浜地方気象台は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれのあると予想される場合に警報の発表を行う。

また、気象等の現象により、被害が予想される場合に注意報の発表を行う。

(ただし、大地震など不測の事態により気象災害に係る諸条件が変化した場合には、非常措置

として基準にのみとられない注意報・警報の運用を行うことがある。)

(2) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

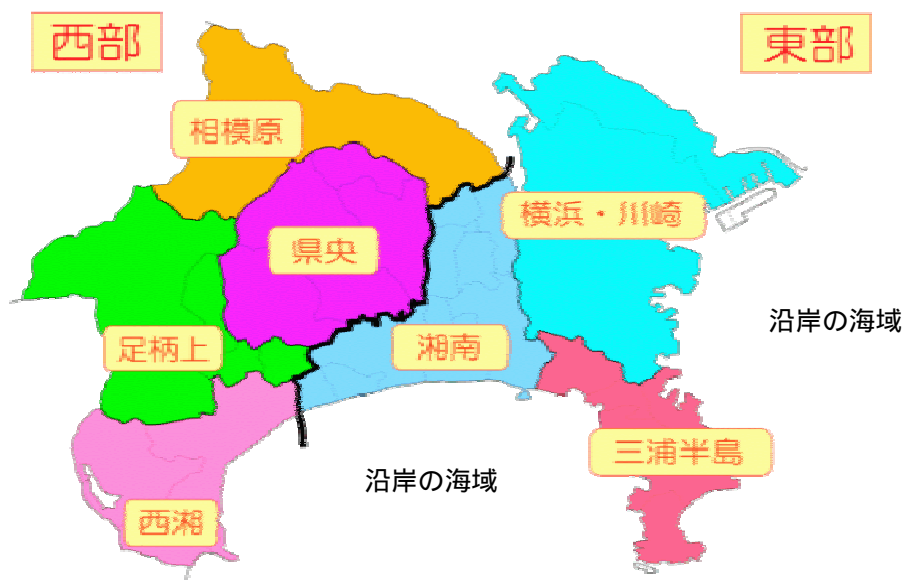
大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に、行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報、洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、(1)の警報及び注意報の発表をもって代える。

(3) 気象業務法に基づく警報事項の通知

横浜地方気象台は、気象業務法第15条及び同法施行令第7条の定める警報事項の通知を、気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報・警報の伝達システムにより県内防災関係機関に対して行う。市は、横浜地方気象台より受けた警報について、市民への周知に努める。

(4) 注意報・警報の地域細分

横浜地方気象台は、防災関係機関の防災活動に直結するきめ細かな防災気象情報の発表の推進を図るため、神奈川県を二つに分割した「東部」、「西部」(一次細分区域)をさらに細分した二次細分区域を単位として、注意報・警報を発表する。



	一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる郡市町村
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡(寒川町)、中郡(大磯町、二宮町)
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)
	西 部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡(愛川町、清川村)
		足柄上	南足柄市、足柄上郡(松田町、山北町、中井町、大井町、開成町)
		西湘	小田原市、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)

(5) 注意報・警報の種類及び発表基準

種類 (区域)	基準要素	注意報	警報
大雨 (横浜・川崎)	雨量	1時間雨量 20mm 以上あるいは 3時間雨量 30mm 以上	3時間雨量 80mm 以上
	土壌雨量指数	63 以上	91 以上
洪水 (横浜・川崎)	雨量	1時間雨量 30mm 以上あるいは 3時間雨量 40mm 以上	3時間雨量 80mm 以上
	流域雨量指数	5 以上	7 以上
大雪 (横浜・川崎)	24 時間降雪の 深さ	5 cm 以上	20cm 以上
暴風 (横浜・川崎)	平均風速	-	25m/s 以上
強風 (横浜・川崎)	平均風速	12m/s 以上	-
波浪 (横浜・川崎)	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高潮 (横浜・川崎)	潮位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.3m 以上
雷 (横浜・川崎)		落雷等により被害が予想される 場合	-

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに 5 Km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

2 土砂災害警戒情報

横浜地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、神奈川県と協議し、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため土砂災害警戒情報を市町村単位で神奈川県と共同発表し、大雨警報の伝達系統に準じて伝達する。

市は、土砂災害警戒情報が発令された場合、市民への周知に努めるとともに、個別の斜面の状況や気象状況、神奈川県が提供する補完情報等を基に総合的に判断し、避難勧告等の発令を行う。

ただし、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

3 竜巻注意情報

横浜地方気象台は、竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表し、半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と注意を行い、数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記し注意を呼びかける。竜巻注意情報は、ドップラーレーダーによる観測等から今まさに竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときに発表する。なお、有効時間は、1時間で、解除はなく、引き続き注意すべき状況が続く場合は、再度発表する。

市は、気象状況等で総合的に判断し市民へ情報を提供し、注意を促す。竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる一方、発表は、広い領域を対象に発表されるため、必ずしも当該地域で突風等に遭遇するわけではない。よって、日ごろから、竜巻注意情報や発表後の対応について、市民へ広報を図る。

4 地方海上警報

気象庁予報部は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸（関東海域北部）海域に対し地方海上警報を発表し、第三管区海上保安本部を通じ無線通信により関係船舶に通報される。

地方海上警報の種類

種 類	説 明
海上風警報	風力階級7の場合
海上濃霧警報	濃霧について、警告を必要とする場合
海上強風警報	風力階級8及び9の場合
海上暴風警報	風力階級10以上の場合(熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12の場合を除く)
海上台風警報	熱帯低気圧により風力階級12以上の場合

注：海上警報の種別は、24時間以内に予想される最大の風の強さに応じて分類する。

風力階級は、「気象庁風力階級表」(ビューフォート風力階級)による。

5 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係機関に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の強雨が観測された場合（運用基準は、1時間当たりの雨量が東部で90mmを超えた場合）は、「記録的短時間大雨情報」を発表して一般や防災関係機関に警戒を呼びかける。

発表した情報は、気象台から注意報や警報に準じて関係機関に通報される。

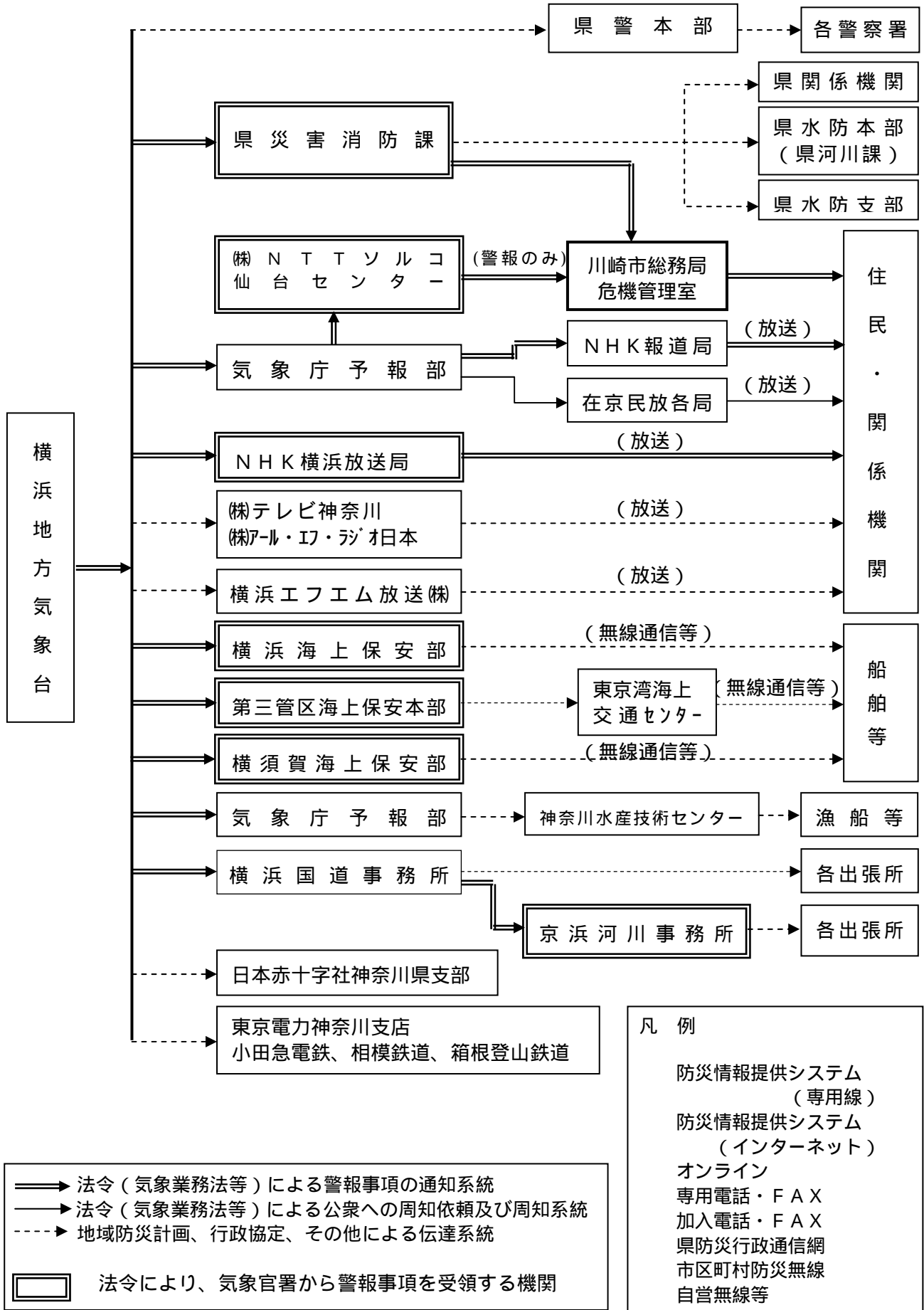
6 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センター（無線担当）に関する気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

神奈川県水産技術センター（無線担当）は、これらの情報を無線により所属漁船等に伝達するとともに船舶等の気象観測結果を横浜地方気象台に通報する。

（資料編 防災気象連絡会会則）

気象・高潮・洪水・波浪に関する注意報、警報の伝達系統



第4節 洪水予報【建設局河川課】

気象庁予報部と関東地方整備局又は横浜地方気象台と京浜河川事務所は、多摩川及び鶴見川について、洪水のおそれがあると認められるときに、共同して水位等の状況を洪水予報として、発表する。

なお、気象庁が単独で発表する洪水注意報・警報は、不特定河川の増水における災害に対するもので、河川の特定、水位や流量の予測は行わない点で異なる。

1 洪水予報の種類と発表基準

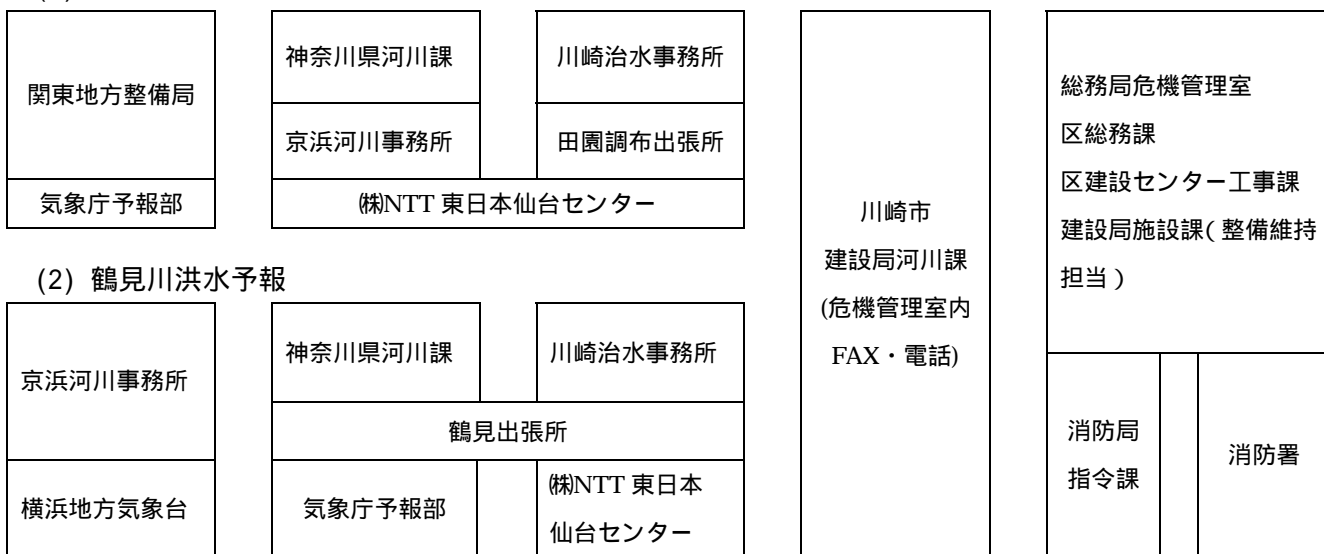
種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動
はん濫発生情報	はん濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難指導
はん濫危険情報	はん濫危険水位	4 (危険)	住民の避難完了
はん濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難勧告等の発令を判断 発令 住 民：避難を判断
はん濫注意情報	はん濫注意水位	2 (注意)	市町村：避難準備情報の発令を判断 住 民：はん濫に関する情報に注意 水防団：出動
	水防団待機水位	1	水防団待機

2 水位観測所及び水位（単位m）

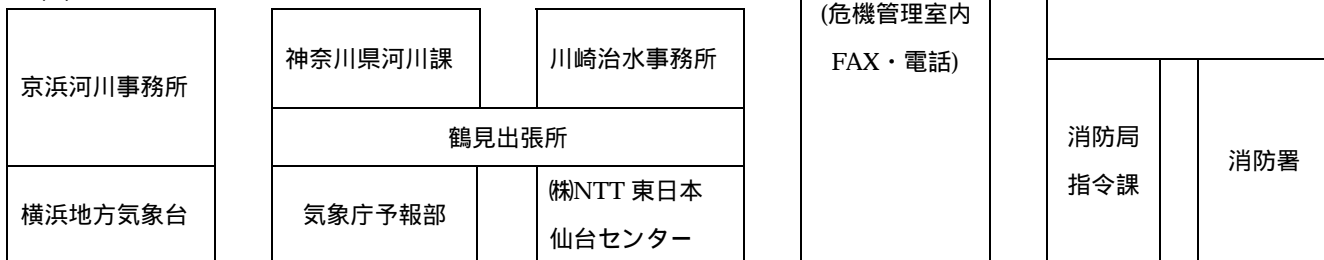
河川名	水位観測所名	所在地	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	量水標 管理者
多摩川	調布橋	青梅市上長湫	0.20	1.00	1.50	1.90	国 土 交通省
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.80	5.20	
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	8.20	8.70	
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	6.70	7.70	
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.70	

3 連絡系統

(1) 多摩川洪水予報



(2) 鶴見川洪水予報



第5節 水防警報及び避難判断水位【関東地方整備局、県、建設局河川課】

水防警報とは、水防法第16条に規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川に洪水による被害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は神奈川県知事が発表する。

また、避難判断水位情報とは、特別警戒水位として水防法第13条で規定され、国土交通大臣又は神奈川県知事がそれぞれ指定する河川において、当該河川がその水位に達した場合は、水防管理者に通知するとともに、一般に周知する。その内容は、神奈川県水防計画の定めるところによる。

1 水防警報が発表される河川

(1) 国土交通大臣が発表する河川

河川名	支部名	区 域
多摩川	川崎治水	川崎市多摩区菅 1588 番地先東京都界から海まで
鶴見川	横浜治水	左岸 横浜市都筑区川向町字南耕地 609 番地の 1 地先の高速道路下流端から海まで 右岸 横浜市港北区小机町城坂下 1795 番地から海まで
矢上川	横浜治水 川崎治水	左岸 川崎市幸区矢上字橋向 952 番の 1 地先から鶴見川合流点まで 右岸 横浜市港北区日吉字日吉町字根溺 933 番の 1 から鶴見川合流点まで

(2) 神奈川県知事が発表する河川

河川名	支部名	区 域	
		自	至
平瀬川	川崎治水	左岸 宮前区水沢3丁目2,913番地 右岸 宮前区水沢3丁目2,902	無名橋 } 多摩川合流点
平瀬川支川	川崎治水	左岸 多摩区長沢4丁目8,238番地先 右岸 多摩区長沢4丁目8,156番地先	市道橋 } 平瀬川合流点
二ヶ領本川	川崎治水	左岸 多摩区中野島2丁目282番地先 右岸 多摩区生田2丁目576番地先	橋本橋 } 平瀬川合流点
五反田川	川崎治水	左岸 多摩区生田8丁目3,395番地先 右岸 多摩区生田8丁目3,207番地先	田中橋 } 二ヶ領本川合流点
三沢川	川崎治水	左岸 多摩区菅319番地先 右岸 多摩区菅6,757番地先	東京都界 } 多摩川合流点
鶴見川	川崎治水 横浜治水	左岸 麻生区岡上1番地先 右岸 麻生区岡上423番地先	東京都界 } 横浜市都筑区川向町字南耕地609番の1地先 高速道路下流端 横浜市港北区小机字城坂下1,795番地先 高速道路下流端
矢上川	川崎治水	左岸 宮前区野川989番地先 右岸 宮前区野川1,187番地先	上野川橋 } 幸区矢上字橋向951番の1地先 横浜市港北区日吉町字根溺933番の1地先
麻生川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生503番地先 右岸 麻生区上麻生525番地先	大谷戸橋 } 鶴見川合流点
真光寺川	川崎治水	左岸 麻生区上麻生675番地先 右岸 麻生区岡上25番地先	東京都界 } 鶴見川合流点

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	<p>1 出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予・警報、河川状況等により必要と認めるとき。(指定・通報水位を超えるおそれがあるとき)</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。(指定・通報水位を超えたとき)</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。</p>
指 示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、又は、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>はん濫注意水位以下に下降したとき。又は、はん濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。</p>

3 避難判断水位情報の通知及び周知を行う河川

(1) 国土交通大臣が通知する河川（単位m）

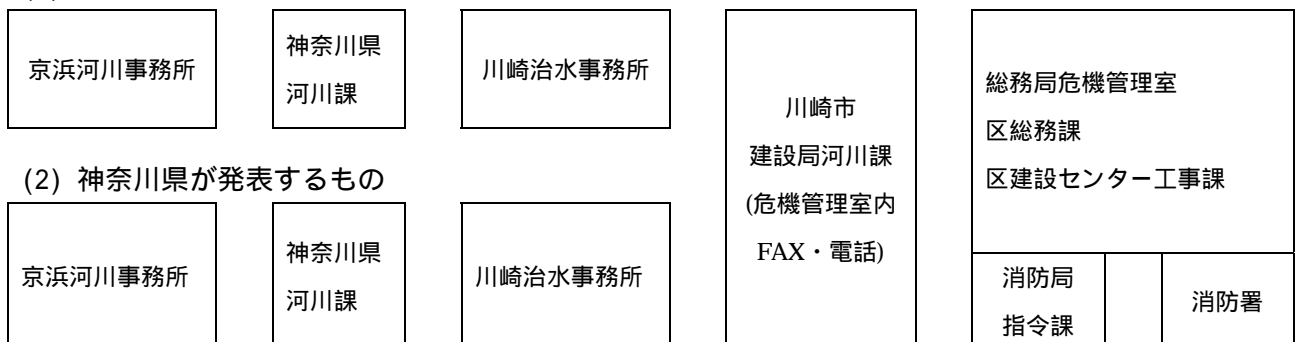
河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位相当水位	量水標管理者	区域	
							自	至
矢上川	矢上橋	2.60	3.80	4.60	5.50	国土交通省	幸区矢上	幹川合流点

(2) 神奈川県知事が通知する河川（単位m）

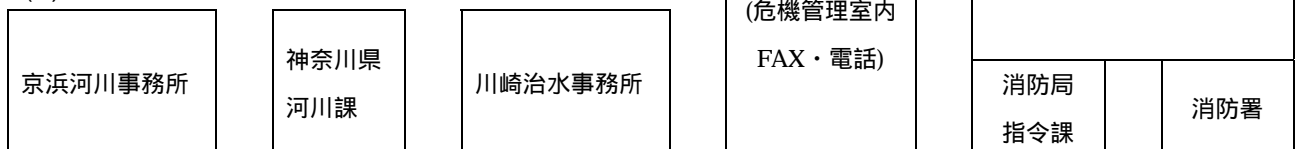
河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	避難判断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域	
							自	至
三沢川	天宿橋	2.10	3.20	5.20	0.80	県土整備部	東京都界	多摩川合流点
平瀬川	平瀬橋	3.50	4.00	5.50	0.80	川崎市	宮前区水沢の無名橋	多摩川合流点
	嶋田人道橋	1.35	1.85	3.00	0.80	川崎市		
二ヶ領本川	長尾橋	2.30	2.80	3.50	0.60	川崎市	多摩区生田の橋本橋	平瀬川合流点
五反田川	栄橋	1.50	2.00	3.10	0.60	川崎市	多摩区生田の田中橋	二ヶ領本川合流点
鶴見川	寺家橋	2.75	3.50	4.80	1.00	国土交通省	東京都界	横浜市都筑区の第3京浜道路下流端
	岡上橋	1.10	2.70	3.50	1.00	県土整備部		
矢上川	西ヶ崎橋	2.00	3.00	4.35	0.80	県土整備部	高津区野川の上野川橋	横浜市港北区高田町の高田橋
麻生川	新三輪橋	1.20	2.60	4.00	0.80	県土整備部	麻生区上麻生の大谷戸橋	鶴見川合流点

4 水防警報等の連絡系統

(1) 国土交通省が発表するもの



(2) 神奈川県が発表するもの



5 水防管理団体が収集・伝達する情報

(1) 国土交通省が発表した水防警報については、水防管理団体の情報連絡責任者（建設局河川課）は、次により出水様式に定められた内容を京浜河川事務所の所管出張所に電話で伝達する。

ア 河川巡視状況

原則として、水防警報「出動」発令時から水防警報「出動」、「指示」の発令中で1時間ごとに出張所の情報連絡担当官からの呼び出しに応じて伝達する。

イ 災害情報（河川施設災害状況、一般災害状況、水防活動状況、避難状況、破堤等重大災害状況）

水防管理団体が情報を受けたとき、直ちに伝達する（第一報は部分的な情報でよい。）

(2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに川崎治水事務所に通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。

第6節 その他の情報【総務局危機管理室、建設局施設課、河川課、港湾局】

1 本市観測システムの情報

気象庁以外からの情報は、レーダー雨量情報システム（レインネット）及び水防用無線局のテレメーターシステム（市内27箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水（潮）位観測局）の観測データから情報を収集する。（本章末資料 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図）

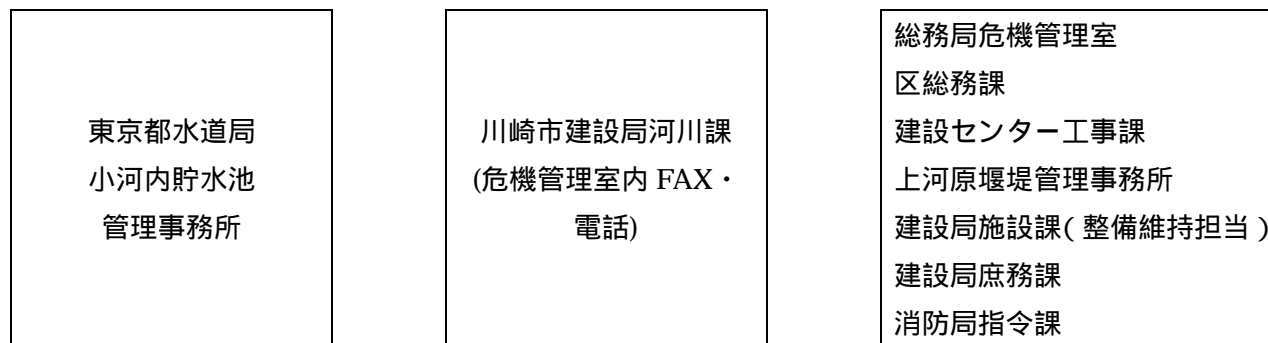
2 気象情報提供会社の情報

気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報

3 小河内ダム放流通報

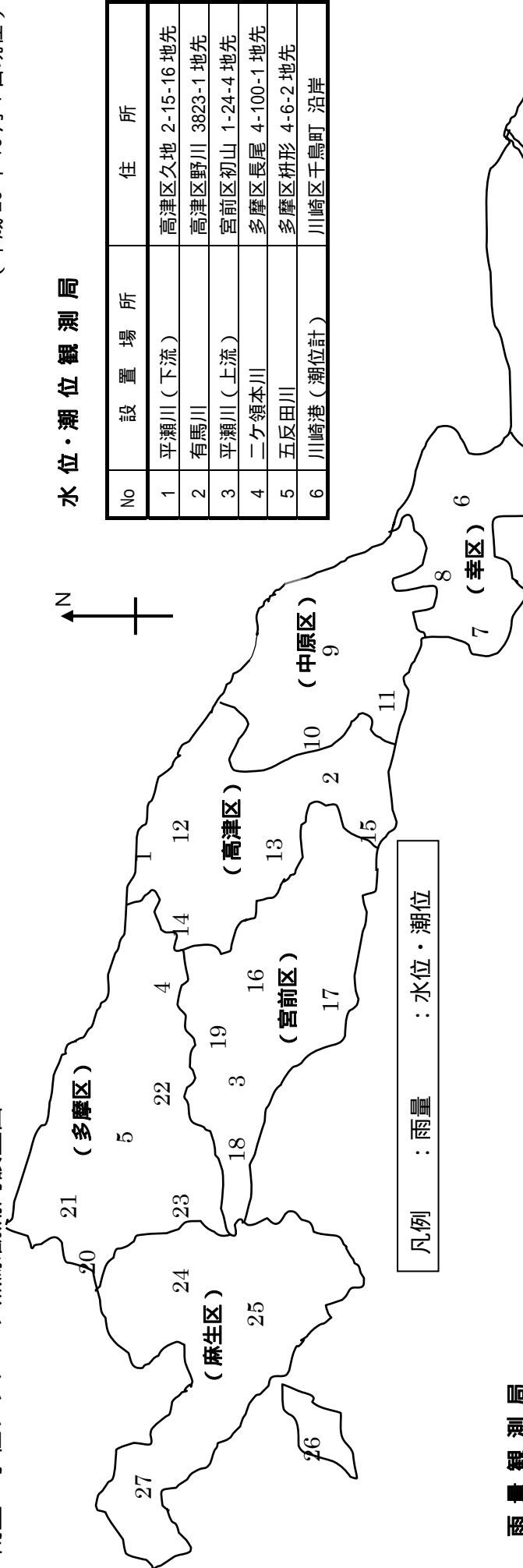
東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。

連絡系統



雨量・水位テレメータ無線観測局設置図

(平成20年10月1日現在)

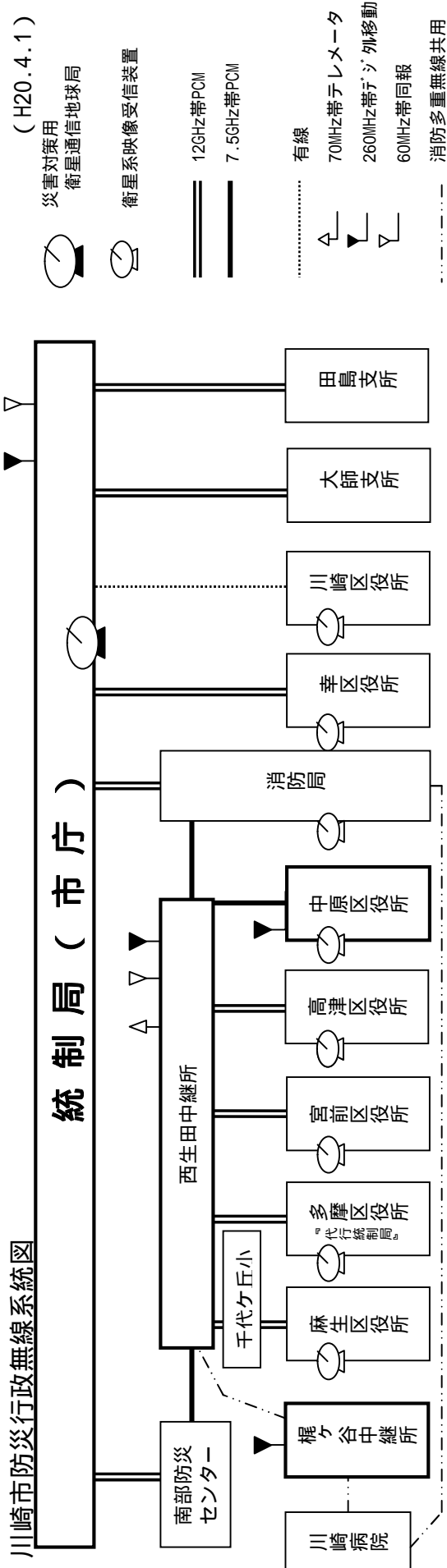


水位・潮位観測局

No	設置場所	住所
1	平瀬川(下流)	高津区久地 2-15-16 地先
2	有馬川	高津区野川 3823-1 地先
3	平瀬川(上流)	宮前区初山 1-24-4 地先
4	二ヶ領本川	多摩区長尾 4-100-1 地先
5	五反田川	多摩区枅形 4-6-2 地先
6	川崎港(潮位計)	川崎区千鳥町 沿岸

雨量観測局

No	設置場所	住所	設置場所	住所
1	川崎市役所第三庁舎	川崎区東田町 5-4	久末小学校	高津区久末 647
2	南部防災センター	川崎区小田 7-3-1	宮前区役所	宮前区宮前平 2-20-5
3	川崎区建設センター	川崎区大島 1-25-10	宮前消防署宮崎出張所	宮前区有馬 2-8-11
4	大師支所	川崎区東門前 2-1-1	宮前消防署菅生出張所	宮前区菅生 3-43-23
5	川崎港管理センター	川崎区東扇島 38-1	宮前消防署向丘出張所	宮前区平 1-4-17
6	幸区建設センター	幸区下平間 357-3	多摩区建設センター	多摩区菅北浦 4-11-7
7	幸消防署加瀬出張所	幸区南加瀬 4-18-5	多摩消防署菅出張所	多摩区菅馬場 1-13-1
8	幸消防署平間出張所	幸区下平間 4	青少年科学館	多摩区枅形 7-1-2
9	中原区役所	中原区小杉町 3-245	西生田中継所	多摩区西生田 5-28-1
10	中原区建設センター	中原区下小田中 2-9-1	麻生消防署百合丘出張所	麻生区百合丘 1-18-4
11	中原消防署井田出張所	中原区井田仲ノ町 23-3	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平 2-30-7
12	高津区建設センター	高津区溝口 5-15-7	麻生市民館岡上分館	麻生区岡上 286-1
13	高津消防署新作出張所	高津区新作 4-12-7	黒川第一調整池	麻生区南黒川 9-4
14	高津消防署久地出張所	高津区久地 4-11-19		



デジタル移動系端末設備 (82)		区本部に属する市機関 (42)			上記以外の市機関 (15)			防災関係機関 (25)		
区関係	生田出張所 柿生連絡所	等々力水処理C 麻生水処理C	宮前消防署 多摩消防署	環境局関係	経済局関係	港湾局関係	川崎市警察部	NTT神奈川	NHK横浜	
川崎区役所	川崎建設C	南部下水道事務所	麻生消防署	南部公園事務所	北都市場	港務所	川崎警察署	東電川崎	ラジオ日本	
大師支所	幸建設C	中部下水道事務所		中部公園事務所	南部市場		川崎臨港警察署	東電高津制御所	テレビ神奈川	
田島支所	中原建設C	西部下水道管理事務所		西部公園事務所	競輪場		幸警察署	東京ガス	横浜FM	
幸区役所	高津建設C	北部下水道管理事務所		北部公園事務所			中原警察署	JR川崎	市民放送	
中原区役所	宮前建設C			環境局関係			高津警察署	京急川崎		
高津区役所	多摩建設C	消防局関係		病院関係	交通局関係		宮前警察署	医師会		
宮前区役所	麻生建設C	消防局指令課		川崎病院	塩浜営業所		多摩警察署	建設業協会		
多摩区役所	建設局関係	臨港消防署		井田病院	上平間営業所		麻生警察署	トラック協会		
麻生区役所	入江崎水処理C	幸消防署		多摩病院	井田営業所		川崎海上保安署	重機組合		
日吉出張所	加瀬水処理C	中原消防署		鷺ヶ峰営業所	鷺ヶ峰営業所					
橘出張所		高津消防署								
向丘出張所										

第7章 災害情報の広報【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局シティセールス・広報室、区、消防局、】

風水害は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、電子メール、Web サイト、防災行政無線、報道機関等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。

また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1節 広報内容

- 1 気象に関すること
 - (1) 気象警報等の気象に関する情報
 - (2) 河川の増水、土砂災害への注意情報
- 2 避難に関すること
 - (1) 避難準備情報（災害時要援護者避難情報）、避難勧告、避難指示
 - (2) 避難所の状況・他の収容施設
- 3 応急対策活動に関すること
 - (1) 応急救護所の開設状況
 - (2) 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況
 - (3) 道路、橋の復旧に関すること
 - (4) 交通機関の運行状況及び復旧に関すること
- 4 その他生活関連情報
 - (1) 物資の提供に関すること
 - (2) 医療機関の開設状況
 - (3) 防疫に関すること
 - (4) 臨時相談所の開設状況
- 5 その他必要な事項

第2節 広報活動の方法

市及び区は、市で保有する手段及び協定締結放送機関又はその他応援を得て、広報活動を実施する。

1 ラジオ・テレビによる広報

- (1) 協定に基づく放送機関に対する放送要請

協定先	日本放送協会横浜放送局、(株)オールエフラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、かわさき市民放送(株)、イツ・コミュニケーションズ(株)、(株)ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ(株)
-----	--

- (2) 市政広報番組の利用

- 2 防災行政無線による広報
- 3 電子メール、Web サイト等を活用した広報

協定先	(株)レスキューナウ
-----	------------

- 4 広報車等市所有車両による広報

- 5 航空機（ヘリコプター）による広報
- 6 職員による広報
- 7 印刷物による広報
- 8 川崎駅河川情報表示板による広報【国土交通省】

第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【総務局危機管理室、市民情報室報道担当、市民・こども局シティセールス・広報室】

1 発表方法

災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。発表については、定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。

2 情報提供

報道機関から災害報道等のための資料提供等の依頼を受けた場合は、できるかぎり協力するものとする。

3 プレスセンターの設置及び運営

市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のための情報収集、発信の拠点及び記者会見の会場とすることができるプレスセンターを川崎市役所第3庁舎3階食堂に設置する。

プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。

プレスセンターの運営に必要な機材又は機材の調達、報道発表の内容その他プレスセンターの運営に必要な事項については、別途定める。

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アール・エフ・ラジオ日本ほか））

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送株式会社））

（資料編 災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イツ・コミュニケーションズ(株)、(株)ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ(株)）

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 災害時における通信設備等の整備協力に関する協定（川崎市通信設備連絡協議会））

第1章 警備・交通対策

台風、集中豪雨等により広域災害が発生した場合において、陸上及び海上における被害の拡大を防止するため、避難及び救助、犯罪の予防措置と、陸上交通の規制措置を実施し、社会公共の安全と秩序の維持に努めるものとする。

第1節 警察の警備態勢【神奈川県警察】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害を軽減し、又は災害の拡大を防止するため、早期に市本部及び区本部と協力・連携した警備態勢を確立し、人命の安全を第一とした迅速、的確な災害の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持の万全を期する。

1 警備態勢の確立

(1) 警備態勢の発令

ア 警察本部長が発令する警備態勢

台風、低気圧等の接近に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の配備態勢を発令し、警備態勢を迅速に確立する。

(ア) 第一非常配備態勢

被害発生のおそれがある場合に発令する。

(イ) 第二非常配備態勢

相当な被害の発生が予想される場合に発令する。

(ウ) 第三非常配備態勢

激甚な被害が予想される場合、又は激甚な被害が発生した場合に発令する。

イ 警察署長判断による警備態勢

市内各警察署長は、管内の情勢に応じ必要と認められた場合には、警察本部長の警備態勢の発令を待たずに、所要の警備態勢をとる。

(2) 警備本部の設置

第二非常配備態勢若しくは第三非常配備態勢を取った場合、又は警察本部長が必要と認められた場合には、次に掲げる警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。

ア 警察本部に警察本部長又は警備部長を長とする県警備本部を設置する。

イ 市内各警察署に警察署長を長とする警察署警備本部を設置する。

(3) 警備部隊の編成及び部隊運用

警察は、災害の規模、態様に応じて、所要の警備部隊を編成し、被災地域における迅速的確な部隊運用を行う。

(4) 市本部及び区本部への職員派遣

川崎市警察部は市本部へ、警察署警備本部は区本部へ職員を派遣する等、市と連携した警備体制を確立する。

2 災害応急対策の実施

(1) 配備態勢下における活動

ア 第一非常配備態勢

警察は、第一非常配備態勢時には、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

- ・ 気象情報その他災害に関する情報の収集及び伝達
- ・ 関係機関との連絡
- ・ 通信機器の点検整備
- ・ 装備資機材の点検整備
- ・ 警備要員の確保

イ 第二非常配備態勢

警察は、第二非常配備態勢時には、アに掲げる活動のほか、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

- ・ 各警察署警備本部の設置
- ・ 警備要員の招集及び部隊編成
- ・ 交通の確保
- ・ 通信の確保と通信の統制
- ・ 装備資機材の配備
- ・ 避難等の措置

ウ 第三非常配備態勢

警察は第三非常配備態勢時には、ア及びイに掲げる活動のほか、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

- ・ 救出救助活動
- ・ 行方不明者の捜索及び死体の見分・検視
- ・ 現場広報
- ・ 犯罪の予防、警戒及び取締り
- ・ 不穏情報の収集

(2) 予報及び警報の伝達

ア 警察は、災害に関する予報及び警報を認知した場合、その内容、情報等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を実施する。

イ 当該広報又は警報の緊急性、市又は水防管理者の体制等勘案して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市又は水防管理者の行う地域住民に対する予報又は警報に協力する。

ウ 警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づく通報（異常な現象）を受けた場合は、速やかに所属警察署長に報告する。

報告を受けた警察署長は、市長に通報するとともに、警察本部長に報告する。

(3) 情報の収集

ア 警察は、災害警備上必要な情報を収集する。

イ 警察は、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

(4) 広報

警察は、災害の状況及びその見通し、避難措置、交通規制等の警察措置に関する事項について、市・区・報道機関等と緊密に連絡し、適切な広報を行うよう努める。

(5) 避難

警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示、又は警告を行う。

(6) 救出救助

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、市及び防災機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。

(7) 交通規制

警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模や状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施する。

(8) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所の定期的な巡回を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第2節 海上保安庁の警備救難体制【第三管区海上保安本部横浜海上保安部】

川崎海上保安署は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害の発生を防止し、又は局限化を図るための措置を次により実施する。

1 体制

風水害による海難等に対処するための体制を次のとおりとする。

(1) 警戒配備

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想される場合の配備

(2) 非常配備乙（第1体制、第2体制）

大規模海難等の発生が予想される場合の配備

2 予防対策

警戒配備若しくは非常配備が発令された場合次の措置をとる。

(1) 要員の確保

警戒配備実施細目及び非常配備実施要領に基づき、職員の非常呼集を行うとともに所属巡視艇を有事即応の体制にしておく。

(2) 対策の検討等

予想される災害を防止し、又は局限するための具体的な対策を検討するものとし、台風による海難の発生が予想される場合は京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い港内在泊船に対し、避難勧告等を行う。

(3) 情報の収集伝達

関係機関と緊密な連絡を保ち関連情報の収集に努めるとともにその内容に応じて関連する機関等に情報の周知を図る。

3 応急対策

(1) 情報の収集伝達

港内外の状況、水路及び航路標識等の異常の有無、その他必要な事項について情報を収集し、その内容に応じて関連する機関等に情報周知を図る。

(2) 海難救助等

海難等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその搜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

(4) 物品の無償貸付及び譲与

物資の無償貸付又は譲与について要請があったときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、生活必需品等を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

(5) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援を行う。

(6) 流出油等の防除

海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置の指導又は防除措置を講ずべき者が措置を講じていないと認められるときは、防除措置を講ずべきことを命じる。

また、緊急の必要がある場合には、応急の防除措置を実施する。

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(7) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の整理指導、制限又は禁止の措置をとる。

漂流物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは港湾管理者に通報するとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを勧告し又は命令し、特に緊急に措置する必要がある場合については巡視船艇により応急の措置をとる。

(8) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項に定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市にその旨を通知するものとする。

(9) 治安の維持

巡視船艇等及び航空機を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行うとともに、警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(10) 危険物の保安措置

危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

危険物の荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(11) 遺体の処理

海域において収容した遺体は検視後、市に引き渡す。

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

4 京浜港台風対策協議会【港湾局川崎港管理センター】

京浜港(川崎区・横浜区)における台風等における海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、海事関係機関が構成メンバーとなって、横浜海上保安部に京浜港台風対策協議会が設置される。

協議会は必要に応じて、台風の進路及び影響の予測、警戒体制の必要性及び発令、解除時期、台風災害防止のための必要な措置を協議し、必要な措置を講じる。

警戒体制

区分	実施事項
第1警戒体制 (準備体制)	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運行できるよう準備すること。 2 危険物の荷役ならびに木材水上荷卸し、いかだ運行は中止する。 3 木材・作業用資機材の流出防止措置をとること。
第2警戒体制 (避難体制)	1 船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 避難対象船舶は、原則として防波堤外に避難すること。 3 小型船舶・雑種船は、河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。 4 木材・作業用資機材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。
入港制限	総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。(ただし、旅客が乗船中の客船・フェリーにあっては、この限りではない。)

防波堤外避難対象船舶は、原則として次に掲げる船舶とする。

- (1) 総トン数1,000トン以上の危険物積載タンカー
- (2) ブイ(シーバースを含む。)係留中の船舶。
- (3) 高乾舷船(カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等。)
- (4) 風浪から比較的遮へいされ、防波堤外に避難する必要がないと判断されるバース以外のバースに係留している総トン数1,000トン以上の船舶。

(本章末資料 京浜港台風対策等情報連絡経路(川崎区))

(資料編 京浜港台風対策協議会会則)

第3節 道路交通対策【神奈川県警察】

警察は、風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災情報を勘案の上、必要な道路の区間及び場所について通行禁止、制限等の交通規制を行い、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び県民等の安全な避難路の確保に努める。

1 交通の確保

- (1) 県公安委員会は、県内又は県に隣接する都県(東京都、山梨・静岡県)において発生した災害について緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) (1)による通行の禁止又は制限をしようとするときは、原則として、あらかじめその規制内容を当該道路管理者に通知する。

また、(1)による通行の禁止又は制限をしたときには、速やかに関係都県公安委員会に通知するとともに、報道機関の協力及び立看板等により、一般に周知させる措置をとる。

- (3) 警察は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (4) 警察は、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保等必要な交通規制を行う。この場合において、情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。
- (5) 警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底等を図る。
- (6) 警察は、緊急通行車両の通行を確保するために必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両等による先導を行う。
- (7) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行う。また、警察官がその場にはいない場合、自衛官及び消防吏員は、それぞれの緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、同様な措置命令等を行う。
- (8) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められた場合における道路通行規制に関する基準を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡その他必要な措置を講じる。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

災害時における道路交通状況の収集については、県警交通管制センター（交通規制課）が当たる。

(2) 道路交通状況の実態把握

警察は、交通規制等の交通対策を迅速・的確に実施するために、市内の交通状況の実態を把握するほか、航空隊との連携により全体の状況を掌握することに努める。

3 交通情報の広報

交通規制を実施した場合、警察は、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報あるいは必要に応じて市の協力を求める。

4 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

第 1 段 階	1	救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
	2	消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	3	政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
	4	医療機関へ搬送する負傷者等
	5	緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	1	上記第1の続行
	2	食料、水等生命の維持に必要な物資
	3	傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	4	輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第 3 段 階	1	上記第2の続行
	2	災害復旧に必要な人員及び物資
	3	生活必需品

5 緊急通行車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

緊急 通行 車両 の 適用 範囲	1	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
	2	消防、水防その他の応急措置
	3	被災者の救護、救助その他の保護
	4	災害を受けた児童及び生徒の応急教育
	5	施設及び設備の応急復旧
	6	清掃、防疫その他の保健衛生
	7	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
	8	緊急輸送の確保
	9	その他災害の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付手続きについては、県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行うものとする。

京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎区）

川崎海上保安署
 Tel 044-266-0118/1591
 Fax 044-288-7739/1613

旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所	新日本石油（株）川崎事業所	東洋埠頭（株）川崎支店
東海運（株）川崎船舶営業所	新日本石油化学（株）川崎事業所浮島工場	東洋埠頭（株）東扇島支店コンテナターミナル営業所
出光ルプテクノ（株）	セントラル硝子（株）川崎工場	日清製粉（株）鶴見工場
浮島オイルサービス（株）	大王製紙（株）川崎事業所	（株）日新 川崎油槽所
エム・シー・ターミナル（株）川崎事業所	（株）デイ・シイ	日本通運（株）川崎海運支店
川崎化成工業（株）川崎工場	太平洋セメント（株）	日本ポリエチレン（株）川崎工場
川崎市港湾局川崎港管理センター	東亜石油（株）京浜製油所扇町工場	（株）ハヤシ海運
港湾建設企業グループ 東亜建設工業（株）川崎作業所	東亜石油（株）京浜製油所水江工場	東扇島オイルターミナル（株）川崎事業所
三菱石油（株）神奈川ガス営業所	東京電力（株）川崎火力発電所	日立造船（株）神奈川工場
三協運輸（株）	東京電力（株）東扇島火力発電所	プリンス海運（株）川崎営業所
JFEスチール（株）東日本製鉄所 京浜地区	東京油槽（株）	丸池海運（株）川崎支店
JFE物流（株）	東京湾油送船繋船場協同組合	三井埠頭（株）
（有）ジェー・シー・ティー・エー・エージェンシー	東西オイルターミナル（株）川崎油槽所	三菱化学物流（株）川崎油槽所
（株）ジャパンエナジー川崎LPガス基地	東神マリン（株）	（株）むさしのマリン
昭和電工（株）化学品事業部門環境安全室	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 100号地	（株）村山商店
昭和電工（株）千鳥製造所	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 200号地	
昭和物流（株）関東事業所	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 400号地	

- 注）1 各社とも台風対策等の情報入手後、直ちに在港船等へ連絡してください。
 2 保安署からの伝達はFネットにより全社へ一括FAXしますので、他社への連絡は必要ありません。

第2章 避難対策 【総務局危機管理室、市民情報室、健康福祉局、 市民・こども局シティセールス・広報室、区、消防局、教育委員会】

風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要援護者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。

第1節 避難勧告等

市長などの避難勧告・指示の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民を避難させるため、避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令し、避難誘導を行う。

1 避難勧告等

(1) 避難準備(要援護者避難)情報

市長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備(要援護者避難)情報」(以下「避難準備情報」という。)を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者(以下「支援者」という。)は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難(以下「自主避難」という。)することを促す。

(2) 避難勧告・指示

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示する。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。

発令者一覧

発令者	勧告・指示の区分	根拠法令
市長 (水防管理者)	勧告・指示	災害対策基本法第60条 水防法第29条
警察官	指示	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害対策基本法第61条
知事(又はその命を受けた者)	勧告・指示	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	指示	自衛隊法第94条

2 避難勧告等の発令基準

発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。

	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備情報	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民は、家族等との連絡、持出し品の用意等の避難準備を開始
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況	住民は、指示された避難所へ避難を開始
避難指示	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 未避難住民は、直ちに避難行動に移るか、そのいとまがない住民は、生命を守る最低限の行動を完了

(資料編 風水害に係る広報、避難の勧告等の基準)

3 避難勧告等の内容

避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。

伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 発令日時 2 発令者 3 対象地域及び対象者 4 避難すべき理由、状況、危険の度合い 5 避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の別 6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期) 7 避難場所 8 避難の経路(又は、通行できない経路) 9 住民の取るべき行動や注意事項 10 担当者及び連絡先
------	---

4 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により行う。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要である。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意する。

伝達方法	1 防災行政無線(同報系)による放送
	2 広報車、消防車両による放送
	3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
	4 サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴による注意喚起
	5 ラジオ・テレビ等による放送
	6 Web サイトへの掲載・メールの送信
	7 航空機の利用

5 関係機関への通知及び報告

(1) 市長は避難勧告等を発令したときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。

また、報道等の関係機関に連絡する。

(2) 避難勧告等が発令されたときは、区長、消防局長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

6 避難勧告等の解除

市長は、現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告等を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。

第2節 住民説明の実施

市長、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告等を発令した場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について、職員や自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第3節 避難誘導

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 災害時要援護者の避難支援

避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

3 情報の把握・再避難

避難誘導に当たる市職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難（洪水ハザードマップの浸水想定区域内にある避難所への避難が危険な状況の場合、安全な避難所又は補完施設への避難誘導）等の措置を講じる。

4 避難経路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとする。

第4節 避難所の開設等

1 避難所の開設

区長は、要避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の避難所及び避難所を補完する施設の中から、災害の状況に応じ、地域の特性、被害の程度、要避難者の人数等を勘案の上、避難所を開設し、区職員を管理要員として当該避難所へ派遣する。

(資料編 避難所指定一覧表)

(資料編 風水害時避難所補完施設一覧表)

2 避難所の管理運営

(1) 区長は、原則として開設した避難所に管理要員を常駐させ、自主防災組織及び施設管理者との連携により避難者の保護にあたる。

(2) 区長は、避難者に適宜正確な情報の提供等を行う。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努める。

3 避難状況等の報告

(1) 区長は、避難所を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。

(2) 区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

4 避難対策

(1) 物資の供与

区長は、避難が長期に渡る場合には、被災者への食糧、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整に当たる。

(2) 避難所対策

区長は、避難所における生活環境・衛生状態に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮する。

(3) 災害時要援護者の避難施設の確保

区長は、避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、災害時要援護者を社会福祉施設等へ二次避難させる場合には、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応について関係局と連絡調整するものとする。

(4) 避難所運営会議

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

第5節 警戒区域

市長等は、次の法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難勧告等と比べ、災害がより急迫している場合に行なわれるものである。

設定者一覧

設定者	根拠法令
市長	災害対策基本法第63条
警察官	
海上保安官	
自衛官	
消防長、消防署長、消防職員、消防団員等（以下「消防職員等」という。）	水防法第21条（水災） 消防法第36条（火災水災以外）

1 災害対策基本法に基づく設定

(1) 市長は、災害が発生し、又は、まさに災害が発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長が市長に代わり設定するものとし、事後直ちに市長に報告しなければならない。

(2) 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときに、自衛官は、前記の市職員が現場にいないときに限り、設定を行うことができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 水防法及び消防法に基づく設定

消防職員等は、緊急の必要がある場所に、警戒区域を設定する。

3 警察署との連携

警戒区域の設定に伴い、必要があると認めた場合は、警察と連携する。

第3章 河川・港湾・がけ地の災害防止対策

第1節 河川対策【区、消防局】

1 警戒・巡視

区長及び消防局長は、雨量・水位等の情報収集に努めるとともに、増水による被害が予想される場合は、警戒・巡視体制を強化し、増水に備え、河川敷等の堤防の川側にいる者について、安全な場所への移動を指示する。

2 溢水対策

区長及び消防局長は、溢水のおそれがある場合には、土のう等により対策を講じる。

第2節 港湾対策【港湾局】

港湾局長は、潮位・波浪等の情報収集に努めるとともに、高潮による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、波浪による被害が予想される場合は警戒体制等の情報を関係機関等に対して連絡する。

第3節 土砂災害防止対策【まちづくり局、区】

まちづくり局長及び区長は、雨量等の情報収集に努めるとともに、がけ崩れの災害が予想される場合は、次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。

- 1 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のもの）
- 2 宅地造成中の箇所（施工業者への災害防止指導等）
- 3 斜面地での建築工事施工中の箇所
- 4 災害履歴箇所（過去にがけ崩れがあった箇所）及びその周辺
- 5 既存危険宅地

第4節 土砂災害に対する二次災害防止対策【区、まちづくり局指導部】

1 がけの監視

区長は、まちづくり局と連携し安全が確認されるまで、がけ崩れ箇所周辺の住民に対して避難勧告・指示等の措置を実施するとともに、警戒区域の設定、立ち入り制限等必要な措置を講じる。

また、崩壊した斜面やその周辺の状況の監視を行い、その状況を関係機関に伝達する。

2 応急対策の実施及び資機材の備蓄

区長は、二次災害による被害の拡大を防ぐため、作業の安全を確保した上で、防水シートの被覆や排水道等の簡易な応急対策を実施し、二次災害の防止に努める。

また、区に災害用として防水シート等を常時備蓄し、災害時にはまちづくり局と連携し区職員を始め消防署、警察署等の防災関係者に配布し迅速な対応を図る。

第4章 医療救護 【健康福祉局、病院局、区】

災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。

第1節 医療救護活動体制の整備

1 医療救護活動における市の役割

(1) 災害対策本部健康福祉部の編成

災害対策本部の指揮下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・神奈川県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

災害時における医療救護体制は、医療救護活動を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。

また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(2) 保健福祉センターの役割

災害対策本部市又は区本部は、医療救護の必要を認めるとき、保健福祉センターに医療救護所を設置し、災害発生初期における医療救護活動を行うとともに、災害復旧・復興期に至るまで医療・被災者・生活関連情報の収集・提供等を行う。

このため、保健福祉センターの医療救護所機能を充実・強化し、災害用医療資材の備蓄を行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティア等の受入調整・搬送及び医薬品等の受入調整を行う。

また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。

(3) 市立病院の役割

市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。

2 地域医療関係団体との連携

災害対策本部は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

なお、具体的な連携内容は川崎市災害時医療救護活動マニュアルで定める内容で協力を求める。

- (1) 川崎市医師会
- (2) 川崎市病院協会
- (3) 川崎市歯科医師会
- (4) 川崎市薬剤師会
- (5) 川崎市看護協会
- (6) 神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会

3 災害医療拠点病院との連携

災害発生時においては、市内の全医療機関が医療救護活動を担うものであるが、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療施設を支援する機能を有する災害医療拠点病院（神奈川県が指定する）との連携を図ることにより、市の災害時医療救護体制を整備する。

(1) 災害医療拠点の機能

- ア 救命医療を行うための高度診療機能
- イ 被災地からの重症病者の受け入れ機能
- ウ 傷病者の広域後方搬送への対応機能
- エ 医療救護班の派遣機能
- オ 地域医療期間への応急医療資機材の貸出し機能

(2) 市内災害医療拠点病院一覧

(20年2月7日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
市立川崎病院	川崎区新川通 12 - 1	233-5521
関東労災病院	中原区木月住吉町 1 - 1	411-3131
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉 1 - 396	733-5181
帝京大学医学部付属溝口病院	高津区溝口 3 - 8 - 3	844-3333
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2 - 16 - 1	977-8111
市立多摩病院	多摩区宿河原 1 - 30 - 37	933-8111

4 災害時情報伝達体制の整備

現行の救急医療情報システムを活用し、災害医療情報システムを構築する。このシステム構築にあたっては、国及び県との連携を図る等関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。

- (資料編 看護協会災害時医療救護活動事業補助金交付要綱)
- (資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)
- (資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護活動に関する協定)
- (資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)
- (資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)
- (資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

第2節 医療救護班の編成・活動

1 医療救護班の編成

区本部及び川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

(1) 区本部

区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。

(2) 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成する。

(3) 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣する。

(4) 川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア

災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア登録者は、災害規模等に応じて登録した医療救護所において、市職員と協力して医療救護活動を行う。

（資料編 災害時における川崎市OB・OG等の医療救護ボランティア活動に関する要綱）

2 医療救護班の出動

(1) 区本部医療救護班の出動指示

災害対策本部長及び区長は、緊急を要する災害又は地域的災害に対処するため、区本部医療救護班に出動を指示するとともに、川崎市医師会長及び川崎市病院協会長にその旨を通知するものとする。

(2) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、災害対策本部長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(3) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について災害対策本部長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は災害対策本部長又は区本部長にその旨を通知するものとする。

(4) 地域の医療関係団体への出動要請等

前(1)から(3)までの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

3 活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

(1) トリアージ

(2) 応急医療

(3) 患者搬送指示

(4) 薬剤又は治療材料の支給

(5) 看護

(6) 助産

(7) 死亡の確認

(8) 死体の検案

4 医療救護所の設置

災害対策本部長及び区本部長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、次のうちから適切な場所

を選定し、医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置にあたっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 健康福祉ステーション
- (3) 休日（夜間）急患診療所
- (4) 地域防災拠点
- (5) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

第3節 被災傷病者の収容医療施設

1 病院等の収容医療施設への搬送受入要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入が必要な場合、災害対策本部長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。

2 川崎市病院協会の対応

川崎市病院協会長は、市内の全収容医療施設（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、直ちに被災傷病者の外来治療に応ずるとともに、医療救護所から搬送される重症者等の受入に可能な限り応じるよう指示するものとする。

収容医療施設は、搬送される被災傷病者の収容並びに救護治療に応じられるよう即応体制を整備するものとする。

3 病院等の収容医療施設の被災状況等の把握、報告

収容医療施設は、自らの被災状況、医療救護活動状況、稼働可能病床数あるいは収容可能能力を速やかに把握し、災害対策本部に報告するものとする。これに基づき、災害対策本部は、区本部、医療救護所、関係機関に必要な情報の伝達を行う。

4 活動内容

収容医療施設の活動は次のとおりとする。

- (1) 被災傷病者の応急処置を含む外来治療
- (2) 搬送される被災傷病者の入院を含む受入
- (3) トリアージ
- (4) 妊産婦への対応
- (5) 被災医療施設からの転院患者の受入
- (6) 死亡の確認

5 患者の搬送

災害対策本部長は、医療救護所から照会される重症者等の収容医療施設を選定するとともに、被災収容医療施設からの患者の他施設への転送を含む患者の搬送について、関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。

6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品・医療資材を、市は計画的に備蓄するが、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合、川崎市薬剤師会との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものと

する。

(資料編 救急災害用医薬品等備蓄事業補助金交付要綱)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定)

第4節 応援要請

災害対策本部長は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方収容医療施設の確保について国・神奈川県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。

1 神奈川DMATの派遣

局地災害で、中等症、重症30名程度の負傷者が発生し、迅速な医療チームの派遣が必要な場合は、県へ神奈川DMATの派遣要請を行う。

市内神奈川DMAT指定病院 聖マリアンナ医科大学病院

2 医師・保健師等の派遣

市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、国・神奈川県・他自治体に対して、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。

3 医薬品等の提供

市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。

4 後方収容医療施設の確保

大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方収容医療施設の確保を、国・神奈川県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入・搬送体制を確立する。

(資料編 18 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)

第5章 飲料水・食糧・生活必需品の供給

災害の発生により、家屋の倒壊、損壊、流出等により生活機能を失ったり災者に対し、飲料水・食糧・生活必需品を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。

第1節 飲料水・生活水の供給【水道局】

災害により、飲料水を得ることができない市民に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図る。

1 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とする。

2 応急給水計画

- (1) 区長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに市長に要請するものとする。
- (2) 水道局長は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 水道局長は、区本部長からの要請があった場合は、市内の被害状況等を勘案し、給水車等の応援について必要な措置を講ずるものとする。

3 応急給水方法

- (1) 応急給水にあたっては、水道の漏水に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り送配水を停止しないことを原則とし、管路による給水に努めるものとする。
- (2) 応急給水の方法としては、り災地域及び避難所付近の消火栓等を利用して、臨時給水所応急給水拠点を開設して行う。また管路の復旧段階にあわせて消火栓等を利用しての臨時給水所を開設して行う。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表)

- (3) 病院等の特別に配慮する施設については、可能な限り給水車並びに給水資器材を用いて、市所有車両及び総務局長が調達した車両等により輸送し、供給するものとする。

4 補給水利

水道局長が確保している応急に必要なとする補給水利は、次表のとおりである。

(平成20年4月現在)

名 称	数量又は水量	所 在 地	備 考
空気弁	2,686 箇所	市内全域	うち応急給水拠点 105 箇所を含む
消火栓	19,557 箇所	市内全域	うち応急給水拠点 5 箇所を含む
久末配水塔	2,825 m ³	高津区久末639	満水時の有効容量
潮見台配水池	27,840 m ³	宮前区潮見台4-1	〃
鷺沼配水池	112,638 m ³	宮前区土橋3-1-2	〃
宮崎配水塔	2,512 m ³	宮前区鷺沼4-11-6	〃
長沢配水池	25,599 m ³	多摩区三田5-1-1	〃
生田配水池	32,660 m ³	多摩区生田5-30-1	〃
高石配水塔	6,280 m ³	多摩区西生田5-28-1	〃

黒川配水池	10,767 m ³	麻生区黒川3 1 3	〃
黒川高区配水池	1,998 m ³	麻生区黒川1 6 4 3	〃
百合丘配水塔	514 m ³	麻生区百合ヶ丘3-1 4-1	〃
千代ヶ丘配水塔	3,504 m ³	麻生区千代ヶ丘8-2 3-1 2	〃
細山配水塔	1,899 m ³	麻生区細山6-3-1 1	〃
末吉配水池	72,360 m ³	鶴見区上末吉1-4-1	〃
貯水量合計	301,396 m ³		

5 給水資器材

水道局長は災害用応急給水資器材を備蓄するものとする。

(資料編 応急給水資器材表)

6 応援要請

市長は、災害が発生し、市のみでの対応が困難な場合、協定締結先に応援を要請するものとする。

(資料編 17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書)

(資料編 関東地域における工業用水道災害応援相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 災害時における応急給水活動等の応援に関する協定・実施に関する覚書(川崎市水道サービス公社))

(資料編 災害時における応急給水装置等の応援に関する協定・実施に関する覚書(川崎市管工事協同組合))

第2節 食糧の供給【総務局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、農業振興課、

北部市場管理課、南部市場管理課、健康福祉局地域福祉課、区】

災害の発生によって、住家等が浸水、損壊の被害を受け、食糧又は自炊手段を失った場合は、次により被災者に対して速やかに食糧の応急供給を実施する。

1 食糧の応急供給の基準

(1) 食糧応急供給の順位

食糧の供給は次の順位により行う。ただし、被害規模等の状況を勘案して、判断するものとする。

第1位 災害対策用備蓄食糧（アルファ米、おかゆ等）

第2位 小売業、卸売業、生活協同組合等からの調達食料（簡易処理食品）

第3位 精米による米飯炊出し（米穀卸売業、政府所有米等）

(2) 食糧の応急供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けたことにより自炊のできない者

- ウ 被災地の災害応急対策に従事する者
- エ その他区本部長が必要と認める者

(3) 食糧の配給基準

- ア 避難所に収容された者
 - 1人、1食当たり精米換算 200g 以内
- イ 住宅に被害を受けたことにより炊事ができない者
 - 1人、1日当たり精米換算 400g 以内
- ウ 被災地の災害応急対策に従事する者
 - 1人、1食当たり精米換算 300g 以内
- エ 乳幼児用粉ミルク
 - 1人、1日当たり 200g 以内

2 食糧供給の実施方法

食糧の供給については、区より責任者を選出し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、原則避難所で行い、必要に応じて炊出しを行うものとする。なお、高齢者、障害者、乳幼児等に優先的に供給し、市民は、公平に供給されるよう相互に協力するものとする。

3 食糧の調達方法及び手続き

- (1) 区長は、応急食糧の供給が必要と認め、備蓄食糧等で不足を生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に食糧の調達を要請するものとする。
- (2) 市長は、区長より食料等の調達要請があった場合等は、次の主な協定締結先に対し支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務局長に要請するものとする。

区 分	協 定	実施者
米穀の調達	「災害時における応急用米穀の供給に関する協定」	経済労働局
食糧の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」	
	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」	
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	
	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定」	健康福祉局
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務局 危機管理室

- (3) 市長は、災害救助法が適用される災害の場合、県知事に物資調達の協議をし、指示を受ける。

- (資料編 災害時における応急用米穀の供給協力に関する協定 (川崎米穀商事協同組合))
- (資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)
- (資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)
- (資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定)
- (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定)
- (資料編 災害時における調理飲食物等提供に関する協定)
- (資料編 災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定(神奈川県プロパンガス協会川崎南支部・川崎北支部))
- (資料編 市内米穀卸売販売業者・政府保有米保管倉庫・主要パン製造工場一覧表)

第3節 生活必需品の供給【総務局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、

健康福祉局地域福祉課、区】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料品及びその他の日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その調達及び供給方法について、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (3) その他区長が必要と認める者

2 生活必需品の供給の品目及び基準

(1) 生活必需品供給の品目

衣料品	下着、洋服等
寝具類	毛布、布団等
食器類	茶碗、皿、はし等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、ほ乳瓶、歯磨き粉、歯ブラシ、乾電池等
光熱用品	ローソク、マッチ、懐中電灯、卓上ガスコンロ等

(2) 生活必需品の配給基準

ア 避難所に収容された者

衣料品、寝具類、食器類、日用品雑貨、光熱用品のうち必要な物

イ 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

3 生活必需品供給の実施方法

生活必需品の供給については、区より責任者を選出し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、原則避難所で行うものとする。なお、高齢者、障害者、乳幼児等に優先的に供給し、公正に供給されるよう市民は、相互に協力するものとする。

4 生活必需品の調達方法及び手続き

(1) 区長は、生活必需品の支給にあたり、備蓄物資等で不足を生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。

(2) 市長は、区長より生活必需品の調達要請があった場合等は、次の主な協定等に基づき支援の要請等を行う。なお、輸送が必要な場合は、総務局長に要請するものとする。

協 定 等	実 施 者
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」	経済労働局
災害救助法に基づく、生活必需品の要請	健康福祉局

(3) 市長は、災害救助法が適用される災害の場合、県知事に物資調達の協議をし、指示を受ける。

(資料編 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書)

(資料編 災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書)

第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課】

区長は、災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されるため、次により円滑な供給体制を確立するものとする。

- 1 区長は、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとする。
- 2 環境局長は、調達要請があった場合等は、速やかに必要数の供給を行う。なお、必要数が備蓄数を上回る場合等には、次の協定等に基づき支援の要請等を行うとともに、輸送が必要な場合は、総務局長に要請するものとする。

協 定	実 施 者
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局

(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書 (旭ハウス工業株式会社))

第5節 義援物資の受付【健康福祉局地域福祉課、区】

健康福祉局長は、次により義援物資を適正に受け付け、早期に効果的な配分を行うことにより、被災者の生活再建の援助を支援するものとする。

- 1 義援物資の受付
 - (1) 区長は、義援物資受付窓口を設置するものとする。
 - (2) 市役所及び区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領するものとする。
- 2 義援物資の配分方針
 - (1) 区は区役所に届けられた義援物資は、できるだけ直接避難所に配分する。
 - (2) 特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた物資については、原則として物資集積場所に搬送を依頼する。

第6章 輸送計画【総務局、建設局、港湾局、消防局、区】

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、関係機関と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進めるものとする。

第1節 輸送の優先順位

災害時の輸送活動を行うにあたっては、人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を円滑に実施するため、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の順位で実施する。

第1順位	1 救出・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等の物資 2 消防、水防活動等の災害防止のための人員及び物資 3 後方医療機関へ搬送する重症者等 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資
第2順位	1 食料及び飲料水等生命維持に必要な物資 2 傷病者及び被災者の被災外への輸送 3 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3順位	1 災害復旧に必要な人員及び物資 2 生活必需品

第2節 輸送の実施

人員、物資等の輸送は、次により行う。

1 車両

- (1) 輸送活動に必要な車両は、各局保有車両とする。ただし、不足が生じる場合、総務局は協定に基づき協力要請を行うものとする。
- (2) 総務局は交通局と連携し、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力を要請する。
- (3) 市長は必要な車両の確保が困難なときは、関係機関に応援派遣要請をするとともに、県知事に対して派遣及び調達・斡旋を要請する。

2 舟艇

浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。

海路による輸送は、市保有船舶を利用する。ただし、不足が生じる場合、港湾局は関係団体に協力要請を行うものとする。

3 航空機

空路による輸送は、市所有航空機を利用する。ただし不足が生じる場合、市長は県知事に対して応援要請するものとする。

なお、航空機の離発着場所は「航空機臨時離着陸場一覧表」のとおりとし、管制及び離発着場所での誘導は、消防局が統括し、必要に応じて各輸送実施機関の支援を受け行うものとする。

4 緊急通行車両

(1) 確認の手続き

総務局は、災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合、緊急通行車両(事前届け出済証の交付及び確認証明書の仮交付を受けている車両及び、緊急自動車(道路交通法第

39条)を除く)の把握を行い、県知事又は県公安委員会へ車両の使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

(2) 対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用される車両
- イ 消防、水防その他応急措置に使用される車両
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用される車両
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用される車両
- オ 道路、電気、ガス及び水道等の施設及び設備の応急の復旧に使用される車両
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用される車両
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用される車両
- ク 医薬品、水及び食糧品等の緊急輸送の確保に使用される車両
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用される車両

5 燃料の確保

車両等の燃料の確保が困難な場合は、供給業者に対しあらかじめ定められた方法により燃料の供給協力を要請するものとする。

6 応援要請

必要な車両等の確保が困難な時は、市と輸送に関する協定を締結している関係機関に対し応援派遣を要請する他、県知事に対して派遣及び調達・あっせんを要請するものとする。

(資料編 航空機臨時離着陸場一覧表)

(資料編 災害時における航空機用燃料の供給協力に関する協定)

(資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定(神奈川県トラック協会川崎支部))

(資料編 災害時における物資の輸送に関する協定(日本通運株式会社横浜支店))

(資料編 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定(赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合))

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、港湾貨物輸送事業労働災害防止協会川崎支部))

第3節 緊急活動道路の確保【建設局】

災害時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。

緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と市が事前に指定する緊急輸送路がある。

1 緊急交通路

県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両(自衛隊、消防、警察等)及びこの活動を支援する車両(啓開活動作業車)と緊急通行車両の確認手続を受けた車両のみの通行に限定される緊急交通路を、各道路管理者と協議の上、大地震発生時における緊急交通路指定想定路線の中から指定するものとする。

緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送路」に移行する。

2 緊急輸送路

市は、発災時に被災者が避難するため及び被災者の生活を確保する物資を輸送するために利用する緊急輸送路を指定する。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送路の骨格をなす路線

第2次路線：第1次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

(資料編 緊急交通路及び緊急輸送路一覧表)

第4節 救援物資等の集積場所及び輸送拠点

- 1 被災者に対する生活必需品等の調達物資や救援・救助物資の配分を円滑に実施するために、次の集積場所及び輸送拠点を定めるものとする。ただし、浸水被害等で使用できない場合、直ちに代替地を指定するものとする。また、国が港湾広域防災施設を管理し、港湾広域防災区域内において広域災害応急対策を実施する場合は、公共ふ頭の利用について、相互に協力し合うものとする。

(1) 集積場所

集積場所	川崎港公共ふ頭（海上輸送の場合）
	中央卸売市場北部市場（陸上輸送の場合）
	等々力緑地（航空機による場合）

(2) 輸送拠点

輸送拠点	川崎区 川崎区役所（川崎区東田町8）
	幸区 幸区役所（幸区戸手本町1-11-1）
	中原区 中原区役所（中原区小杉町3-245）
	高津区 高津区役所（高津区下作延2-8-1）
	宮前区 宮前区役所（宮前区宮前平2-20-5）
	多摩区 多摩区役所（多摩区登戸1775-1）
	麻生区 麻生区役所（麻生区万福寺1-5-1）

2 物資の輸送

- (1) 総務局は経済労働局、健康福祉局と協議のうえ連携し、備蓄物資又は救援物資等を、各区の輸送拠点到輸送する。
- (2) 区は、総務局や協定先による応援を得て、避難所へ物資の輸送を行うほか、総務局に対して集積所から直接避難所への輸送を要請することができる。

第7章 障害物の除去【環境局、建設局、港湾局、区】

河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に市長及び区長は、速やかに障害物の除去を実施する。

第1節 除去の対象・実施者

1 除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物を除去する場合
- (2) 交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川のはん濫、護岸の決壊等を防止するために必要な場合
- (4) その他、公共の見地から除去を必要とする場合

2 実施者

- (1) 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その所管業務の管理者が行う。
- (2) 人命の助命等緊急に措置が必要な場合、必要の限度において、市が除去を行う。
- (3) その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施する。

3 除去の方法

- (1) 道路等の障害物の除去は、所管業務の管理者及び区長の協議により警察等の協力を得て区が実施する。
- (2) 除去作業が大規模、広範囲に及び場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施する。
- (3) 除去作業は、緊急かつやむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障を来たさない範囲で実施する。

第2節 除去した障害物の集積場所

1 集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所
- (4) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

なお、具体的な集積場所については、環境部長が指定した一時集積所とする。

2 処理方法

集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応する。

3 応援要請

市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。

(資料編 災害時相互協力に関する申合せ(関東地方整備局ほか))

- (資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))
- (資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川県建設重機協同組合))
- (資料編 災害時における応急措置の協力に関する協定・実施細目(川崎港災害対策支援協議会))
- (資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会))
- (資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(神奈川県建物解体業協会))
- (資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(川崎市建物解体業協同組合))
- (資料編 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定(川崎市建設業協会))
- (資料編 災害時における応急対策の協力に関する協定(神奈川県自動車整備振興会))

第8章 防疫・保健衛生 【健康福祉局、区】

風水害時は環境衛生の悪化が懸念されるため、次により感染症の予防対策や被災者の健康確保、食料品等の衛生指導等対策に努める。

第1節 防疫対策

1 情報収集及び防疫対策

健康福祉部は、医療機関や区本部と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施する。また、区より薬剤・機材等の要請があった場合には、調達を行う。

2 消毒及び感染媒体駆除の実施

(1) 避難所等

区本部医療・衛生班は、各避難所を巡回して、トイレ、ごみ置場を中心に消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族（ねずみ）・害虫等の駆除を実施する。

(2) 浸水地域

被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、消毒薬剤は直接又は自主防災組織を通じて配布する。なお、環境衛生上緊急を要する場合は、医療・衛生班が直接散布する。また、そ族（ねずみ）・害虫の駆除は、医療・衛生班が直接駆除を実施する。

3 予防接種の実施

感染症発生予防上必要あるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、時期を失しないよう予防接種を実施する。

4 感染症の拡大防止対策

感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染経路等を調査の上、必要に応じて、迅速に隔離、感染症指定医療機関への搬送を行い、感染のまん延の防止に努める。

第2節 生活衛生

1 広報対策・指導

健康福祉部長及び区本部長は、感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の生活衛生について広報・指導を実施する。

2 環境・食品関係営業施設対策

健康福祉部長及び区本部長は、被災した環境・食品関係営業施設の監視、衛生指導を実施する。

3 被災動物対策

健康福祉部長は、動物愛護センター内に動物救護センターを設置し、(社)川崎市獣医師会及び動物愛護団体等の協力を得て、被災住民への動物救護に関する情報の提供、被災動物（犬、猫等）の保護・収容を実施する。また、ボランティア等に協力を求め、避難所において被災者同行動物の適正飼養のための支援を行う。

第3節 保健医療対策

1 健康管理・健康相談

被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合は、衛生状態の悪化による感染性疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を軽減させるために、次により各保健福祉センターの医師、医療従事者等を中心とした支援を行う。なお、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、国・県・他自治体等に派遣要請をするものとする。

- (1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者、障害者等への訪問
- (2) 避難所における生活衛生環境の整備と被災者の健康調査・保健指導
- (3) 被災者への保健情報の提供と広報活動

2 精神保健（メンタルケア）対策

災害がもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、健康福祉部長は精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救護所を設置して医療機関及び関係機関とともに精神保健対策活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、他自治体・医療関係団体等に協力を要請するものとする。

第9章 廃棄物処理計画【環境局、区】

水害時におけるごみは、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するため、環境衛生、精神衛生上、緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、迅速かつ適正な処理を実施するものとする。また、水分を含んだ粗大ごみ等は重量があり、土砂等が混入しているため、収集方法等に配慮する必要がある。

第1節 ごみ処理

1 活動体制

(1) 生活環境事業所隊

生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。

(2) 環境部

ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、浸水によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。

イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。

また、市の体制で不足する場合は、許可業者への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。

2 処理体制

(1) 環境部長は、災害ごみが処理能力を大幅に越えて排出されることを考慮し、一時的な保管や選別作業を行うため、「災害廃棄物一時集積場候補地一覧」の中から、災害の状況に応じて一時集積所を指定する。

ただし、適当な候補地がない場合は、関係部及び関係機関と協議の上、一時集積所を選定する。

(2) 環境部及び各生活環境事業所は、災害の状況を把握し、処理場や処分地等の稼働状況を考慮した処理計画を速やかに策定するものとする。

(3) 収集作業は、被災地の衛生環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。

3 住民等への指導・協力要請

(1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管理を行うものとする。また、臨時集積場を設置した場合は、自主搬入するものとし、分別して搬入するものとする。

(2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。

(3) 環境部は、報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。

(本章末資料 廃棄物等処理計画表(風水害時))

第2節 し尿処理

1 活動体制

(1) 生活環境事業所

生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。

(2) 環境部

ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、し尿の処理が必要な被災地及び避難所等の処理を計画的に実施する。

イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。

また、市の体制で不足する場合は、協定都市等へ応援を要請し収集体制を確保する。

2 処理体制

(1) 環境部及び各生活環境事業所隊は、災害の状況を把握し処理場、処分地等の稼働状況を考慮した収集計画を速やかに策定するものとする。

(2) し尿の収集・処理

ア 避難所等に設置した災害用トイレを、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集する。

イ し尿の収集・処理は浸水区域内を中心に人員、資機材の投入を図り、迅速かつ集中的に行う。

ウ 浄化槽の処理

(ア) 浄化槽については、浸水地域の巡回、検査を実施し、機能不良の浄化槽の応急措置を図るとともに、短期間に修理、補修、改修が行われるよう指導する。

(イ) 環境衛生上支障を生ずる浄化槽については、汚泥の引き抜き及び清掃を行う。

3 住民等への指導・協力要請

(1) 浄化槽については、環境部により応急措置を行うが、短期間に修理、補修、改修を行うよう指導する。

(2) 避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要援護者への配慮についても併せて呼びかける。

(本章末資料 し尿処理計画)

災害廃棄物等処理計画表（風水害時）

1 災害に伴うごみ排出量（推計）

排出別 \ 事業所別	南 部	川 崎	中 原	宮 前	多 摩	合 計
被害世帯から排出する ごみ量（冠水たたみを除く）	979	492	453	630	499	3,053 t
倒壊家屋（全壊・部分壊）	1,260	56	192	106	303	1,917 t
冠水たたみ（枚数） （12枚/世帯）	1,244 (20,736)	509 (8,484)	45 (756)	516 (8,592)	461 (7,680)	2,775 t (46,248枚)
流出等により道路等に堆積 するごみ量	328	169	179	224	175	1,075 t
合 計	3,811	1,226	869	1,476	1,438	8,820 t

2 ごみ処理計画

ア 被害世帯から排出されたごみ

項目 \ 事業所別	南 部	川 崎	中 原	宮 前	多 摩	合 計	
要処理量	979	492	453	630	499	3,053 t	
収集完了計画日数	4	3	3	4	3	3日	
1日平均収集量	245	164	151	158	166	884 t	
1日あたりの必要車両数	25	16	15	16	17	89台	
1日あたりの作業人員	75	48	45	48	51	267人	
終末処理	焼 却	979	492	453	630	499	3,053 t
	埋 立						
生活ごみ収集量	142	159	170	338	284	1,093 t	

被害世帯から排出されたごみは、生活ごみと併せて収集する。

項目 \ 事業所別	南 部	川 崎	中 原	宮 前	多 摩	合 計
要処理量	2,832	734	416	846	939	5,767 t
収集完了計画日数	5	5	5	5	5	5日
1日平均収集量	566	147	83	169	188	1,153 t
1車1日あたり収集可能量	20	20	15	10	10	15 t
1日あたりの必要車両数	28	7	6	17	19	77台
必要延車両数	140	35	30	85	95	385台
必要延人員	420	105	90	255	285	1,155人
終末処理	焼 却					
	埋 立	2,832	734	416	846	939

イ 倒壊家屋、冠水たたみ及び流出ごみ処理計画

- 1 倒壊家屋、冠水たたみ、流出ごみは雇上車両により処理する。
- 2 処分先は、浮島海面埋立地とする。

し尿処理計画

ア 災害に伴う冠水便槽数及びし尿汚水量（推定）

事業所 行政区 項目	南 部		宮 前					合 計
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
冠水便槽数	30	16	41	53	27	42	23	232 個
し尿量及び汚水量	7	6	9	13	7	11	6	59 kl

イ し尿及び汚水の処理計画

事業所別 項目		南 部	宮 前	合 計
要処理量		13	46	59 kl
1日平均収集量		7	23	30 kl
収集完了予定日数		2	2	
1日平均収集作業延台数		5	14	19 台
1日当りの収集作業人員		6	18	24 人
搬入 計画	入江崎クリーンセンター	13		13 kl
	宮前生活環境事業所		46	46 kl

ウ し尿及び汚水の中継輸送計画

中継基地 項目	要輸送量	1日当り人員
宮前生活環境事業所	19 kl	1 人

第10章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、災害救助法第30条に基づき遺体の捜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理する。

第1節 行方不明者・遺体の捜索

1 行方不明者・遺体の捜索

災害による行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとする。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の捜索については、災害発生から10日以内に完了させなければならない。

2 遺体の発見

災害現場において遺体を発見もしくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知する。

第2節 遺体の収容及び処理【健康福祉局、区、県警察】

1 遺体の収容

区は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容する。

その際に、遺体搬送者の氏名、住所、並びに遺体を発見した場所及び状況、遺体の氏名、住所等を聴取し、所持金品の確認、遺族への説明を行い、確実に警察に引き継ぐものとする。

遺体安置場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
川崎市体育館	川崎区富士見1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間357
とどろきアリーナ	中原区等々力1-3
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1
高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3
宮前連絡所・宮前地区会館	宮前区馬絹1596
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1

2 衛生対策

区長は、遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管にあたっては衛生的な保管に努める。

3 資機材等の調達

区長は、警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視・検案に必要な資機材等を調達、確保する。

4 遺体の検視

警察は、遺体の検視を行う。

5 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医

師が行う。

6 遺体の処理

(1) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。所持金品は、ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とする。

(2) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 身元が明らかになった遺体の引渡し

区は、警察による遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

(4) 身元不明遺体の取扱い

区長は、警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理する。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

(5) 広報

死亡者及び身元不明者等の発表については、警察等の関係機関と連携・協議をし、統一的に行うものとする。

(6) 遺体の処理時間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

7 遺族対策

区長は、遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの教示等を行う。

第3節 火葬【健康福祉局健康増進課・環境局霊園事務所】

遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体については、検視・検案等必要な処理が済み、24時間経過後、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合のみ実施する。

1 火葬の実施場所

火葬の実施場所は、次の場所とする。

名 称	所 在 地	炉基数	処理能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3 - 2 - 7	12基	72体(1日)
かわさき北部斎苑	高津区下作延1872	16基	96体(1日)

2 火葬の内容

火葬の内容は、応急的に処理する程度のものとし、次の内容とする。

(1) 棺(付属品を含む)

(2) 骨つぼ及び骨箱

3 焼骨の収蔵は、次の場所とする。

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊園	高津区下作延1344

4 火葬の処理期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

5 応援要請

市長は、協定及び「神奈川県広域火葬計画」等に基づき、関係機関、業者及び近隣自治体に対して、遺体の安置、保存、搬送、火葬について、協力を求めるものとする。

(資料編 川崎市と川崎葬祭具協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市とレモアグループ 有限会社佐野商会との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と神奈川県葬祭業協同組合との災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と社団法人全国霊柩自動車協会との災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目)

第11章 文教対策【教育委員会】

学校施設等が被災した場合又は児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことが困難な場合に対処する事項について定めるものとする。

第1節 学校施設の応急対策

学校長及び幼稚園長（以下「学校長」という。）並びに教育長は、災害時における応急対策を万全なものとするため、教育施設・設備の管理について次により措置を図るものとする。

- 1 学校長は、被害状況等を速やかに把握し、教育長に報告する。
- 2 教育長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 教育長は、教育管理班を組織して、被災校の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被害校の園児・児童・生徒等は、近隣の学校を一部借用して授業を行うものとし、その他状況により仮設校舎を設置する。

市立幼稚園については、平成21年度末に廃園予定

第2節 園児・児童・生徒等の措置及び応急教育の実施方法

災害の発生若しくは発生の恐れがあり、授業等の実施が困難な場合、学校長は教育長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、学校長の判断により、次の措置をとるものとする。

- 1 園児・児童・生徒等の措置
 - (1) 学校長は、授業等を続けることが困難と認められる時は、学校の防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、園児・児童・生徒等を教職員の指示のもとに保護者のもとへ帰宅させることを原則とする。
 - (2) 学校長は、災害の状況によっては、学校防災本部を設置し、区本部等と密接な連絡のもとに、園児・児童・生徒等を避難所等に教職員が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。
- 2 応急教育の実施
 - (1) 学校長は、教職員及び教材等の確保を行い、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。
 - (2) 学校長は被災の実情、復旧期間を勘案して状況に応じた教育活動を実施する。

第3節 学校用品等の調達・支給

家屋の浸水、損壊等により被害を受け、教材・学用品をそう失又はき損した児童・生徒等に対し、その調達及び給付について次のとおり定めるものとする。

- 1 教育長は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。
- 2 学用品の給与については、災害救助法に定める限度額を基準に教育長が支給する。
- 3 学校施設の管理運営に必要な物品等は、復旧計画とあわせて処理する。

第4節 学校給食等の措置

- 1 学校長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- 2 学校長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。
 - (1) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合
 - (2) 給食用物資の入手が困難な場合
 - (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施に努める。
- 4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、園児・児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。

第5節 教育施設の応急対策

施設管理者は、災害発生時における施設の管理及び利用者の安全確保について、次の措置を実施する。

- 1 施設主催の事業又は利用者による事業を中止し、人命等の安全確保を図る。
- 2 消防計画に基づく自衛消防組織等を運用して応急活動を実施する。
- 3 施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

第6節 文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を実施する。

- 1 所有者又は管理者は、直ちに教育長に被災状況を報告するとともに、実施可能な防災措置を行うものとする。
- 2 教育長は、前項による被災状況の報告を受けた時は、関係部の応援を得て直ちに必要な応急措置を行うものとする。

第7節 避難収容施設の運営支援

学校長及び施設の管理者は、施設等が避難計画に基づく避難施設に指定され、かつ、地域住民等の避難があった場合において、避難者の受入体制、施設の管理、救援・救護対策の実施に関して、区本部その他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。

第12章 社会福祉施設等の応急対策【市民・こども局、健康福祉局】

社会福祉施設等が被災した場合又は児童、施設利用者等の被災により通常の実施を行うことが困難な場合に対処する事項について定めるものとする。

第1節 施設の応急対策

災害の発生若しくは発生の恐れがあり、サービスの実施が困難な場合、次の措置をとるものとする。

- 1 施設管理者は、被害状況等を速やかに把握し、市民・こども局長、市民・こども局こども本部長及び健康福祉局長に報告する。
- 2 市民・こども局長及び健康福祉局長は、被害状況等について、市長に報告する。
- 3 市民・こども局長及び健康福祉局長は、被災施設の現地調査を行い、応急復旧計画を策定する。
- 4 被災施設が使用できない場合は、他の施設の利用の調整等を行う。
- 5 施設管理者は、消防計画に基づく自衛消防組織等を運用して応急活動を実施する。

第2節 児童・利用者等の措置

- 1 施設管理者は、サービスの提供等を続けることが困難と認められる時は、施設の防災計画に基づき適切な措置を講ずるとともに、安全を確認し、児童・利用者等を職員等の指示のもとに保護者のもと等へ引き渡すことを原則とする。
- 2 施設管理者は、災害の状況によっては、区等と密接な連絡のもとに、児童・利用者等を避難所等に職員等が避難誘導する等適切な措置を講ずるものとする。

第3節 施設利用等の提供

1 施設利用の提供

- (1) 施設管理者は、職員等の確保を行い、衛生管理等徹底し、安全を十分確認した上で、必要なサービス提供に支障がないよう努めるものとする。
- (2) 施設管理者は、被災の実情、復旧期間、施設のサービス内容等を勘案して状況に応じ、安全等を確認した上で、施設の利用を再開する。
- (3) 保育施設については、市保育の実施基準条例に基づき、災害復旧に従事する保護者の児童の入所について、配慮しなければならない。

2 食事の提供

- (1) 施設管理者は、施設・設備の被害の程度及び物資の状況から、通常の食事の提供が困難な場合は、利用者の持参又は、簡易な食事提供を実施する。
- (2) 施設管理者は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は市民・こども局長、市民・こども局こども本部長及び健康福祉局長からの指示により、食事提供中止の措置をとるものとする。
 - ア 調理施設が被災し、調理が不可能な場合
 - イ 食料等物資の入手が困難な場合
 - ウ 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
 - エ その他食事の提供が適当でないと考えられる場合

- (3) 市民・こども局長、市民・こども局こども本部長及び健康福祉局長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたて、正常な食事の提供に努める。
- (4) その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、園児・児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。

第4節 災害時要援護者の二次避難所

健康福祉局長は、協定や要綱に基づき、福祉施設等を災害時要援護者の二次避難所として使用するため、施設管理者等と人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議、調整するものとし、使用に際し、災害時要援護者等に係る日常生活品、食糧及び医療材料等の必要な物資、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(資料編 災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)

(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

(資料編 18 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書)

第13章 公共的施設等の応急対策

風水害等の災害により公共的施設等が被害を受けた場合は、その施設管理者は公共性を配慮し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 市施設の応急対策

市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたっている。また、常時不特定多数の利用者を収容する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応を図る必要がある。

1 基本方針

関係施設を有する局・区は、各施設と日常より相互に綿密な連携をとるとともに、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、各施設の特異性を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、被害状況の把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとする。

なお、施設を借用している者は、施設管理者と連携し、その施設利用者に対し、同様の安全対策を講じるものとする。

2 活動体制

(1) 局・区

局・区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、被災者の状況をとりまとめ、災害対策本部に報告する。

(2) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、局・区に対して報告する。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を局・区に対して報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

3 施設別の応急対策

詳細な応急対策については、局・区防災計画で定めるものとする。

第2節 土木施設の応急対策【建設局、港湾局、区】

災害時における公共的土木構造物の防護と、被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行う。

1 道路の応急対策

(1) 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、被災箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を回復させるものとする。この場合、国道については、それぞれの関係機関に連絡しその機関で実施するが、相互に連絡して協力するものとする。

(2) 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難のための通路等を重点的に行うものとする。

(3) 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努める。

(4) 橋梁については、障害物の除去、特に交通要路にあたるものの損傷を重点的に補修し、又は木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図る。

2 河川の応急対策

洪水を防ぐため、堤防護岸等の亀裂・損壊を防止するとともに、水防備蓄資材資機材等により損壊箇所の応急措置を実施する。洪水による災害発生の場合は、洪水阻止及び排水に全力を尽くし、被害箇所の応急対策を行い被害の拡大を防止する。

3 港湾施設の応急対策

港湾施設に対する監視活動を強化し、護岸、荷役設備等の損壊及び在港船舶等による被害の過大を未然に防止する対策を適切に講ずるとともに、施設に被害が生じたときは、速やかに応急復旧を図り、その機能回復に努めるものとする。この場合、救援物資等の輸送が損われることのないよう当該施設の復旧を優先的に行うものとする。

4 応援協力要請

応急復旧の範囲が広範・大規模となった場合に、協定に基づく応援協力を得るため、日ごろから連絡体制等を整備し連携に努める。

第3節 上水道施設の応急対策【水道局】

水道施設の機能を維持するため、各浄水場、給配水管、給水装置等に破損が生じた場合、速やかに応急復旧を実施するとともに、配水系統の変更を行い円滑な給・配水にあたるものとする。

ただし、応急復旧等に時間を要する場合は、断水した地区に対して車両による応急給水を行う。

第4節 下水道施設の応急対策【建設局】

汚水・雨水の処理、排除機能を維持するため、各施設を緊急点検し、安全対策と施設維持を図った上で可能な範囲での最大限の機能回復措置を施す。

また、応急復旧で必要となる資材等については、一定量を常時保管しておくとともに、関係機関との連携を緊密にしておくものとする。

第14章 応急住宅対策【まちづくり局】

災害救助法に基づき、県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、市は、災害により住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対し、当該住家の必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の居住安定を図る。

第1節 応急仮設住宅

1 供与対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者。
- (2) 居住する住家がない者。
- (3) 自らの資力では、住宅を確保できない者。

2 建築基準

災害救助法に定める基準に基づく。

3 住宅仕様

応急仮設住宅の建築概要に基づく。

4 建築予定場所

まちづくり局長は、県からの要請に応じて、応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則として「応急仮設住宅建設可能候補地」の中から、適当な用地を選定する。

ただし、これにより難しいときは適当な公有地、私有地とすることができる。

5 供与期間

建築工事完了後2年以内とする。

6 要援護者に対する配慮

仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。

(本章末資料 応急仮設住宅の建設概要)

(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書(川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会))

(資料編 災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川建設重機協同組合))

第2節 住宅の応急修理

1 住宅の修理を受ける者

住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 修理基準

(1) 修理の範囲

世帯単位(居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。)

(2) 修理期間

災害発生の日から1か月以内に完了すること。

第3節 一時的居住先としての公営住宅等の活用

災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅及び民間賃貸住宅を提供する。

1 一時的居住を要する者

災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。

2 認定方法

区が認定し、り災証明書を発行する。

3 供与

使用可能な市営住宅の空家を提供する。

供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。

(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)

第4節 民間住宅等の提供

応急仮設住宅に補完するものとして、民間の賃貸住宅等の提供を行うものとする。

応急仮設住宅の建設概要

モジュール	1.800mm ~ 1.840mm(各社モジュールによる)				
構造	鉄骨(軽量型鋼)ブレース構造				
基礎	木杭:末口90mm 土台、大引き:木製又は鋼製				
屋根	折板葺又は長尺カラー鉄板パネル式				
壁	外壁パネル: 外 カラー鉄板 断熱材入り 内 カラー合板又はカラー鉄板 界壁:木製下地石膏ボード $t=12.5$ + 化粧石膏ボード $t=9.5$ (小屋裏まで) コンロ前:不燃材料				
天井	カラー合板パネル式(断熱材入り)				
建具	引違い又は片引きアルミサッシ戸 上段:型板ガラス $t=4$ 下段:腰パネル(出入り口) 引違いアルミサッシ戸 上段:型板ガラス $t=3$ 下段:型板 $t=4$ (掃き出し)アミ戸付き 引違いアルミサッシ窓 型板ガラス $t=3$ アミ戸付き				
樋	塩ビ製				
設備	電気設備・給排水設備・給湯設備・換気設備・TEL・TV				
室名	床	巾木	壁	天井	備考
玄関	塩ビシート 合板 $t=4$ 下地	塩ビ製巾木	カラー合板 $t=2.5$ 又は 化粧プラスターボード $t=9.5$	カラー合板 $t=2.5$	床見切り
台所	〃	〃	〃	〃	流し台 コンロ台 (バックガード付き1口コンロ) 換気扇 湯水混合栓
和室	畳敷き	畳寄せ	〃	〃	カーテン及びカーテンレール
洋室	塩ビシート 合板 $t=4$ 下地	塩ビ製巾木	〃	〃	カーテン及びカーテンレール
浴室	ユニットバス				手摺付き
トイレ	塩ビシート 合板 $t=4$ 下地	塩ビ製巾木	カラー合板 $t=2.5$ 又は 化粧プラスターボード $t=9.5$	カラー合板 $t=2.5$	手摺付き
押入	コンパネ $t=12$	雑巾摺	合板 $t=2.5$	〃	

第15章 広域応援体制

災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときに備え、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。

第1節 応援の要請

市長は、災害による大規模な被害が発生又は拡大し、災害応急対策、災害復旧を実施するにあたり、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときは、次により、必要な応援、協力要請を行う。

1 判断・指示

市長は、市の災害対応だけでは困難と判断した場合、応援要請を行うものとする。ただし、緊急を要し、また止むを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができる。

2 要請の基本事項

応援要請のときは、次の事項を明らかにして、要請を行うものとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣期間

(3) 派遣区域及び活動内容

(4) その他関連事項

3 受け入れ体制の整備

要請により、派遣された要員・物資等の受け入れ体制については、各関係局・区と調整を行い確保することとする。

第2節 項目別応援要請

市長は所掌業務に基づき、次の項目ごとに各協定先等へ要請を行うこととする。

1 救出・救助及び消火に係わる応援要請

2 医療救護等に係わる応援要請

3 医薬品等の供給に係わる応援協定

4 道路・交通対策に係わる応援要請

5 ライフライン（飲料水・燃料を含む）に係わる応援要請

6 食料・生活必需品物資等の調達に係わる応援要請

7 広報、その他災害情報に関する応援要請

8 輸送に関する応援要請

9 その他の応援要請

（資料編 協定等）

第3節 総合的な応援要請

市長は、多岐にわたる応援を必要とする場合、次の協定等に基づき、総合的な応援を要請するものとする。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

要 請 項 目	1 被害状況の把握
	2 避難の援助
	3 遭難者等の捜索救助
	4 水防活動
	5 消防活動
	6 道路又は水路の啓開
	7 応急医療、救護及び防疫
	8 人員及び物資の緊急輸送
	9 炊飯及び給水
	10 物資の無償貸付又は譲与
	11 危険物の保安及び除去
	12 その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務局危機管理室が、災害派遣要請依頼書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは口頭で依頼し、書類は後日提出するものとする。

また、通信の途絶等により県知事対して自衛隊派遣の要請の要求ができないときは、市長が第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、又は直接第1師団等に、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を通知する。

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

総務局危機管理室を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリ

コプターの発着場所を用意する。

カ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借り上げ料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料

エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(5) ヘリコプター発着場所

（資料編 航空機臨時着陸場一覧表）

(6) 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書により行う。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、「18大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、協定締結都市へ応援を要請するものとする。

3 「八都県市災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、「八都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、協定締結都県市へ応援を要請するものとする。

4 「災害時における相互援助協定」等に基づく応援要請

市長は、「災害時における相互援助協定」等に基づき、協定締結市へ応援を要請するものとする。

（資料編 18大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目）

（資料編 八都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目）

（資料編 災害時における相互援助協定（山形市、新潟市、富山市、福井市、静岡市、岩手県花巻市））

第4節 活動拠点の配置

警察・自衛隊・消防及びライフライン機関等が使用する活動拠点が必要となることから、市及び県の施設を活用し、円滑な災害対策の実施を図る。

1 警察、自衛隊の活動拠点

発災直後の情報収集から始まり、応急対策、復旧対策まで、長期的災害対策に従事する警察、自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

なお、市長は、拠点として県立高校を使用するときは、県知事に要請するとともに、各校の施設管理者に連絡するものとする。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 2 2 - 6
県立川崎工業高校	中原区上平間 1 7 0 0 - 7
県立新城高校	中原区下新城 1 - 1 4 - 1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4 - 1
県立川崎北高校	宮前区有馬 3 - 2 2 - 1
県立多摩高校	多摩区宿河原 5 - 1 4 - 1
県立麻生高校	麻生区金程 3 - 4 - 1

2 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。

名 称	所 在 地
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5 - 1
消防総合訓練場	宮前区犬蔵 1 - 1 0 - 2
会館とどろき	中原区宮内 4 - 1 - 2
県立向の岡工業高校	多摩区堰 1 - 2 8 - 1
県立麻生総合高校	麻生区片平 1 7 7 8

3 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

消防局航空隊による航空管制等の運行支援実施場所を市立川崎総合科学高等学校屋上として、ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積場所を幸区の前市場多摩川河川敷一帯に配置する。

4 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる重症者等の後方搬送拠点を次のとおり配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場	川崎区富士見 1 - 5 - 1
等々力競技場	中原区等々力 1 - 1
長沢浄水場	多摩区三田 5 - 1 - 1

5 水道の活動拠点

名 称	所 在 地
平間会館	中原区上平間 1668 番地先平間配水所構内
水運用センター	宮前区土橋 3 - 1 - 2 番地
長沢浄水場	多摩区三田 5 - 1 - 1 番地先

6 ライフライン事業者の活動拠点

名 称	所 在 地
富士見公園内川崎球場周辺	川崎区富士見2 - 1
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原1 - 1 - 1
等々力中央グラウンド	中原区等々力1
よみうりランド駐車場	多摩区菅仙谷4 - 6 1 5 5

7 他都縣市等からの応援の活動拠点

警察・自衛隊・消防・水道・ライフライン以外の活動拠点を次のとおり配置する。

名 称	所 在 地
川崎競馬場	川崎区富士見1 - 5 - 1
県高津合同庁舎	高津区溝口1 - 6 - 1 2
県立生田高校	多摩区長沢3 - 1 7 - 1
県立生田東高校	多摩区生田4 - 3 2 - 1
県立菅高校	多摩区菅馬場4 - 2 - 1
県立百合丘高校	多摩区南生田4 - 2 - 1
川崎治水事務所	多摩区生田4 - 2 5 - 1

8 河川の復旧活動拠点【関東地方整備局、建設局河川課、区】

国は、大師河原河川防災ステーションを水防センター・ヘリポート・水防活動スペース・復旧用備蓄資材などを備えた災害時の緊急復旧活動の基地として、二ヶ領せせらぎ館を復旧用備蓄資材などを備えた災害時の復旧活動の補助基地として活用する。

また、市は、大師河原水防センターを水防活動を円滑に行う拠点とする。

名 称	所 在 地
大師河原河川防災ステーション	川崎区大師河原1 - 1
二ヶ領せせらぎ館	多摩区宿河原1 - 5 - 1

9 基幹的広域防災拠点【内閣府、国土交通省】

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用する。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島5 8 番地

第16章 災害救助法【健康福祉局地域福祉課】

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。市は、適切な救助活動ができるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用要請を行う。

第1節 災害救助法の実施

1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、市長が実施する。

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりである。

1 住家等への被害が生じた場合

(1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

(2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当すること。

第3節 災害救助法の適用要請

1 健康福祉局長は、風水害による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事（災害消防課）に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。

2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。

第4節 救助の内容

1 救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示)における救助の種類は次のとおりである。

- ・ 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかったものの救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の搜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 応急救助の実施

災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

第5節 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。

(資料編 災害救助基準)

第1章 民生安定のための緊急措置【総務局市民情報室、健康福祉局、財政局、市民・こども局、まちづくり局、経済労働局、区】

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。

このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

第1節 相談窓口の開設【総務局市民情報室、局、区】

市は、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局関係機関との調整等によりその問題解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 災害の規模に応じて、必要がある場合は区に相談窓口を開設する。
- 5 各局、区長は、要望の内容、件数、対応状況を総務局長に報告するものとする。

第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域福祉課】

被害の発生に伴い、一般市民及び他都県市から被災者あてに寄託された義援金・義援物資（以下「義援金等」という）の受付、保管、配分及び輸送について必要な事項を定める。

- 1 義援金等の受付
 - (1) 一般市民及び他都市等から市に寄託された義援金等については、健康福祉局において受け付ける。
 - (2) 義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。
- 2 義援金等の保管場所

義援金については、会計管理者名義の預金口座を設け、一時保管する。また、義援物資の保管は区とする。ただし、臨時的な保管場所については、その都度健康福祉局及び区が決定する。
- 3 義援金等の配分及び輸送
 - (1) 寄託された義援金等の配分は、健康福祉局が行う。配分に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、被災者に対する円滑な配分を行う。
 - (2) 義援金等の輸送は、健康福祉局が関係局の応援を得て被災地の区長に引渡すものとする。

第3節 弔慰金・見舞金等の支給

災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び福祉手当等を支給するものとする。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象

市内において暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による国が定める災害の被災者又はその遺族。

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の額

ア 災害弔慰金 災害により死亡した場合 2,500,000 円(生計維持者の場合は5,000,000 円)

イ 災害障害見舞金 災害により障害を負った場合 1,250,000 円(生計維持者の場合は

2,500,000円)

2 災害見舞金及び弔慰金の支給【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象

市内において風水害等異常な災害により被災した者及びその遺族

(2) 災害見舞金及び弔慰金の額

ア 住家の被害 50,000円以内

イ 死亡者又は重傷者 100,000円以内

3 災害遺児等福祉手当【市民・こども局こども家庭課】

(1) 川崎市災害遺児等福祉手当

ア 目的

災害により、児童の父母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

災害遺児及び災害により父母等が1級又は2級の身体障害者となった児童の保護者

ウ 事業内容

児童1人につき年額36,000円をその保護者に支給する。

(2) 川崎市災害遺児等援護事業

ア 目的

災害遺児等及びその家族の福祉の増進を図ることを目的としている。

イ 対象者

川崎市災害遺児等福祉手当の支給要件に該当する事業

ウ 事業内容

次のとおり祝金品を贈呈する。

- ・ 小学校入学児童 50,000円相当の祝金品
- ・ 中学校入学児童 50,000円相当の祝金品
- ・ 中学校卒業児童 100,000円相当の祝金品
- ・ 上記に該当しない児童 10,000円相当の祝金品

(資料編 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例・施行規則)

(資料編 川崎市災害遺児等援護事業実施要綱)

(資料編 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例・施行規則)

第4節 資金の貸付

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、市が直接又は間接に関与して行う援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害援護資金【健康福祉局地域福祉課】

(1) 対象災害

神奈川県内で災害救助法が適用された市町村（指定都市においては、当該区の区域内を含む。）が1以上ある災害

(2) 対象者

上記(1)による災害により被害を受けた世帯の世帯主であり、その世帯の所得額が「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に該当し、かつ、その被害程度が次のいずれかに該当するものであること。

ア 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷

イ 家財の被害であって、被害金額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である損害

ウ 住居が半壊、全壊、若しくは、全体が滅失した場合

(3) 貸付限度額

災害援護資金の貸付限度額は、次の表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

災害援護資金貸付表（平成20年4月現在）

世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円	270万円 (350)	350万円
家財の1/3以上の損害	150万円			
住居の半壊	170万円(250)			
住居の全壊	250万円(350)			
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円			

被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

(4) 貸付条件

貸付に関する諸条件は次のとおりである。（平成20年4月現在）

所得制限	（世帯人員）	（市町村民税における総所得金額）
	1人	220万円
2人	430万円	
3人	620万円	
4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円		
利率	年3%（据置期間は無利子）	
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）	
償還期限	10年（据置期間を含む。）	
償還方法	年賦又は半年賦	

2 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害時において、被害を受けた低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り安定した生活を確保するため、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象者

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために、資金融資を必要とする低所得者

(2) 資金の種類

災害援護資金

(3) 貸付限度等

- ア 貸付限度 1,500,000 円
- イ 据置期間 1 年
- ウ 償還期限 7 年
- エ 貸付利子 年 3 % ただし、据置期間中は無利子

3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備課】(平成 20 年 4 月現在)

災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行い、居住の安定を図るため、市内に住宅相談窓口を設置し、住宅金融支援機構法、同施行令及び「大規模災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構が市内に住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報を提供するとともに、資金の融資を行う。

(1) 融資対象者及び融資限度額

- ア 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた所有者で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者

(ア)建設資金

住宅の構造	建設資金	土地取得資金	整地資金
耐火構造	1,460 万円	970 万円	380 万円
準耐火構造			
木造	1,400 万円		

土地取得資金、整地資金は建設資金と併せて利用（単独では利用できない。）

(イ)購入資金

住宅の構造	新築購入資金		リユース購入資金	
	購入資金	土地取得資金	購入資金	土地取得資金
耐火・準耐火構造	1,460 万円	970 万円	1,160 万円	970 万円
木造	1,400 万円		950 万円	

土地取得資金は購入金額と併せて利用（単独では利用できない。）

(ウ)特例加算 450 万円

補修資金の場合は利用できない。

- イ 住宅金融支援機構が指定した災害により、住宅に 10 万円以上の被害を受けて「り災証明書」の発行を受けた者

補修の場合の融資限度額

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火構造	640万円	380万円	380万円
準耐火構造			
木造	590万円		

引方移転資金と整地資金は補修資金の両方を利用する場合は、合計で380万円が限度

(2) 融資条件

- ア 金利 年2.30%（金利は金融情勢により変更される）
- イ 返済期間 最長35年以内（金融種別により返済期間が異なる）
- ウ 返済方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

4 災害対策資金【経済労働局金融課】

火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 融資対象者

火災、風水害等の被害を受け、り災証明を受けた中小企業者

(2) 融資条件

- ア 融資限度額 8,000万円
- イ 金利 年2.1%以内
- ウ 返済期間 運転資金7年以内。設備資金10年以内（内据置期間6か月以内）
- エ 返済方法 一括返済又は割賦返済
- オ 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要

5 農林漁業災害関連融資【経済労働局農業振興課】

災害により著しい被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図る。

第5節 市税・保険料の減免措置等

1 市税【財政局税制課】

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 期限の延長

被災により市税についての納付、申告等が期限までにできないと市長が認めるときは、次により期限を延長する。

- ア 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用の地域、期限の延長日等を指定する。
- イ 被災納税義務者等による申請があった時は、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

被災により、納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができないと認める時は、申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、市税条例第34条及び第49条の規定により、該当する各税目について次により減免を行う。

ア 減免の範囲及び税額

災害により被災した納税義務者の市県民税及び固定資産税は、次表により減免する。

イ 減免の手続き

区役所に備え付けの減免申請書に、その理由及び被害状況を記し、それを証する書類を添付し申請する。

区 分	減免する範囲			減免額
個人の 市民税 (県民税を 含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			全額
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える場合を除く。			10 分の 9
	納税者が所有する家屋又は家財(その方の居住に関するものに限る。)が被災した場合	損害の程度が 10 分の 5 以上のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	全額
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき	2 分の 1
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき	4 分の 1
		損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円以下であるとき	2 分の 1
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円を超え 7,500,000 円以下であるとき	4 分の 1
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円を超え 10,000,000 円以下であるとき	8 分の 1
固定資産税	土 地	災害により、土地が地形を変じた場合	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
都市計画税	家 屋 償却資産	災害により、家屋又は償却資産が被災した場合	10 分の 7 以上	全額
			10 分の 5 以上	10 分の 7
			10 分の 3 以上	10 分の 5
			10 分の 2 以上	10 分の 3
			10 分の 1 以上	10 分の 1

* 減免の事由に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額を減免する。

2 市国民健康保険料【健康福祉局保険年金課】

災害により納付義務者又はその世帯に属する世帯員の居住に係る家屋又は事務所が滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯に対し、川崎市国民健康保険料減免取扱要綱の定めるところにより、保険料を免除する。

なお、水害については、家屋又は事務所が床上浸水した場合を対象とする。ただし、床下浸水した場合であっても家屋又は事務所に著しい損傷を受けた世帯については床上浸水に準じて取り扱うものとする。

(1) 免除

その被害程度に応じて、次表に掲げる期間の期割保険料額を全額免除する。

水害による浸水の場合は、家屋等の被害程度3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。なお、災害により生じた損害金額が損害保険等により補填される場合は、これを考慮して決定する。

家屋等の被害程度	滅失又は 7割以上の被害	5割以上 7割未満の被害	3割以上 5割未満の被害
免除期間	12か月以内	9か月以内	6か月以内

3 後期高齢者医療保険料【健康福祉局保険年金課】

被災した被保険者又は世帯主（以下「納付義務者等」という。）に対し、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「条例」という。）の定めるところにより、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 徴収猶予

被災により、納付義務者等が保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認めるときは、申請に基づき6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

(2) 減免

被災した納付義務者等に対し、条例第16条第1項の規定により被災日の属する月以後6か月のうち、被保険者資格を有する月の月割保険料額を減免する。

4 市介護保険料【健康福祉局介護保険課】

第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損傷を受けたとき、納付義務者に対し、介護保険法又は市介護保険条例の定めるところにより、申請に基づき第1号被保険者保険料の徴収の猶予又は減免の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとする。

(1) 徴収猶予

納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することとできないと認める場合、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期限を限って徴収を猶予する。

(2) 減免

納付すべき保険料の全部又は一部を納付することとできないと認める場合、保険料を減免する。

第6節 リ災証明書の発行【区】

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、リ災証明書を発行する。

1 発行手続

リ災証明書の交付申請が被害者からあった場合、被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき区長が発行する。

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

- ア 全壊・全焼
- イ 流出
- ウ 半壊・半焼
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(3) その他の物的被害

（本章末資料 リ災証明書の様式）

第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局地域福祉課】

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援することを目的としたものである。

1 対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象により生ずる被害）

- (1) 市内で災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当するものを含む。）が発生した自然災害
- (2) 市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
- (3) 神奈川県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害

2 対象世帯

1の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3 / 4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

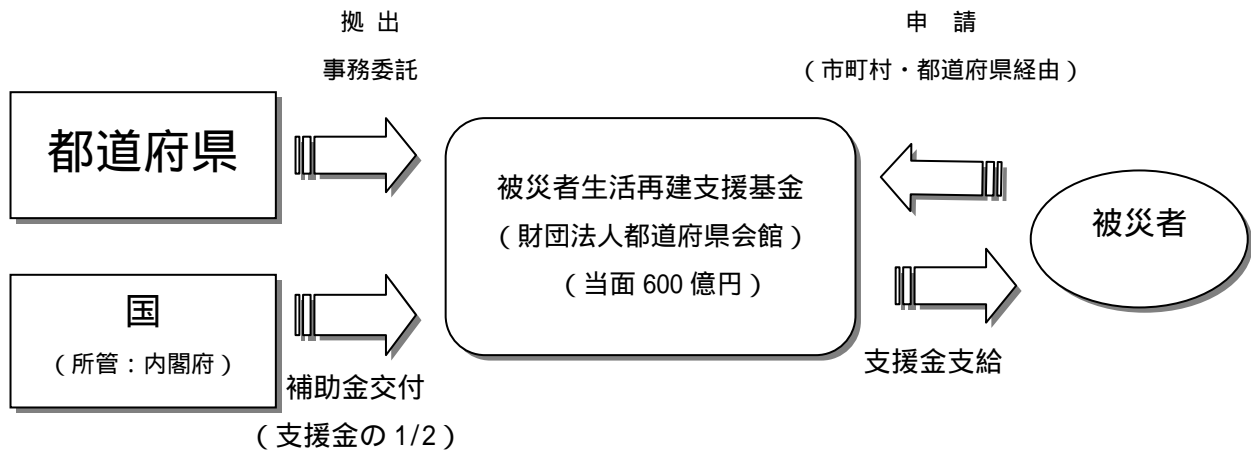
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

	申請期間	申請書類
基礎支援金	災害発生日から13か月以内	り災証明書、住民票等
加算支援金	災害発生日から37か月以内	契約書（住宅購入、賃借等）等

支援金支給のしくみ



資料 リ災証明書の様式

担 任	係 長	課 長	部 長		

リ 災 証 明 書 交 付 願 第 _____ 号

(あて先) 川崎市 区長 平成 年 月 日

申 請 者	住 所	川崎市 区 ()			
	氏 名				
り災年月日		平成 年 月 日	原因		
り災場所		川崎市 区			
		住居 店舗 倉庫 その他 ()			
り 災 者 及 び 状 況	氏 名	性別	続柄	年齢	状況 (死亡、負傷、行方不明、その他)
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

り災の程度

人的被害	死亡 人 負傷 人 行方不明 人
住 家 等 の 被 害	全壊 (焼) 流失 床上浸水 その他
	半壊 (焼) 床下浸水 ()
証明書の用途	損害保険請求 税金の減免 国民健康保険料の減免 国民年金保険料の減免 その他 ()
調査年月日	平成 年 月 日
調査員氏名	
備考	
交付年月日	平成 年 月 日 受領者氏名

資料 リ災証明書の様式

リ災証明書

川崎市証明

第

号

申請者	住所	川崎市 区 ()			
	氏名				
リ災年月日		平成 年 月 日	原因		
リ災場所		川崎市 区			
		住居 店舗 倉庫 その他 ()			
リ災者及び状況	氏名	性別	続柄	年齢	状況(死亡、負傷、行方不明、その他)
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

リ災の程度

人的被害	死亡 人	負傷 人	行方不明 人	
住家等の被害	全壊(焼)	流失	床上浸水	その他
	半壊(焼)		床下浸水 ()	

上記のとおり、リ災したことを証明します。

平成 年 月 日

川崎市 区長 印

第2章 公共施設の災害復旧

暴風、洪水、高潮等の異常現象により、被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の現形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 公立学校施設災害復旧事業 その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、 障害者支援施設等 環境衛生施設等災害復旧事業 医療施設災害復旧事業 その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） 公営住宅災害復旧事業 空港災害復旧事業 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第2節 激甚災害の指定

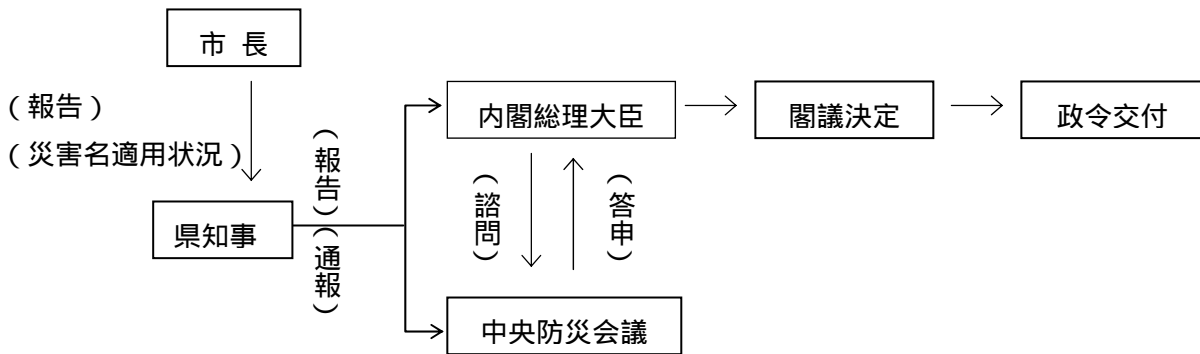
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、「激甚法」指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

第3節 激甚法に定める財政援助等

激甚法による財政援助等は、次のとおりである。

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症予防施設災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) (14) 湛水排除事業</p>	<p>法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第19条関係 法第3条、第9条関係 法第3条、第10条関係</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>法第5条関係 法第5条、第6条関係 法第7条関係 法第8条関係 法第9条関係 法第10条関係 法第11条関係 法第11条の2関係</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 中小企業者に対する賃金の融通に関する特例</p>	<p>法第12条関係 法第13条関係 法第14条関係 法第15条関係</p>
<p>4 その他の財政援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	<p>法第16条関係 法第17条関係 法第19条関係 法第20条関係 法第21条関係 法第22条関係 法第24条関係 法第25条関係</p>

第1章 東京電力株式会社

第1節 計画方針

電力施設を災害から防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力供給機関の防災対策について定め、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 防災対策機関の所在地

災害時、平常時とも次を連絡先とする。

機 関 名	川崎支社	川崎支社高津営業センター
所 在 地	幸区柳町26	高津区久本3-2-17
電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044	平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044
受持区域	川崎区・幸区・中原区(東横線以东)	中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区

第3節 応急活動

1 基本方針

(1) 非常災害対策本部、支部の設置

災害が発生した場合、神奈川支店に非常災害対策本部を、各事業所に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。

(2) 電力供給の継続

電力需要の重要性に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力需給契約」を実施する。

(4) 関係機関との連携

市及び区との情報交換は、川崎市防災行政無線、電話連絡、電話不通の場合は車輛又は徒歩にて行う。

なお、川崎支社対策支部においては、連絡員1名を市に派遣し、連絡体制の万全を図る。

2 応急対策

(1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、別に定める順位により実施する。

(3) 被害の状況を勘案し、復旧応援隊の編成・出勤をさせる。

3 防災上の重要拠点に対する電力供給の確保

(1) 災害状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、災害対策の中核となる市役所、区役所、警察、消防、土木事務所等の官公署、報道機関その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 医療救護活動の拠点となる医療施設、医療救護拠点、避難収容施設である災害時避難場所及び社会福祉施設に対しては優先的に送電する。

(3) 復旧に長時間を要する場合は、できる限り発電機車にて対応する。

4 広報対策

(1) 二次災害の防止

ア 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等）

イ 漏電等による出火防止

ウ 電気器具のコンセントを抜く。

エ 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。

(2) 被害状況及び復旧見通し等

5 電力の安定供給

電力系統は、東京電力の発・変電所、送・配電線と電源開発(株)の発・変電所、送電線が一体となって運用されているほか、常時、東北電力(株)の電力系統とも接続されており、さらに緊急時には、新信濃、佐久間両周波数変換所を通じて中部、関西電力など60ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける。

こうして、災害時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行う。

6 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、震災時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第2章 東京ガス株式会社

第1節 計画方針

ガス施設を災害から防護し、被災地に対するガス供給を確保するため、ガス施設関係の防災対策について定め、社会公共施設としての機能を維持する。

第2節 所管

名称	所在地	電話	所管業務
川崎支店	川崎市小川町 6-1	044(211)7212	広報公聴活動
神奈川導管ネットワークセンター	横浜市西区西平沼 5-55	045(313)8003	本支管・供給管の新設及び維持管理
神奈川ガスライト 2 4	横浜市西区西平沼 5-55	045(322)0024	ガス漏洩事故受付出動

第3節 施設の災害予防計画

1 整圧器の災害予防

地下整圧器は浸水防止を行い、地上整圧器の出水のおそれのある箇所で嵩上等を行い、防災措置を実施している。

2 バルブの設置

一般に災害発生時にはガスを遮断できるよう導管にバルブを設置しているが、河川の増水域の氾濫による事故の発生に備えて、架管前後にはガスを遮断できる措置をとっている。

3 地盤沈下対策

ガス導管の地盤沈下対策は、一般の地盤沈下に付随する局所的な地盤ないし他の構造物の変位に基づくものであるため、これに対し次のように対策を講じている。

(1) 架管前後の対策

橋りょう架管部分及び前後には覆装鋼管を用い、前後には堅固な防護措置又は伸縮措置等の対策を講じている。

(2) 導管の材質変更

一般の地盤沈下に対しては、ガス導管の材質を鋳鉄管から鋼管又はポリエチレン管に入替えを行っている。

第4節 応急対策

1 災害発生時の応急措置

(1) 本社防災供給部(当直指令以下 24 時間勤務体制)は情報収集を行い、非常体制確立までの間、各課所に速やかに適切な指示を与える。

(2) 各導管事業部は非常体制確立までの間、ガスライト 2 4 (当直指令以下 24 時間勤務体制)が防災供給部との応答を行い指示に従う。

(3) 情報収集

官公庁、報道機関及び社内各事業所などにより施設の被害状況、家屋、道路等の被害状況につ

いて情報を収集し、災害応急対策の基本方針を審議決定する。

2 非常体制の確立

災害が予想され、又は発生した場合、次の非常体制を確立する。

体制区分	適用条件
第一次非常体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給停止(予想)期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合 4. 供給停止(予想)期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(本章末資料 本部・支部の組織、責任者)

(本章末資料 非常体制時の本部及び支部の分担業務)

(本章末資料 外部関係機関との連携)

第5節 復旧計画

1 復旧計画の作成

復旧計画には、早期に被害状況の把握をする必要があり、当社の被害調査及び行政機関等からの被害情報を含めて被害状況図を作成する。

被害状況図をもとに、被害の程度及び緊急供給の必要箇所等により、地区(面)で復旧順位を決定する。

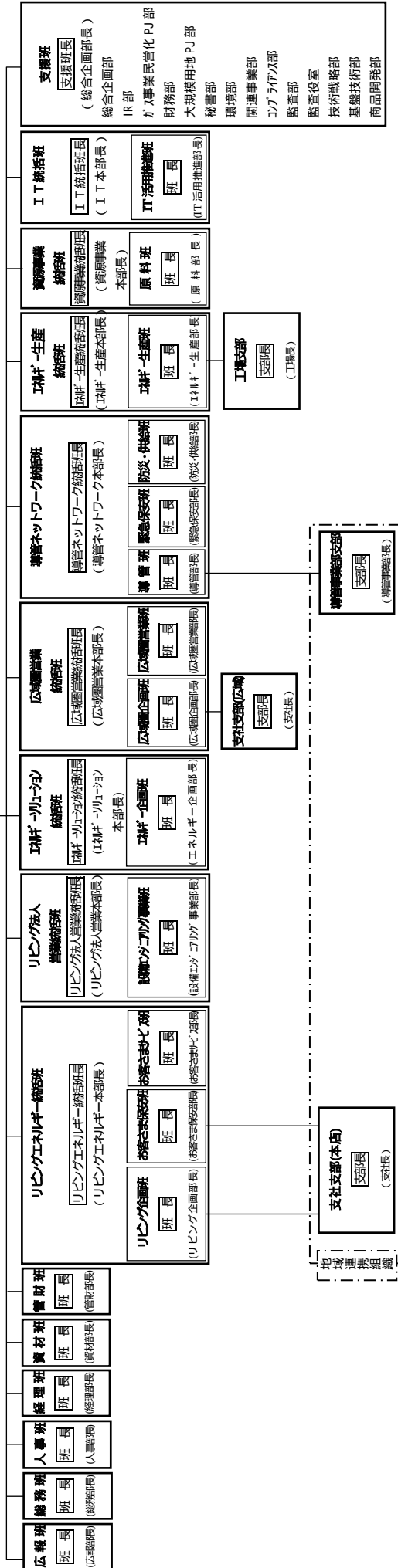
2 復旧作業

供給を停止した地域の復旧作業は、復旧計画に基づき速やかに行う。

本部、支部の組織、責任者
第二次非常体制

本部長(社長) 事務局長

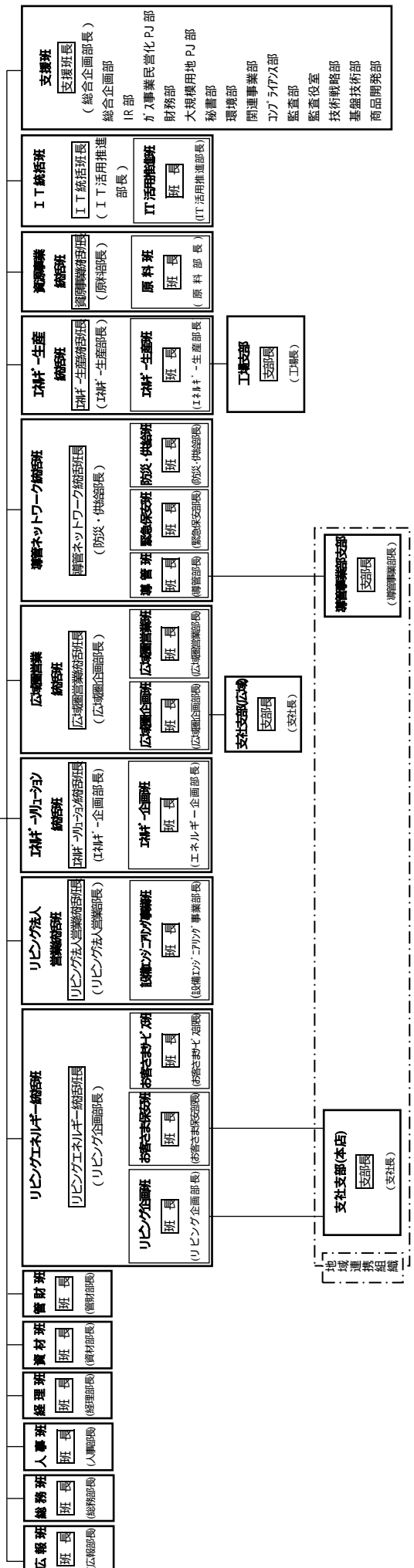
副本部長(副社長)



第一次非常体制

本部長(社長) 事務局長

副本部長(副社長)



非常体制時の本部および支部の分担業務（標準）

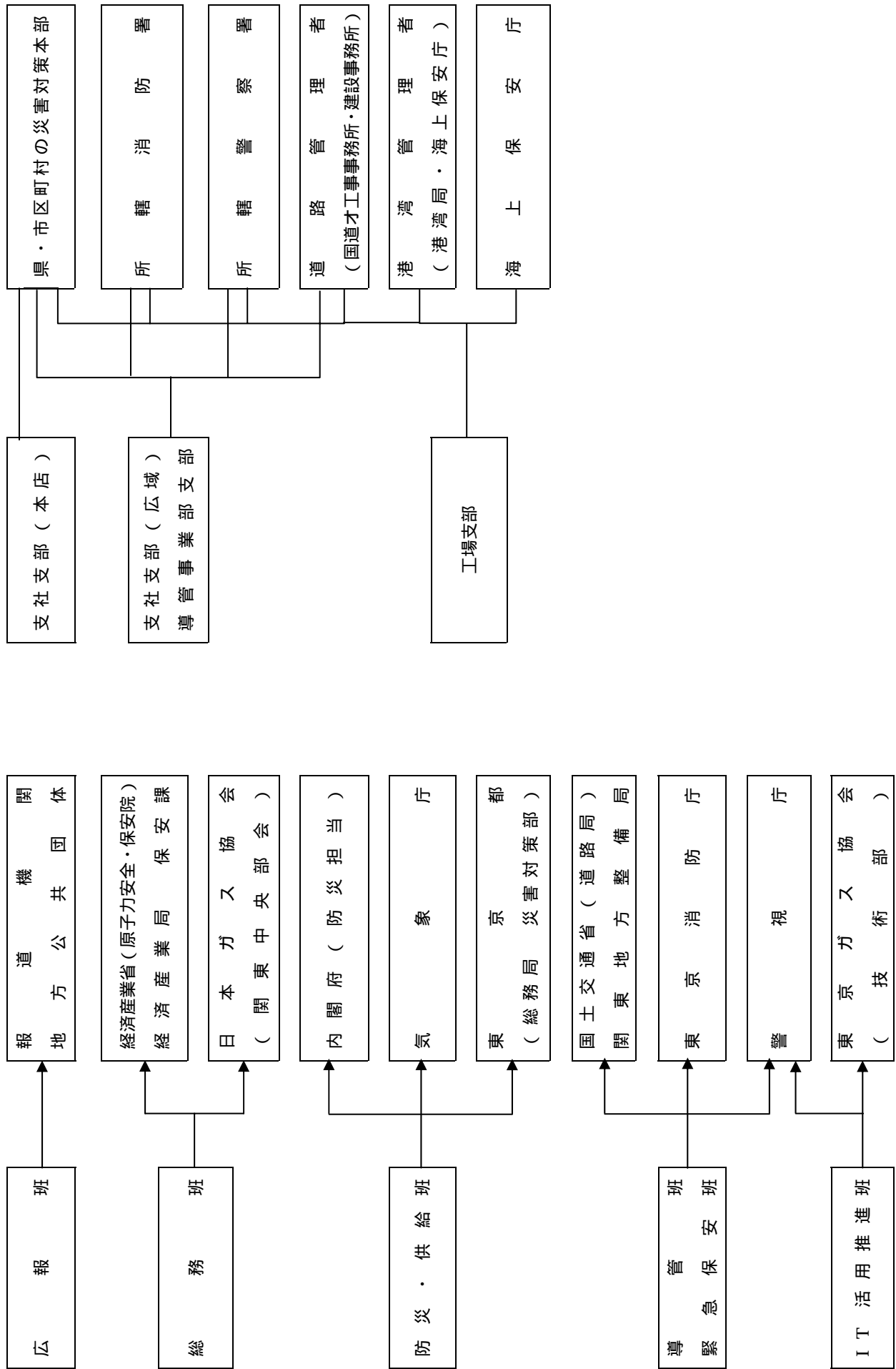
〔本部〕

班名		主な業務
広報班		広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社との連携によるマスコミ支局への広報対応
総務班		本社建物・設備の被害調査・維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境(ごみ)管理
人事班		動員状況の確認、要員配置・社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計及び配信 食料・宿泊施設の確保状況確認、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、不足する作業服・ヘルメット等の調達・配布支援
経理班		会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達、他班への応援
資材班		復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、取引企業との連絡窓口、他班への応援
管財班		建物等施設・設備の維持管理、前進基地確保のための折衝
リビングエネルギー統括班	お客さま保安班	支社支部(本店)の応援計画(マイコンメーター対応、開閉栓対応)、顧客支援計画の作成・実施、TGライフバル、TGカスタマー、エネスタ等との対応窓口
	お客さまサービス班	顧客からの電話対応、電話応援者の受け入れ対応
	リビング企画班	リビングエネルギー統括班の調整及び広報班と連携した支社(本店)の広報支援、TGライフバル、TGカスタマー、エネスタ等との連携
リビング法人営業統括班	設備エンジニアリング事業班	ガス漏洩対応の支援・実施(内管修繕) 内管復旧計画の作成・実施、お客さまサービス班の支援、その他必要な事項
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	(エネルギーソリューション本部が担当する)顧客支援計画の作成・実施
広域圏営業統括班	広域圏企画班	広域支社の情報収集・対応支援
	広域圏営業班	卸供給先事業者との連絡・対応窓口
導管ネットワーク統括班	導管班	被害情報の調査・収集、導管事業部の情報収集・対応支援、導管事業部間の応援計画及び復旧計画作成
	緊急保安班	ガス漏洩対応、マイコンメーター対応支援
	防災・供給班	非常事態対策本部事務局、K・Lブロック供給停止判断・実施、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備の点検・維持管理、国・自治体(内閣府・都)の対策本部への対応(要員派遣等)
エネルギー生産統括班	エネルギー生産班	工場の被害情報収集・対応支援、各工場の製造計画見直し、移動式ガス発生設備の運営支援
資源事業統括班	原料班	原料調達計画の調整・実施、関係事業者との連絡窓口、他班への応援
IT統括班	IT活用推進班	通信設備・システムの稼働確保、TGアイネットとの連携
支援班		他班のサポート、応援

〔支部〕

支部	主な業務
支社支部(本店)	地域行政・地域社会等との連絡窓口、取材対応、自治体の対応(要員派遣等)、マイコンメーター対応、開閉栓対応、顧客支援計画の作成・実施、発災時の機器修理対応支援、他支部との連携、TGライフバル、TGカスタマー、エネスタ等との連携
支社支部(広域)	供給停止判断・実施、ガス漏洩対応、マイコンメーター対応、被害情報の収集・対応、顧客からの電話対応、顧客への広報、地域行政・地域社会等との連絡窓口
導管事業部支部	ガス漏洩対応、ガバナ閉・開巡回、マイコンメーター対応支援、被害情報の調査・収集・対応、Lブロック供給停止判断支援、特定需要家対応、他支部との連携
工場支部	工場設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整、移動式ガス発生設備の充填等

外部関係機関との連携



第3章 東日本電信電話株式会社

第1節 計画方針

被災地等との通信を確保するため、電気通信設備を災害からの予防及び発災時の応急復旧対策等について定める。

第2節 災害対策本部の所在地

支店名	所在地	電話番号
東日本電信電話(株)神奈川支店	横浜市中区山下町198	045-212-8945 夜間 休日 113番

第3節 事前措置

- 1 通信の確保を図るため、所外設備・所内設備・建物等の耐震対策を行う。
- 2 防火対策として、不燃化・延焼防止・消火設備の設置などの対策を実施する。
- 3 水防対策として、建物等を浸水から防ぐため、適切な水防対策を講じる。
- 4 長時間停電に備え、蓄電池・発動発電機などの代替電源を配備する。
- 5 通信網の信頼性向上のため、ネットワークの多ルート構成若しくはループ構成、ケーブルの迂回道収容等を行う。
- 6 重要通信の確保・通信の途絶防止のため応急復旧用災害対策機器等を予め配備し備えておく。

第4節 発災時等の措置

- 1 情報連絡室の設置
災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室を設置する。
- 2 災害対策本部の設置
災害が発生した場合、当該災害の規模及び状況により、災害対策本部を設置する。
- 3 電気通信設備に被害を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施します。

電気通信サービスの確保	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するとともに可能な範囲において一般通話を確保することを基本として風水害防災応急復旧対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。 3 一般電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。
-------------	--

非常通話、 緊急通話の優 先確保	防災関係機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保します。 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、移動無線車等を使用し、通信を確保する。
公衆電話の臨 時措置	災害時等における通信手段とし街頭公衆電話の無料化措置を行います。(災害救助法が適用される規模の災害が発生し・広域停電が発生している場所)

4 被災時の復旧順位

当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、優先的に取り扱われる通話を確保するため、次の順位（重要通信を確保する機関）に従ってその通信設備を修理し、又は復旧します。

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社・通信社・放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(平成21年2月6日 川崎市防災会議決定)

平成20年度修正

川崎市地域防災計画 (風水害対策編)

編集発行 川崎市防災会議

〔事務局〕 川崎市総務局危機管理室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044(200)2840
